

# 業 務 要 覧

令和 2 年版

神戸運輸監理部

# 目 次

## 総務企画部

### 【総務課】

1	沿革	総総	1
2	歴代海運・運輸監理部長	総総	1
3	管轄区域の概要	総総	2
4	組織及び主な業務	総総	4
5	海事功労者等表彰	総総	5
6	叙勲及び褒章	総総	6
7	中小企業等協同組合	総総	7

### 【安全防災・危機管理調整官】

1	安全防災・危機管理対策	総安	1
(1)	年末年始の輸送等に関する安全総点検	総安	1
(2)	運輸安全防災・危機管理業務推進本部	総安	1
(3)	防災訓練	総安	1
(4)	運輸安全マネジメントセミナー	総安	2
(5)	市民救命士講習会	総安	2
(6)	テロ対応にかかる関係機関との連携	総安	2
(7)	災害時支援船活動実証訓練	総安	2

### 【企画課】

1	公共交通活性化の取り組み	総企	1
(1)	陸上交通の確保維持・活性化	総企	1
(2)	海上交通の確保維持・活性化	総企	1
(3)	地域公共交通確保維持・活性化に係る調査事業	総企	1
2	観光振興の取り組み	総企	2
(1)	神戸における着地型観光の推進	総企	2
(2)	瀬戸内海観光連携推進会議による瀬戸内の観光活性化	総企	2
(3)	観光振興・地域づくりに係る調査事業	総企	3

### 【物流施設対策官】

1	倉庫業の現況	総物	1
(1)	事業者数及び所管面(容)積	総物	1
(2)	倉庫需要	総物	2
(3)	倉庫管理主任者スキルアップセミナー	総物	3
2	物流の効率化	総物	4

(1) 物流総合効率化計画の認定	総物	4
(2) モーダルシフト等推進事業	総物	4
(3) グリーン物流等に係る普及・啓発	総物	4
(4) 物流分野におけるエネルギー使用の合理化	総物	4
(5) 物流に係る交通環境教育プログラム	総物	4
(6) 交通環境教室	総物	5
3 災害に強い物流システムの構築	総物	6
4 バリアフリーの推進	総物	7
(1) バリアフリー教室	総物	7
(2) スパイラルアップを図る取り組み	総物	7

## 海事振興部

### 【旅客課】

1 管内旅客船事業の現況	海旅	1
(1) 旅客船事業者数及び航路数	海旅	1
(2) 旅客船事業の増減状況等	海旅	2
(3) 輸送実績の推移	海旅	3
2 不開港場寄港及び沿岸輸送特許	海旅	6
3 海事思想の普及	海旅	9

### 【貨物・港運課】

1 内航海運の現況	海貨	1
(1) 内航海運登録事業者数等	海貨	1
(2) 法人・個人別事業者数	海貨	1
(3) 船種・船型別船腹量及び隻数	海貨	2
(4) 自家用船舶使用届出状況（100 総トン以上）	海貨	2
(5) 内航海運業地区別登録事業者分布状況	海貨	3
2 貨物利用運送事業の現況	海貨	4
3 港湾運送事業の現況	海貨	4
(1) 港湾運送事業者数・許可数	海貨	4
(2) 港湾運送実績	海貨	5
(3) 港湾労働者の現況	海貨	9

### 【船舶産業課】

1 造船業の現況	海舶	1
(1) 造船業の施設等の状況	海舶	1
(2) 船舶の建造・修繕実績	海舶	1

2	船用工業の現況	海舶	2
(1)	船用工業事業所数	海舶	2
(2)	船用工業の実績	海舶	3
3	造船業・船用工業対策等	海舶	6
(1)	人材の育成	海舶	6
(2)	造船業における労働災害防止指導	海舶	7
4	舟艇利用の現況	海舶	7
(1)	「海の駅」を利用したマリレジャーの普及推進	海舶	7
(2)	海の駅・防災棧橋等の活用による舟艇利用促進事業	海舶	8
5	モーターボート競走の現況	海舶	9

#### 【船員労政課】

1	船員労働の現況	海員	1
(1)	船員の労働組合組織率	海員	1
(2)	船員最低賃金の状況	海員	1
(3)	船員の福利厚生施設の状況	海員	2
(4)	船員の確保対策	海員	2
(5)	個別労働関係紛争等の処理状況	海員	3
2	船員職業安定業務の現況	海員	3
(1)	船員の雇用情勢	海員	3
(2)	雇用促進等対策	海員	5
(3)	雇用保険に係る失業等給付	海員	5
(4)	船員派遣事業	海員	5
(5)	学校等が行う無料の船員職業紹介事業について	海員	5

### 海上安全環境部

#### 【船舶安全環境課】

1	船舶の登録及びトン数の測度	安環	1
(1)	船舶の登録業務	安環	1
(2)	船舶のトン数測度業務等	安環	2
(3)	日本船舶であることの証明及び小型船舶の国籍証明	安環	2
(4)	船舶国籍証書の検認時の臨検	安環	2
(5)	船舶の解撤等に係る臨検	安環	2
2	船舶の安全及び海洋汚染等の防止	安環	2
(1)	船舶の安全に関する検査等	安環	2
(2)	海洋汚染等の防止	安環	4

- (3) 船舶油濁損害賠償保障法に関する業務……………安環 6
- 3 海上交通監査計画……………安環 8
- 4 海事／船員行政品質マネジメントシステム……………安環 9

**【船員労働環境・海技資格課】**

- 1 船員の労働環境……………安員 1
  - (1) 船員労働保護の業務……………安員 1
  - (2) 船員衛生環境等の業務……………安員 4
  - (3) マルシップに関する事務……………安員 4
  - (4) 船員災害防止対策……………安員 5
- 2 海技資格事務の現況 ……………安員 9
  - (1) 海技士国家試験……………安員 9
  - (2) 小型船舶操縦士国家試験……………安員 9
  - (3) 免許関係事務等……………安員 10
  - (4) 登録船舶職員養成施設での養成等……………安員 10
  - (5) 登録更新講習等実施機関での更新及び失効再交付講習……………安員 10
  - (6) 最少安全配員証書交付実績……………安員 11
  - (7) プレジャーボート等小型船舶安全対策の推進……………安員 11
- 3 水先の現況……………安員 11
  - (1) 水先区及び水先区水先人会の現況……………安員 11
  - (2) 水先人試験……………安員 12
  - (3) 能力認定試験……………安員 12
  - (4) 航海実歴認定……………安員 13

**【運航労務監理官】**

- 1 運航労務監理官の業務……………安運 1
  - (1) 運航管理監査等の実施状況……………安運 1
  - (2) 船員労務監査等の実施状況……………安運 2
  - (3) 運輸安全マネジメント制度に基づく評価等について……………安運 4

**【外国船舶監督官】**

- 1 外国船舶の監督……………安外 1
  - (1) P S Cの概要及び体制……………安外 1
  - (2) 管内P S Cの概要……………安外 1
  - (3) 東京MOU集中検査キャンペーン……………安外 1
  - (4) 東京MOU事業の支援（外国人P S C研修生の受入れと技術交流）……………安外 2
  - (5) 係船装置及び係船作業に関する安全対策の取組み……………安外 2

## 兵庫陸運部

### 【輸送部門】

- 1 自動車運送事業の現況……………兵輸 1
  - (1) 業務別事業者数及び車両数の推移……………兵輸 1
  - (2) 乗合バス事業の現況……………兵輸 1
  - (3) 貸切バス事業の現況……………兵輸 2
  - (4) タクシー事業の現況……………兵輸 3
  - (5) トラック運送事業の現況……………兵輸 3

### 【監査部門】

- 1 自動車監査指導の現況……………兵監 1

### 【整備部門】

- 1 自動車分解整備事業の現況……………兵整 1
  - (1) 自動車分解整備事業者等の推移……………兵整 1
  - (2) 自動車整備士の現況……………兵整 1
- 2 自動車検査業務の現況……………兵整 2
  - (1) 検査関係業務量の推移……………兵整 2
  - (2) ユーザー車検件数の推移……………兵整 2
  - (3) 街頭検査実施状況……………兵整 2
- 3 運行管理者指導講習・整備管理者研修の状況……………兵整 3
  - (1) 運行管理者指導講習実施状況……………兵整 3
  - (2) 運行管理者指導講習受講者数……………兵整 3
  - (3) 整備管理者研修実施状況……………兵整 3
  - (4) 整備管理者研修受講者数……………兵整 3

### 【登録部門】

- 1 管内自動車保有車両数の現況……………兵登 1

総務企画部  
総務課

## 1 沿革

年 月	事 項
明治11年 6月	神戸郵政局が、西洋形船舶の検査試験事務の出張所となる。
昭和18年11月	運輸通信省が設置され、中央の海運総局のもとに、兵庫、岡山、広島、島根、鳥取の5県を管轄する「神戸海運局」となる。
20年 6月	官制改正により、兵庫県を管轄する「神戸海運監理部」となる。
23年 7月	官制改正により、兵庫県を管轄する「神戸海運局」となる。
24年 6月	運輸省設置法が施行される。
26年 7月	港湾法の施行に伴い、港湾の管理運営に関する業務を神戸市に移管。本局は総務、運航、船舶及び船員の4部体制となる。
59年 7月	運輸省組織改正により、兵庫県における海事行政を所管する「神戸海運監理部」となる。
平成13年 1月	中央省庁等改革により国土交通省が設置される。
14年 7月	地方運輸局の組織再編により、兵庫県における運輸行政を所管する「神戸運輸監理部」となる。

## 2 歴代海運・運輸監理部長

(令和2年4月1日現在)

発令年月日	氏 名	発令年月日	氏 名
昭和59年 7月 1日	寺 嶋 潔	平成14年 7月 1日	齋 藤 貞 夫
60年 6月26日	片 岡 榮 夫	14年 7月16日	城 石 幸 治
62年 6月 5日	渡 辺 純一郎	15年 7月18日	木 内 大 助
63年 6月10日	望 月 鎮 雄	17年 8月12日	石 田 育 男
平成 2年 6月27日	長 尾 正 和	18年 7月11日	石 丸 周 象
3年 7月 1日	伊 東 弘 之	19年 5月10日	田 中 護 史
4年 6月23日	西 村 泰 彦	21年 4月 1日	関 元 貫 至
5年 6月25日	土 橋 正 義	23年 8月 1日	和 田 昌 雄
6年 6月29日	谷 野 龍一郎	25年 7月 1日	安 藤 昇
8年 7月15日	徳 留 健 二	28年 4月 1日	秋 田 務
10年 6月23日	石 井 健 児	29年 4月 1日	吉 田 稔
12年 6月30日	齋 藤 貞 夫	30年 4月 1日	吉 田 正 彦
		令和 2年 4月 1日	石 原 彰

※平成14年7月1日以前は海運監理部長、以後は運輸監理部長

### 3 管轄区域の概要

兵庫県は本州のほぼ中央部に位置し、面積は約8400㎢あり、おおよそ東京都、神奈川県と埼玉県をあわせた面積をもち、日本標準時を定める子午線（東経135度）が通っている。北は日本海に面し、南は瀬戸内海を経て太平洋に臨んでおり、本州両端の青森県、山口県を除けば唯一、県土の南北に海岸線をもつ特性がある。

阪神・播磨・但馬・丹波・淡路の多彩な気候、風土、文化を有する5つの地域は、豊かな自然や文化遺産などの観光資源にも恵まれ、世界文化遺産の姫路城や日本最古の温泉と言われている有馬温泉はその一例である。

このような兵庫県の主要な運輸関連施設としては、まず港湾施設が挙げられる。神戸港は、平成22年8月に大阪港と共に「阪神港」として国際戦略港湾の指定を受けて、ハード・ソフト両面から国際競争力の強化に向けたプロジェクトが推進されている。

また、国際拠点港湾として姫路港、重要港湾として尼崎西宮芦屋港及び東播磨港、地方港湾として明石港、洲本港、相生港、赤穂港等があり、四国、九州地区をはじめとした西日本における人流・物流の拠点となっている。

空港施設は大阪湾に海上空港である関西国際空港と神戸空港があり、前者は国内航空ネットワーク拠点として人・物・文化の交流拠点となっている。また、関西国際空港は平成24年7月に大阪国際空港と経営統合して、国際競争力の強化及び関西地域の経済活性化を図っている。北部には北近畿唯一の空港として但馬空港があり、地域活性化の役割を果たしている。

鉄道施設では、神戸駅を基終点とした東海道本線をはじめ、山陽本線、山陰本線、福知山線、播但線等、県内主要地が網羅されている。また、京阪神間を結ぶ私鉄網には、阪急、阪神、山陽、神戸電鉄等がJRに平行する形で運行され、神戸市内では市営地下鉄、神戸新交通によるポートライナー、六甲ライナーが市民の足となっている。

貨物鉄道では、姫路貨物駅、神戸貨物ターミナル駅があり、両貨物駅は山陽本線上にあり、且つ港湾とのアクセスが良い立地から環境負荷の小さい鉄道、海運へのモーダルシフトの結節拠点となっている。

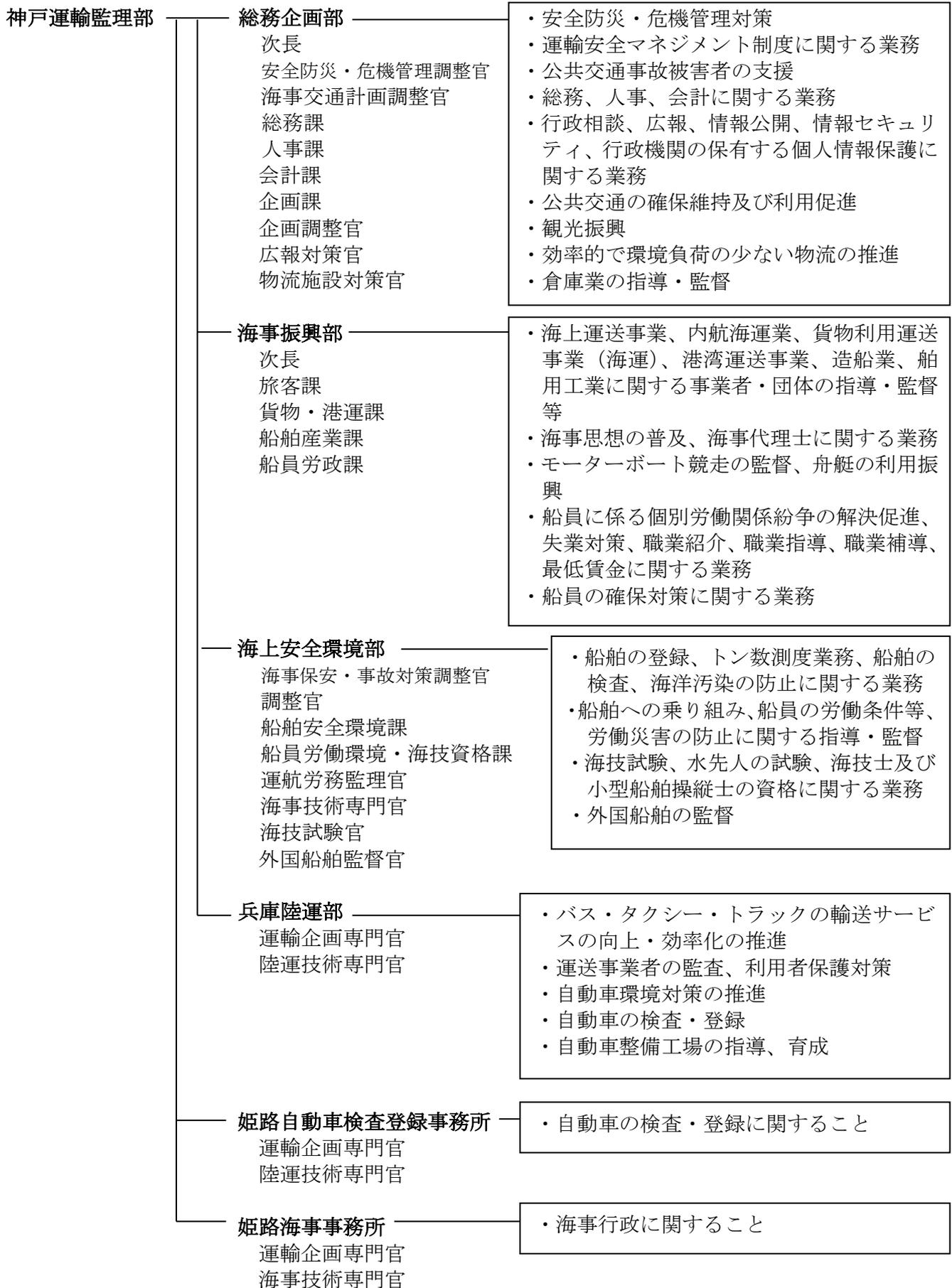
道路は高速自動車国道として名神高速道路、中国縦貫自動車道、山陽自動車道、近畿自動車道（敦賀線）があり、都市高速道路として阪神高速道路、第二神明道路及び本州四国連絡道路の神戸淡路鳴門自動車道が整備されており、その他主要一般国道により県内主要都市間をはじめ隣接地域と結ばれている。

これらの交通基盤を効率的に連携、活用することによって、環境にやさしく安全で、利用者の利便性を追求したより高度な物流、人流システムの構築を推進し、地域経済の活性化、さらなる発展が求められている。

神戸運輸監理部管内図



## 4 組織及び主な業務



## 5 海事功労者等表彰

(1) 令和元年7月16日に神戸市において、国土交通大臣表彰の伝達及び各種表彰を行った(第1表)。

第1表 海事功労者等表彰状況

国土交通大臣表彰 (神戸運輸監理部関係)	海事功労	4名
	永年勤続	12名
	優良船員	1名
	統計調査協力功労	1社
神戸運輸監理部長表彰	海事功労	9名
	優良船員	4名
	永年勤続	31名
	マリンエキスパート(3部門)	16名
	造船業災害防止功労	1名
	統計調査協力功労	2社

(2) マリンエキスパート(3部門)表彰

マリンエキスパート(3部門)表彰は、管内の海事産業(倉庫・港湾運送・造船・船用工業・船員・水先人)を対象として、高い技能を持った技能者を顕彰することで、次世代を担う技術者への技能伝承や人材育成・人材確保に繋げることを目的に創設された神戸運輸監理部独自の制度です。

平成21年度にマリンエキスパート及びマリンエキスパート(ジュニア)を創設

平成28年度には、表彰の対象を「水先人」にも拡大し、同時に海事産業への女性の進出に貢献した者を表彰するマリンエキスパート(レディ)部門を新設している。

## 6 叙勲及び褒章

令和元年度中における受章者は、第2表のとおり8名である。

第2表 叙勲及び褒章受章者

### ① 叙勲

年度	賞賜	氏名	功績概要	主要経歴
元年春	旭日小綬章	村田勝久	水先業務功労	内海水先区水先人
元年秋	旭日小綬章	大泉勝	水先業務功労	内海水先区水先人
	瑞宝双光章	畔上光彦	国土交通行政事務功労	元神戸運輸監理部首席運航労務監理官

### ② 褒章

年度	賞賜	氏名	功績概要	主要経歴
元年春	黄綬褒章	小高公一	業務精励・水先業務	大阪湾水先区水先人
	黄綬褒章	河口長弘	業務精励・水先業務	大阪湾水先区水先人
	黄綬褒章	日高厚彦	業務精励・水先業務	内海水先区水先人
元年秋	黄綬褒章	秋山孝行	業務精励・水先業務	大阪湾水先区水先人
	黄綬褒章	後藤清治	業務精励・水先業務	内海水先区水先人

## 7 中小企業等協同組合

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成26年政令第330号）が、平成27年4月1日に施行され、同法及び同令の施行後は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく事務・権限（一の都道府県の区域を超えない事業協同組合等であって地方運輸局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）は、兵庫県に移譲された。

（令和2年3月31日現在）

名称	郵便番号	所在地
（総務課）		
関西ポート流通事業協同組合	650-0046	神戸市中央区港島中町1丁目1-1
協同組合阪神中小企業労務協会	660-0881	尼崎市昭和通2丁目6-68 尼崎市中小企業センター7階
本州・四国ハイウェイ協同組合	656-0121	南あわじ市山添168-1
協同組合広域情報センター	665-0034	宝塚市小林2丁目10-4 サンパレス21 小林2階
全国企業監理協同組合連合会	651-0078	神戸市中央区八雲通6-2-8
（企画課）		
協同組合関西情報センター	671-1136	姫路市大津区恵美酒町2丁目60
（貨物・港運課）		
神戸高速道路利用協同組合	650-0023	神戸市中央区栄町通3丁目6-7 大栄ビルディング 301
（船舶産業課）		
川重協力工場協同組合	650-0044	神戸市中央区東川崎町3丁目1-1
阪神金属協同組合	650-0015	神戸市中央区多聞通5丁目2-15
国際ビジネスコンサルティング事業協同組合	656-1711	淡路市富島1145番地 富島ビル4階
情報ベンチャー協同組合	655-0852	兵庫県神戸市垂水区名谷町春日手 2279-1
関中企業支援協同組合	660-0861	兵庫県尼崎市御園町24 尼崎第一ビル 804号室
淡路島事業協同組合	656-0312	兵庫県南あわじ市松帆脇田甲 105番地 2

総務企画部

安全防災・危機管理調整官

## 1 安全防災・危機管理対策

### (1) 年末年始の輸送等に関する安全総点検

輸送が繁忙する年末年始に臨み、自主点検等を通じて海上輸送の安全性の向上及び安全意識の高揚を図るため、管内の旅客船事業者、人の運送をする不定期航路事業者、内航貨物船事業者に対して、年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施している。

令和元年度は、以下の4点を重点点検事項とし、経営トップから現場まで一体となった下での安全性向上等を図ることを目的とした総点検を行った。

- ① 安全管理（特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制）の実施状況
- ② 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- ③ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- ④ 新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況

年末年始の輸送等に関する安全総点検結果（令和元年12月10日～令和2年1月10日）

	事業者数		船 舶	
	旅客船	貨物船	旅客船	貨物船
自主点検実施事業者・船舶数	95	52	208	189
現地確認実施事業者・船舶数	14	0	28	0

### (2) 運輸安全防災・危機管理業務推進本部

神戸運輸監理部各部署が連携して運輸安全防災・危機管理行政を積極的に展開し、運輸事業者の安全防災・危機管理に係る取組みを推進することを目的とする運輸安全防災・危機管理業務推進本部会議を、令和元年5月21日に開催し、令和元年度運輸安全マネジメント評価実施計画及び防災業務計画等の改正にかかる審議を行った。

### (3) 防災訓練

神戸運輸監理部防災業務計画に基づく総合防災訓練を、令和元年10月24日に実施した。

そのほか、職員の初動対応の習熟を目的とした安否確認訓練（平成31年4月22日、7月20日、12月16日）を実施した。

#### (4) 運輸安全マネジメントセミナー

運輸安全マネジメント制度の普及・啓発、浸透・定着に向け、運輸事業者の安全担当者を対象として各地方運輸局で開催する「運輸安全マネジメントセミナー」を、令和元年7月1日～2日に実施し、延べ222人が受講した。

#### (5) 市民救命士講習会

災害時における負傷者の救助体制確立のため、神戸運輸監理部で組織する救急救命チームの職員を対象とした市民救命士講習会を令和元年6月21日に開催し、「普通救命コース」は17名、「けがの手当コース」は15名が受講した。

#### (6) テロ対応にかかる関係機関との連携

東京オリンピック・パラリンピック2020の開催に向け、日本国内でテロ対策の必要性、中でも多数の観客や市民へのテロ攻撃(ソフトターゲットテロ)に対し、官民一体となった対策が求められており、兵庫県では兵庫県警察本部が主体となった「テロ対策兵庫パートナーシップ推進会議」が設立され、神戸運輸監理部もこれに参画するとともに、水際テロ対策を中心とした各種訓練等に協力、参加している。

令和元年は、同推進会議が参画する西日本旅客鉄道(株)の「新幹線の実車を使用した合同訓練」(令和元年5月20日)、神戸文化ホールでの「コンサート避難訓練」(令和元年9月16日)に参加した。

#### (7) 災害時支援船活動実証訓練

大規模災害時においては、被災地に車中泊避難者や医療・介護・看護が必要な避難者が多数発生することが想定されている。このような方を被害の少ない地域の受け入れ施設(自家用自動車での車中泊避難に対応する宿泊施設や病院等)に移送することにより、車中泊避難にかかる諸問題や避難者への適切な医療サービス提供が可能となることから、移送手段としてのフェリーの活用と、関係する自治体間の連携協力体制の確立を目指す学識経験者を中心とする「災害時支援船実証訓練実行委員会」が発足し、神戸～小豆島～高松間を運航するジャンボフェリー(株)を用いた実証実験が計画された。

当該実験は、神戸市、小豆島町、高松市の参加の下、同実行委員会により令和2年1月12日に実施され、神戸運輸監理部も旅客船事業所管官庁の立場から、安全防災・危機管理調整官と海上安全環境部海事保安・事故対策調整官及び海事振興部担当課等が連携して訓練に参加し、必要な助言等を行った。

総務企画部  
企画課

## 1 公共交通活性化の取り組み

生活交通の存続が危機に瀕している地域において、地域の特性・実情に最適な移動手段の確保や、公共交通のバリアフリー化等を一体的に支援する施策である「地域公共交通確保維持改善事業」について、以下のとおり取り組んだ。

### (1) 陸上交通の確保維持・活性化

平成18年の改正道路運送法の施行以降、地域のニーズに応じたコミュニティバス、乗合タクシー、市町村バス、NPO等によるボランティア有償運送など、多様な形態の運送サービスが導入されるようになった。これらの運送サービスの導入にあたっては、地方公共団体が主体的となって設置する地域公共交通会議等において「地域交通のあり方」を検討し、運送の実施を協議しており、神戸運輸監理部では当該地域公共交通会議等に積極的に出席し、許認可等の相談のみならず生活交通路線の確保について地域の状況に即した施策・対処方法の助言を行っている。

令和元年度においては、38機関で開催された地域公共交通会議・地域公共交通確保維持改善協議会等(延べ86回開催)に出席し、各自治体及び事業者に対する「地域間幹線系統」や「地域内フィーダー系統」の要件についての説明のみならず、地方バス路線等への支援制度の対応など踏み込んだ助言を行うとともに、兵庫県交通政策課とも連携をとり、きめ細かな情報を各自治体等へ展開した。また、「地域公共交通バリア解消促進等事業」「地域公共交通調査事業」では、相談等を受けている自治体や事業者へ積極的に情報を展開し、的確な判断が出来るよう事業の推進を図った。

### (2) 海上交通の確保維持・活性化

離島航路整備法による補助航路である沼島航路については、沼島航路確保維持改善協議会が令和元年度中に計2回開催され、沼島航路の利用実態や島民の意向なども踏まえた航路の活性化と効率化及び利用者の利便性向上等について協議した。同協議会による令和元年度離島航路確保維持計画は、同年6月26日に変更計画を策定、同年9月30日に国土交通大臣により認定された。

なお、沼島航路に係る確保維持改善事業については、前述の協議会から航路確保維持改善事業に対する自己評価結果の報告を受け、令和2年2月18日に学識経験者等の有識者からなる第三者評価委員会において二次評価を行った。

### (3) 地域公共交通確保維持・活性化に係る調査事業

令和元年度地域公共交通フォローアップ調査(直轄調査)として「家島諸島における交流人口拡大による航路確保・維持に関する調査」を実施した。

家島諸島では、家島諸島住民の日常生活や家島諸島への業務や観光などの活動に資するため、

姫路～家島（2事業者）、姫路～坊勢島（2事業者）、家島～坊勢島（1事業者）に定期航路が運航されている。

家島諸島の島民にとって家島諸島航路は必要不可欠な航路であるが、島民の少子高齢化・人口減少による利用者数の減少が続いている。今後さらなる利用者の減少が予想される中、将来的に航路を安定的に確保・維持するためには、地域を活性化し家島諸島での人口の定着を図るほか、観光振興等による交流人口の拡大を図ることが喫緊の課題である。

本調査では家島諸島航路の活性化を図るため、姫路市及び地域関係者と連携し、観光振興等による交流人口の拡大に向けた課題やその解決策の検討を行い、関係者が取り組む方策を提言してとりまとめた。

## 2 観光振興の取り組み

### (1) 神戸における着地型観光の推進

「みなとまち神戸」の魅力を磨き上げ、観光客等の集客促進・消費拡大を目的として、神戸港エリアの官民が一体となって、地域の活性化に取り組んでいる「YOKOSO みなとまち神戸コンソーシアム」（事務局：神戸運輸監理部）では、令和元年8月26日（月）に令和元年度の総会を開催し、当該年度の活動方針を決定した。

また、令和元年10月2日（水）と令和元年12月18日（水）に「みなとまち神戸ソリューションWG」を開催し、ラグビーワールドカップ日本大会の開催を契機とした、みなとまち神戸エリアにおけるナイトタイムエコノミー推進事業として、既存のナイトタイムコンテンツを収集し「みなとまち神戸ナイトタイムコンテンツ一覧」にとりまとめ、WG構成員間で情報共有を行った。

さらに、公式 Facebook「みなとまち神戸ロマンチックすくえあ」を活用し、ラグビーワールドカップ開催期間中、「みなとまち神戸ナイトタイムコンテンツ一覧」に掲載されているコンテンツ情報を投稿した。

### (2) 瀬戸内海観光連携推進会議による瀬戸内海の観光活性化

「瀬戸内海観光連携推進会議」は、瀬戸内海地域の観光活性化を目的に平成23年7月に設立された組織で、近畿運輸局、神戸運輸監理部、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局で構成されている。

令和元年度の事業としては、令和元年11月12日、福岡県北九州市門司港の阪九フェリー「ひびき」船内において5地方運輸局等の長が出席して瀬戸内海地域における観光等の現状について情報共有する「瀬戸内海観光連携推進会議」を開催するとともに、令和元年12月5日、福岡県福岡市において、瀬戸内海地域へのクルーズ客船の誘致推進を目指す「瀬戸内クルーズセミナー」を開催した。

また、寄港地のセールスポイント等を掲載した「瀬戸内クルーズ寄港地紹介マップ」について、海外船社等へのアピールを図るべく日本語及び英語版を作成し、近畿運輸局のHPにて掲

載している。

### (3) 観光振興・地域づくりに係る調査事業

令和元年度の「観光地域動向調査」として、「神戸みなとエリアのナイトタイムエコノミー推進による地域と観光船事業の活性化に関する調査」を実施した。

神戸市においては、観光客の誘客と観光消費拡大を目的に「ナイトタイムエコノミー」を推進し、様々な取り組みを行っているが、みなとエリアが魅力ある観光資源として十分活用されていない。

また、神戸みなとエリアの代表的な観光コンテンツの一つである観光船は、様々な趣向を凝らしたイベントを企画する等の取り組みを行っているものの、観光船の利用者数は近年ほぼ横ばいで推移している。

このような状況を踏まえ、本調査では、みなとエリアの親水・賑わい空間と市街地の観光資源との回遊性を向上させ、同エリアにおける魅力的なナイトライフの創出と観光船の利用者の増加を図るための課題やその解決策の検討を行い、関係者が取り組む方策を提言してとりまとめた。

総務企画部  
物流施設対策官

# 1 倉庫業の現況

## (1) 事業者数及び所管面（容）積

### (ア) 事業者数

管内の営業倉庫事業者数は第1表のとおりで、442社（前年度末比1.06%増）である。

第1表 倉庫事業者数（令和元年度末）

普通倉庫

冷蔵倉庫

区分	主たる営業所		計	区分	主たる営業所		計
	管内	他局管内			管内	他局管内	
発券	28	30	58	発券	11	10	21
非発券	243	99	342	非発券	36	18	54
計	271	129	400	計	47	28	75

※1 普通倉庫（主たる営業所が管内）の非発券事業者243社のうち3社は、管内に倉庫を有しない。

※2 普通倉庫と冷蔵倉庫の兼業は33社である。

### (イ) 所管面（容）積

倉庫事業者が管内に保有する倉庫の所管面（容）積の推移は、第2表のとおりである。管内における倉庫は神戸市及びその周辺都市に集中しており、中でも神戸市内には、所管面（容）積ベースで、普通倉庫では一～三類倉庫の55.0%、危険品倉庫（タンク）の72.6%、野積倉庫の71.3%、貯蔵槽倉庫の90.8%、冷蔵倉庫の63.8%が立地している。

第2表 倉庫所管面（容）積の推移

（各年度末現在）

区分	種類別	年度					対前年度比 （%）	
		27	28	29	30	31		
管内	普通倉庫	一類倉庫（㎡）	3,029,423	3,086,862	3,171,669	3,320,153	3,600,823	108.5
		うち 認定タンクルーム （㎡）	76,004	78,258	77,768	77,996	81,039	103.9
		二類倉庫（㎡）	3,166	3,166	3,166	3,166	3,166	100.0
		三類倉庫（㎡）	66,336	66,331	55,403	60,212	64,547	107.2
		小計（㎡）	3,098,925	3,156,359	3,230,238	3,383,531	3,668,536	108.4
		危険品 倉庫	147,636	147,556	203,912	203,912	203,912	100.0
		タンク（㎡）	56,241	56,979	52,874	55,844	59,115	105.9
		その他（㎡）	428,109	430,071	473,850	493,268	488,715	99.1
		野積倉庫（㎡）	935,954	892,894	769,645	769,645	769,645	100.0
		貯蔵槽倉庫（㎡）	2,405,910	2,405,264	2,325,627	2,391,031	2,676,325	111.9
冷蔵倉庫（㎡）	1,718,196	1,766,506	1,811,349	1,868,281	2,017,893	108.0		
神戸市内	普通倉庫	一類倉庫（㎡）	61,587	61,587	59,727	58,754	58,012	98.7
		うち 認定タンクルーム （㎡）	0	0	0	0	0	0.0
		二類倉庫（㎡）	277	272	272	272	0	0.0
		三類倉庫（㎡）	1,718,473	1,766,778	1,811,621	1,868,553	2,017,893	108.0
		小計（㎡）	147,636	147,556	148,050	148,050	148,050	100.0
		危険品 倉庫	16,892	17,667	18,010	20,127	22,082	109.7
		タンク（㎡）	339,277	342,235	355,568	355,610	348,595	98.0
		その他（㎡）	865,403	822,343	699,094	699,094	699,094	100.0
		野積倉庫（㎡）	1,620,880	1,631,615	1,574,300	1,662,716	1,706,629	102.6
		貯蔵槽倉庫（㎡）						
冷蔵倉庫（㎡）								

\*神戸運輸監理部管内において、水面倉庫の実績はない。

## (2) 倉庫需要

管内普通倉庫及び冷蔵倉庫の受寄物入庫量、平均月末在庫量は、第3表及び第4表のとおりで、管内一～三類倉庫及び冷蔵倉庫の入庫量、平均月末在庫量の推移は、第1図のとおりである。

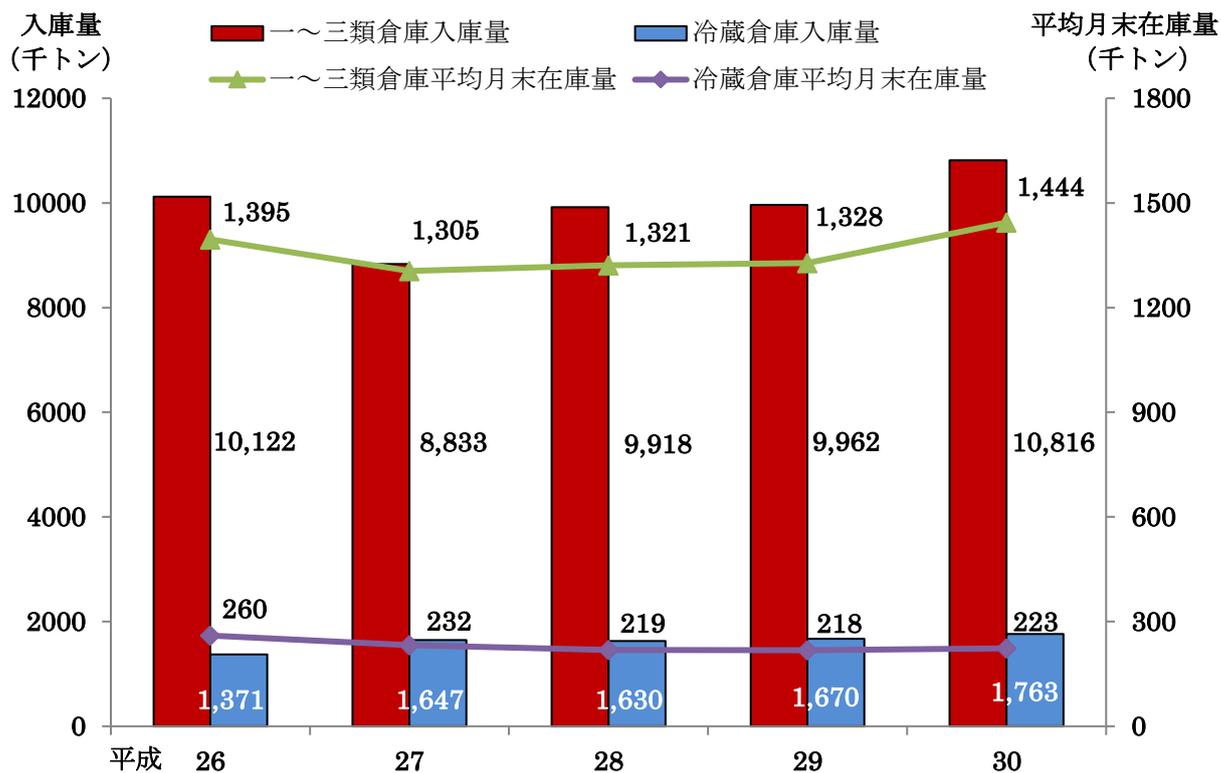
第3表 管内普通倉庫の受寄物入庫量、平均月末在庫量（平成30年度）

種類別 品目	一～三類倉庫		危険品倉庫		野積倉庫		貯蔵槽倉庫		普通倉庫計	
	入庫量 (千トン)	平均月末 在庫量 (千トン)								
農水産品	645	231	0	0	0	0	1,289	223	1,934	454
金属	743	100	0	0	978	69	0	0	1,721	169
金属製品・機械	1,622	134	19	1	530	12	0	0	2,171	147
窯業品	103	28	1	0	0	0	0	0	104	28
化学工業品	1,923	270	916	104	1	0	17	2	2,857	376
紙・パルプ	722	57	0	0	0	0	0	0	722	57
繊維工業品	172	28	0	0	0	0	0	0	172	28
食料工業品	2,718	294	0	0	1	0	0	0	2,719	294
雑工業品	1,214	172	0	0	5	0	0	0	1,219	172
雑品	954	130	4	1	31	10	11	2	1,000	143
平成30年度計	10,816	1,444	940	106	1,546	91	1,317	227	14,619	1,868
対前年度比(%)	108.6	108.7	145.7	147.2	101.1	115.2	71.2	81.9	104.5	106.4
平成29年度計	9,962	1,328	645	72	1,529	79	1,850	277	13,986	1,755

第4表 管内冷蔵倉庫の受寄物入庫量、平均月末在庫量（平成30年度）

品目	項目	入庫量	平均月末在庫量
		(千トン)	(千トン)
生鮮水産物		0	0
冷凍水産物		148	36
塩干水産物		31	9
水産加工品		38	7
畜産物		149	25
畜産加工品		188	32
農産物		232	41
農産加工品		42	9
冷凍食品		786	49
その他		149	15
平成30年度計		1,763	223
対前年度比(%)		105.6	102.3
平成29年度計		1,670	218

第1図 管内一～三類倉庫及び冷蔵倉庫の入庫量、平均月末在庫量の推移



(3) 倉庫管理主任者スキルアップセミナー

倉庫管理主任者制度の一層の充実と倉庫管理主任者の更なる資質の向上を図ることを目的として、倉庫管理主任者を対象とした「倉庫管理主任者スキルアップセミナー」を開催している。令和元年度は労働災害防止やBCP策定等をテーマに、7月26日に開催した。

## 2 物流の効率化

### (1) 物流総合効率化計画の認定

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（物流効率化法）は、流通業務（輸送、保管、荷さばき及び流通加工）を一体的に実施するとともに、「輸送網の集約」、「モーダルシフト」、「輸配送の共同化」等の輸送の合理化により、流通業務の効率化を図る事業に対する計画の認定や支援措置等を定めた法律である。

昨今の物流分野における労働力不足や、荷主や消費者ニーズの高度化・多様化に対応するため、平成28年10月に同法が改正され、法目的に「流通業務に必要な労働力の確保に支障が生じつつあること」への対応を図る旨が追加されるとともに、二以上の者が事業を連携して行うことを前提に多用な取り組みへと対象を拡大した。

令和元年度は、改正法に基づき、3件（全国76件）の認定を行った。

### (2) モーダルシフト等推進事業

温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会が物流総合効率化法に基づき実施するモーダルシフト等の取り組みを支援している。

### (3) グリーン物流等に係る普及・啓発

関西グリーン物流パートナーシップ会議（事務局：神戸運輸監理部、近畿運輸局、近畿経済産業局）の取り組みとして、物流の分野における環境負荷軽減に向けた取り組みを推進し、広く啓発することを目的とした「グリーン物流セミナー（鉄道版）」を令和元年9月11日に開催した。

なお、令和2年3月12日に開催が予定されていた「グリーン物流セミナー（海上版）」は、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となった。

### (4) 物流分野におけるエネルギー使用の合理化

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」により、特定輸送事業者指定された一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者には、毎年省エネ措置の中長期計画及びエネルギー使用量等の定期報告書を提出することが義務づけられ、管内で指定を受けた特定輸送事業者（内航海運事業者2社）から、これらの中長期計画及び定期報告の提出を受けている。

### (5) 物流に係る交通環境教育プログラム

物流分野における環境問題の解決に向け、若い人材に関心を持ってもらうことを目的として、神戸大学大学院海事科学研究科と連携し、物流の効率化や環境負荷低減を図る方策などについて考える「交通環境教育プログラム」を、平成24年度より実施している。

令和元年度は、令和2年1月17日に神戸大学の学生の参加を得て開催し、物流効率化法の認定を受けた（株）上組の神戸空港島第2ロジスティックセンターを見学するとともに、物流に関する課題や問題点について説明を受けた。

また、ワークショップでは学生を2グループに分け、『物流効率化と環境負荷低減を倉庫データから考える！』というテーマについて議論を行い、改善策等を検討した。

## (6) 交通環境教室

次世代を担う子供たちに、公共交通が環境にやさしい乗り物であることを理解してもらい、自発的に環境にやさしい行動を取れる人材を育て、さらには公共交通の利用促進を目的として「交通環境教室」を実施している。

令和元年度は、管内の小・中学校における、「バリアフリー教室」開催時に「環境要素」を盛り込む形で実施した他、公共交通の利用促進イベントにブース出展するなど、合計6回実施した。

### 3 災害に強い物流システムの構築

東日本大震災において明らかとなった災害時における支援物資物流の課題等を踏まえ、大規模災害の発生が予想される地域において、民間の施設やノウハウを活用した災害ロジスティクスシステムを構築するため、平成23年度に近畿ブロックにおいて「災害に強い物流システムの構築に向けた協議会」が設置され、東南海・南海地震の被害が想定される地域（兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県）における国・地方自治体と民間事業者の連携方策、物資拠点として民間の物流施設の活用、オペレーションにおける民間のノウハウの活用等について検討を行っている。令和元年度も引き続き、官民の連携や協力体制の構築、協力協定の締結・充実の推進といった今後のあり方について検討し、関西における各省庁、各自治体、各団体の災害支援物資体制構築に向けた協議を行った。（協議会：令和2年1月20日）

令和元年度末現在、兵庫県内の民間物資拠点として、倉庫事業者施設29カ所（20事業者）、トラック事業者施設7カ所（3事業者）の計36カ所（22事業者（うち1事業者は倉庫・トラック兼業））がリストアップされている。

## 4 バリアフリーの推進

### (1) バリアフリー教室

高齢者や障がい者の疑似体験や介助体験を通じて、バリアフリーへの理解を深めると共に、ボランティア意識を醸成し、誰もが高齢者や障がい者に対して「お手伝いしましょうか」と自然に声をかけて快くサポートできる「心のバリアフリー」を推進するための「バリアフリー教室」を開催している。

令和元年度は、第5表のとおり実施した。

第5表 バリアフリー教室開催実績（令和元年度）

開催場所	開催日	参加者
姫路市立神南中学校	6月24日	1年生60名
姫路市立坊勢中学校	9月26日	1年生21名
明石市立大観小学校	9月30日	4年生40名
しあわせの村	10月6日	イベント来場者250名
明石市立藤江小学校	10月21日	4年生101名
丹波ゆめタウン	11月16日	イベント来場者450名
明石市立人丸小学校	11月29日	4年生134名
姫路市立船場小学校	12月13日	4年生55名

### (2) スパイラルアップを図る取り組み

#### 「移動等円滑化評価会議」

移動等円滑化を促進するため、平成30年5月に公布された改正バリアフリー法に基づき関係行政機関及び障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する「移動等円滑化評価会議」を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価していくこととなり、令和元年6月14日に「移動等円滑化評価会議近畿分科会」を開催した。

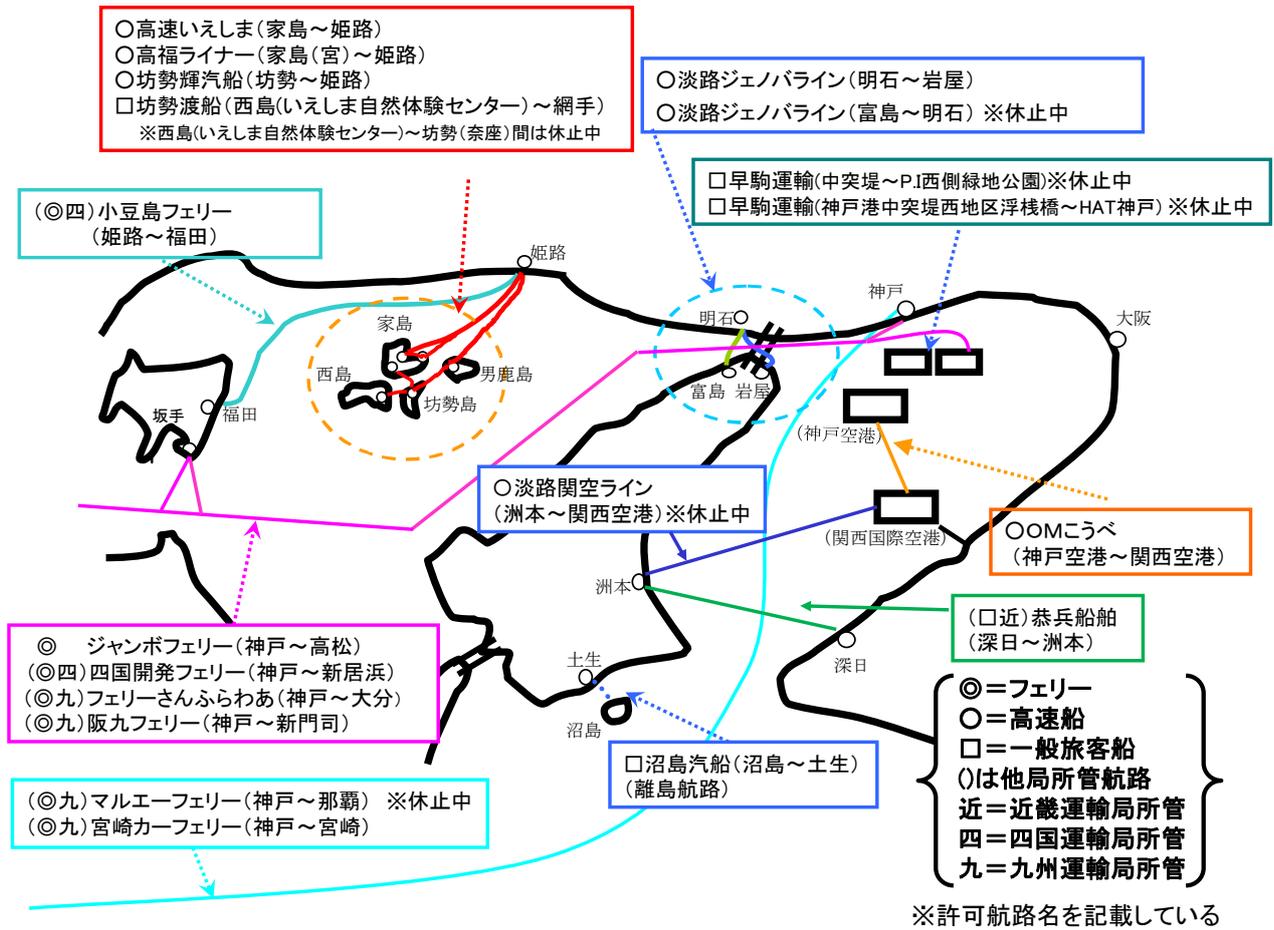
海事振興部  
旅客課

# 1 管内旅客船事業の現況

旅客船事業は、淡路島、小豆島、家島諸島、四国、九州方面への旅客輸送及び自動車航送を行っているもののほか、関西国際空港へのアクセス事業、神戸港、姫路港、及び東播磨港における通船事業並びに神戸港、山陰海岸、鳴門海峡での遊覧船事業がある。

第1図 管内の主な一般旅客定期航路

(令和2年4月1日現在)



## (1) 旅客船事業者数及び航路数

所管事業者数及び航路数の状況は、第1～2表のとおりである。

管内の令和2年4月1日現在の事業者数及び航路数は、一般旅客定期航路事業10社、13航路(内、フェリーは1社、1航路)である。

第1表 旅客船事業者数

(各年度とも4月1日現在)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
旅客定期航路事業	10	10	11	11	10
旅客不定期航路事業	20	19	18	17	18

第2表 旅客船航路数

(各年度とも4月1日現在)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
旅客定期航路事業	13	13	14	14	13
旅客不定期航路事業	41	42	40	38	38

## (2) 旅客船事業の増減状況等

令和元年度における旅客船事業の増減状況は、第3表及び第4表のとおりである。

第3表 旅客船事業の新規許可航路（所管航路）

事業区分	事業者名	航路名	許可年月日	事業開始年月日
旅客不定期航路事業	坊勢漁業協同組合	播磨灘周遊	R1.5.9	R1.5.9
旅客不定期航路事業	壱岐・対馬フェリー(株)	阪神港(神戸区)周遊	R1.12.17	R1.12.17
旅客定期航路事業	坊勢輝汽船(株)	坊勢～姫路	R2.2.27	R2.4.1

第4表 旅客船事業の廃止航路（所管航路）

事業区分	事業者名	航路名	届出年月日	廃止年月日
旅客不定期航路事業	遊覧船かすみ丸(有)	香住～浜坂	R1.12.24	R1.12.17
旅客定期航路事業	坊勢汽船(株)	西島(いえしま自然体験センター)～姫路	R2.2.27	R2.3.31
旅客定期航路事業	高山知久	西島(いえしま自然体験センター)～姫路	R2.2.27	R2.3.31
旅客不定期航路事業	遊覧船かすみ丸(有)	香住起点但馬海岸めぐり	R2.3.6	R2.3.6

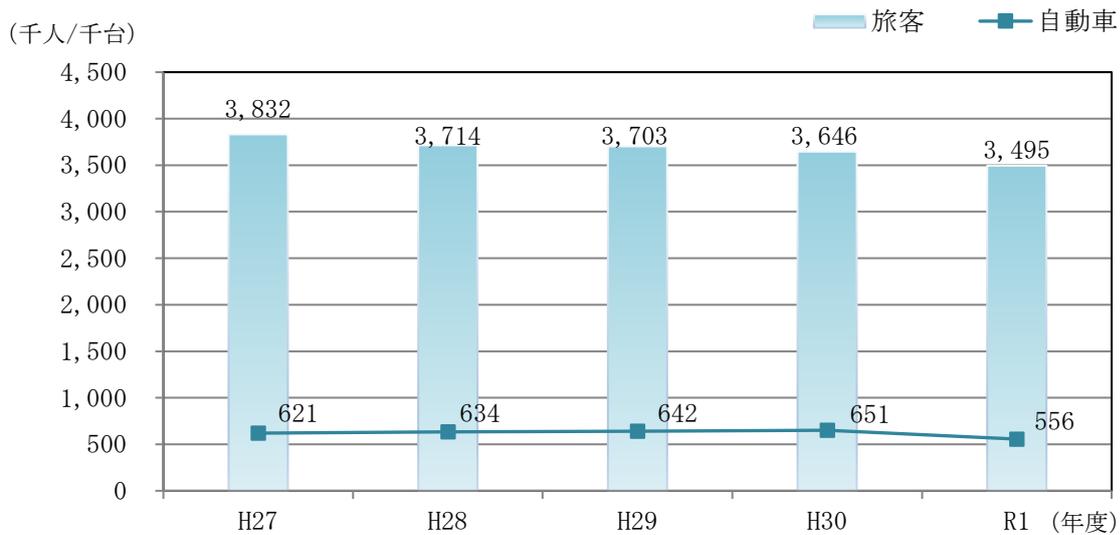
### (3) 輸送実績の推移

管内発着航路の輸送実績(方面別・生活離島航路・神戸港起点遊覧船)の過去5年間の推移は、第2図～第6図のとおりである。なお、( )内は対前年度比を示す。

管内発着全航路(遊覧船等の不定期航路を含む)の輸送実績は、旅客3,495千人(95.7%)、自動車556千台(85.4%)となっている。

第2図 管内発着航路の輸送実績

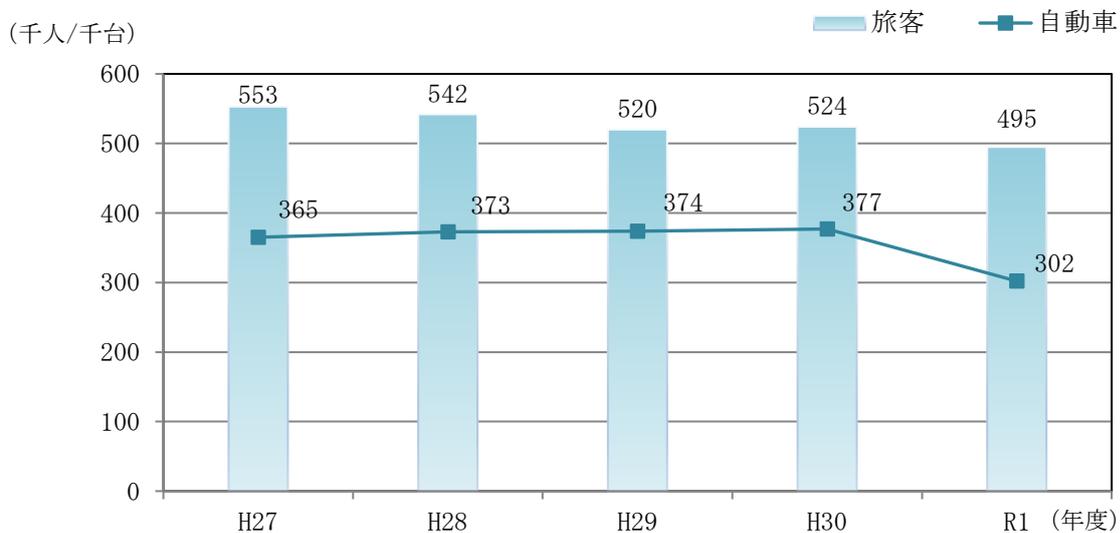
(令和2年4月1日現在)



九州方面の輸送実績は、旅客495千人(94.5%)、自動車302千台(80.1%)となっている。

第3図 方面別輸送実績(九州方面)

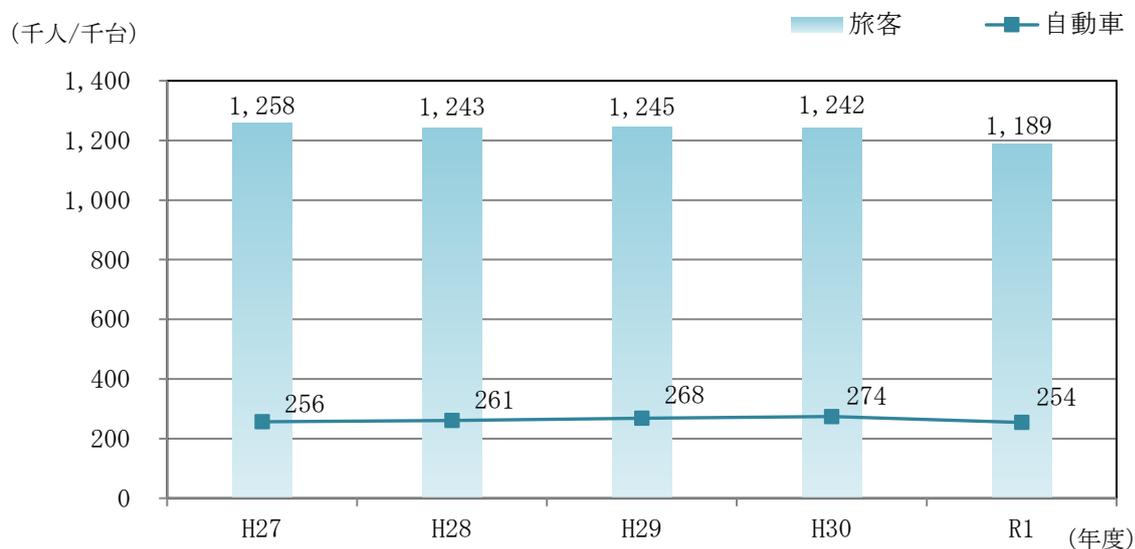
(令和2年4月1日現在)



淡路・四国方面の輸送実績は、旅客1,189千人（95.7%）、自動車254千台（92.8%）となっている。

第4図 方面別輸送実績（淡路・四国方面）

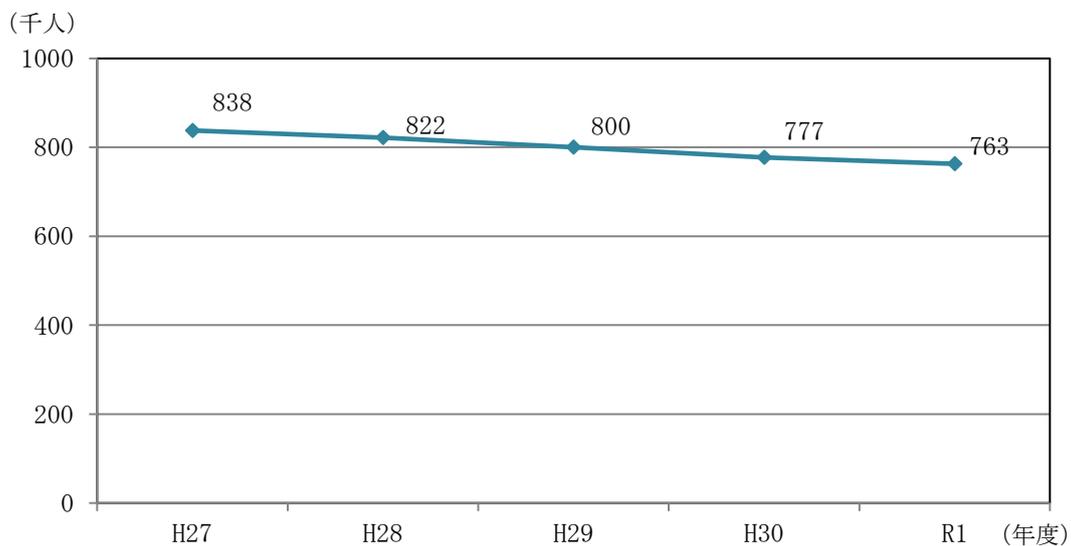
（令和2年4月1日現在）



生活離島航路（家島・沼島）の輸送実績は、旅客763千人（98.2%）となっている。

第5図 生活離島航路（家島・沼島）

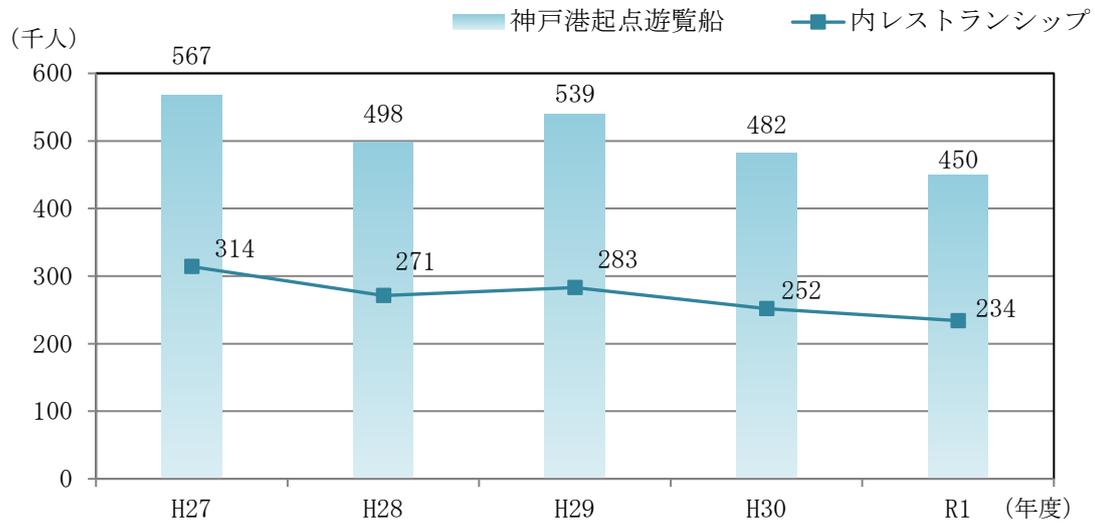
（令和2年4月1日現在）



神戸港起点遊覧船の輸送実績は、旅客450千人（93.4%）となっている。

第6図 神戸港起点遊覧船の輸送実績

（令和2年4月1日現在）



## 2 不開港場寄港及び沿岸輸送特許

船舶法第3条ただし書きの規定による不開港場寄港特許及び沿岸輸送特許に係る特許通知書交付件数の推移は、第7～8図のとおりである。また、神戸運輸監理部が許可した沿岸輸送特許における貨物輸送量及び旅客輸送人員の推移、不開港場寄港特許における仕向港別内訳、沿岸輸送特許における輸送先別内訳は、第9図～第12図のとおりである。

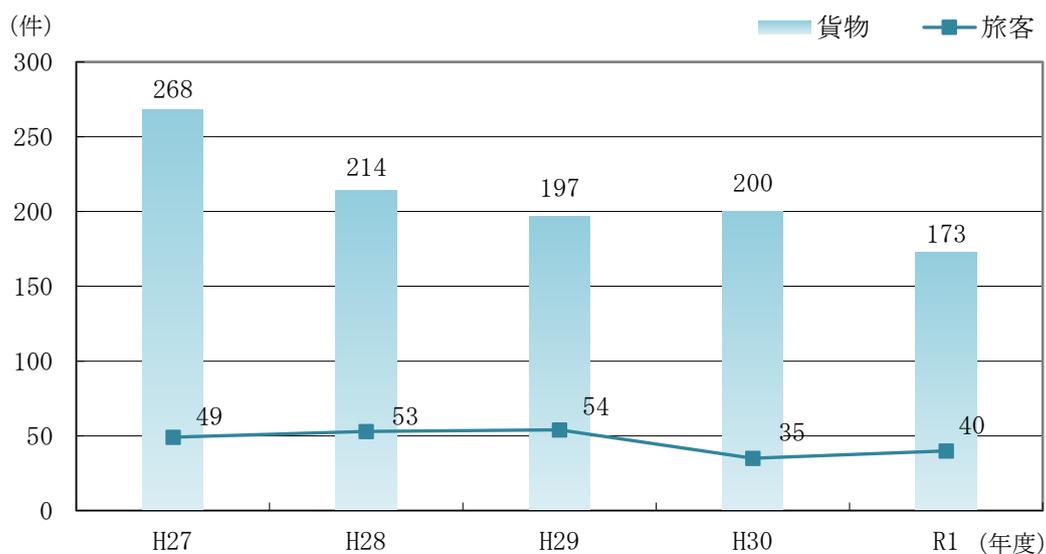
第7図 不開港場寄港特許通知書交付件数

(令和2年4月1日現在)



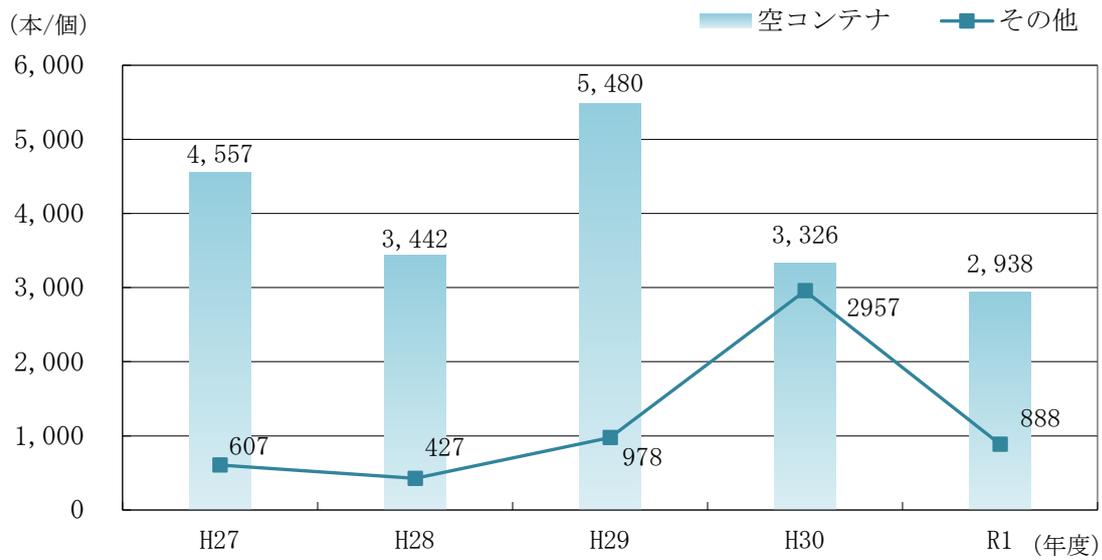
第8図 沿岸輸送特許通知書交付件数

(令和2年4月1日現在)



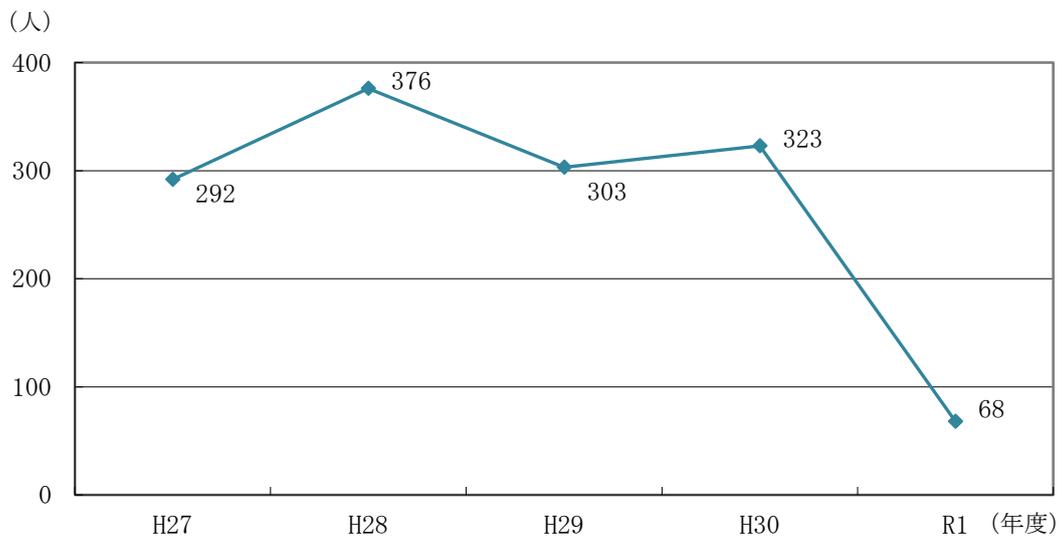
第9図 沿岸輸送特許における貨物輸送量

(令和2年4月1日現在)



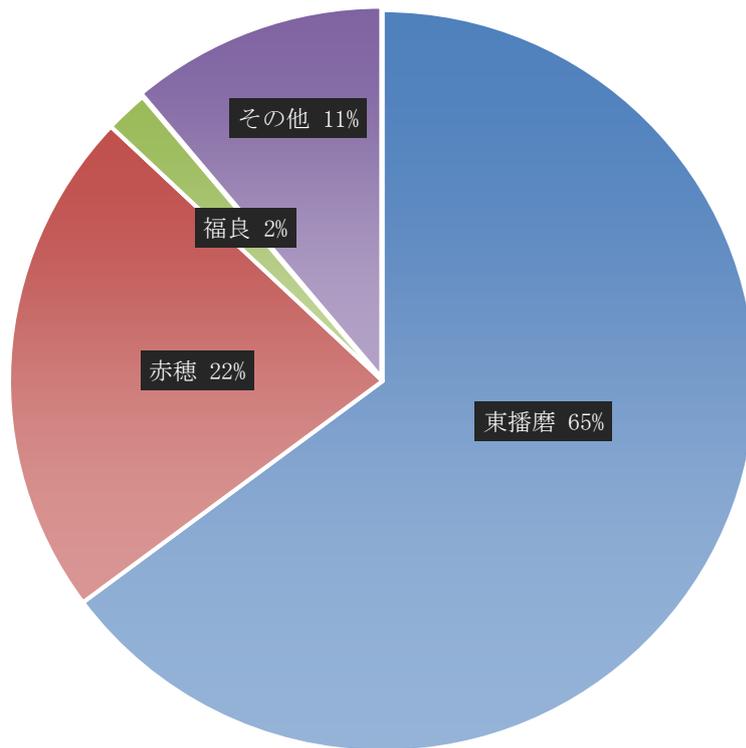
第10図 沿岸輸送特許における旅客輸送人員

(令和2年4月1日現在)



第11図 不開港場寄港特許における仕向港別内訳

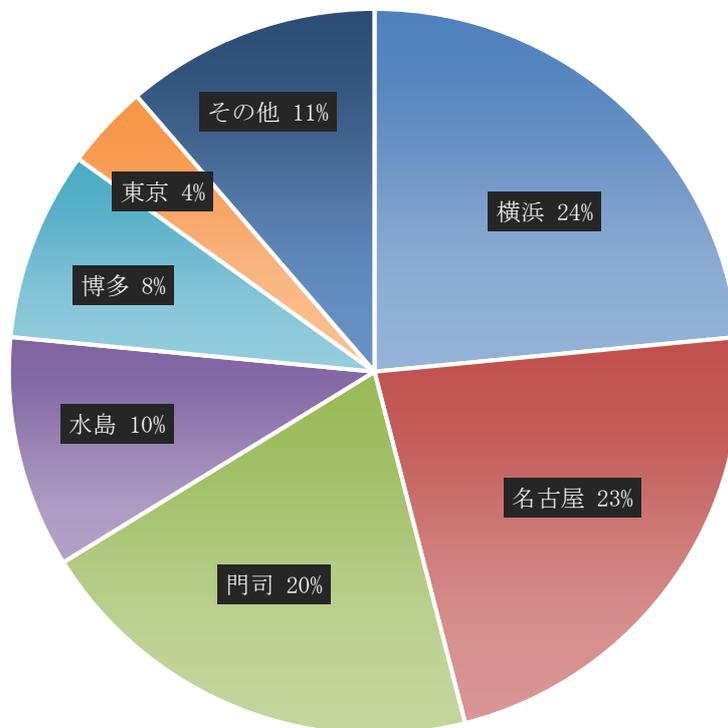
(令和2年4月1日現在)



単位：件

第12図 沿岸輸送特許における輸送先別内訳

(令和2年4月1日現在)



単位：件

### 3 海事思想の普及

四面を海に囲まれた我が国にとって、海は国民生活と密接に結びついており、我が国の経済、国民生活を支えるためには、広く国民の関心を海に向ける必要がある。そのため、神戸運輸監理部では、海洋国家日本の発展に資するよう、海事産業の活性化、海洋環境の保全、海上における安全確保等に関して海事思想の普及を図っている。

今年度、地域の海事関係者等と協力・連携して種々行事を企画、参画した海事思想の普及の取り組みは、第4表のとおりである。

第5表 海事思想普及の取り組み

(令和元年度実績)

	日時	行事名	概要
① 関西クルーズ振興協議会	5月18日 19日	関空旅博 2019	クルーズセミナーの開催、クルーズパネル展示等を実施（関西国際空港）
	6月1日	新宮港みなとフェスタ	パネル展示及びパンフレットコーナー設置
	8月19日	クルーズセミナー in 橿原	クルーズセミナー（パネルディスカッション）の開催
	10月6日	ブルーフェスタ 2019	パネル展示及びパンフレットコーナー設置（舞鶴港）
	10月20日	姫路港ふれあいフェスティバル（秋版）	パネル展示及びパンフレットコーナー設置
② その他	5月19日	神戸まつり「おまつりパレード」	「うみ・みなとの仲間たち」の隊列に参加し、神戸海事広報大使とともに、海事産業をアピール
	7月14日 15日	姫路港ふれあいフェスティバル（夏版）	PRブースによる海事広報を実施
	7月15日	神戸港ボート天国	神戸運輸監理部の官庁船「はるかぜ」の体験乗船や、海事PRブースによる海事広報を実施
	8月21日	海事施設見学会	港湾技能研修センター（神戸）の見学会を実施

	10月20日	姫路港ふれあいフェスティバル（秋版）	PRブースによる海事広報を実施
--	--------	--------------------	-----------------

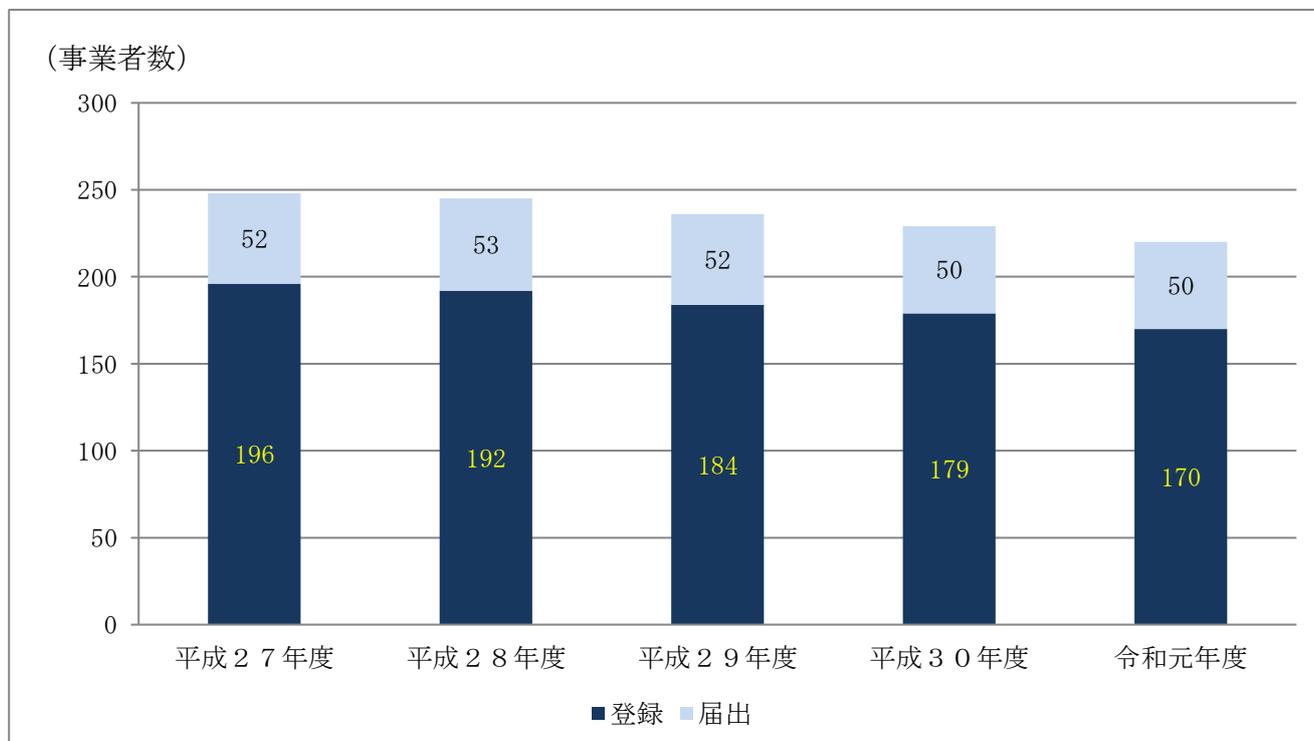
海事振興部  
貨物・港運課

# 1 内航海運の現況

## (1) 内航海運登録事業者数等

管内の内航海運事業者数は、第1図のとおりである。

第1図 管内の内航海運事業者数の推移（各年度末現在）



## (2) 法人・個人別事業者数

管内の法人・個人別の登録事業者数は、第1表のとおりである。

第1表 法人・個人別事業者数（各年度末現在）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
内航海運業 登録事業者数	196 (13)	192 (13)	184 (11)	179 (9)	170 (8)

( ) は個人事業者数で内数

(3) 船種・船型別船腹量及び隻数

令和元年度末の管内の所有船舶の船種・船型別船腹量及び隻数は第2表のとおりである。

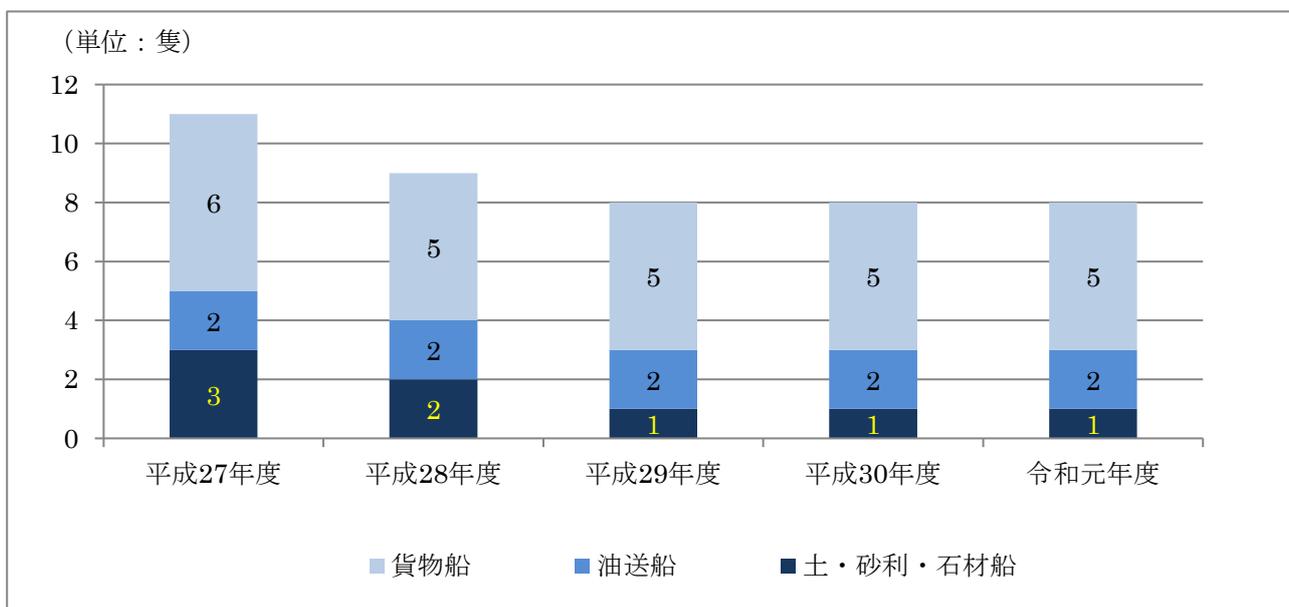
第2表 船種・船型別船腹量及び隻数 (令和2年3月末現在)

船腹量区分及び隻数		貨物船	土・砂利・石材専用船	セメント専用船	自動車専用船	油送船	特殊タンク船	合計
100G/T未満	船腹量(G/T)	1,781	150	0	0	455	0	2,385
	隻数(隻)	60	2	0	0	7	0	69
100～499G/T	船腹量(G/T)	50,935	25,499	0	0	9,196	1,362	86,992
	隻数(隻)	156	55	0	0	24	3	238
500～699G/T	船腹量(G/T)	6,549	629	0	0	1,100	1,226	9,504
	隻数(隻)	11	1	0	0	2	2	16
700G/T～	船腹量(G/T)	85,879	10,418	9,957	0	28,884	5,950	141,088
	隻数(隻)	31	7	1	0	8	2	49
合計	船腹量(G/T)	145,144	36,696	9,957	0	39,635	8,538	239,969
	隻数(隻)	258	65	1	0	41	7	372

(4) 自家用船舶使用届出状況 (100総トン以上)

管内の自家用船舶の使用届出状況は、第2図のとおりである。

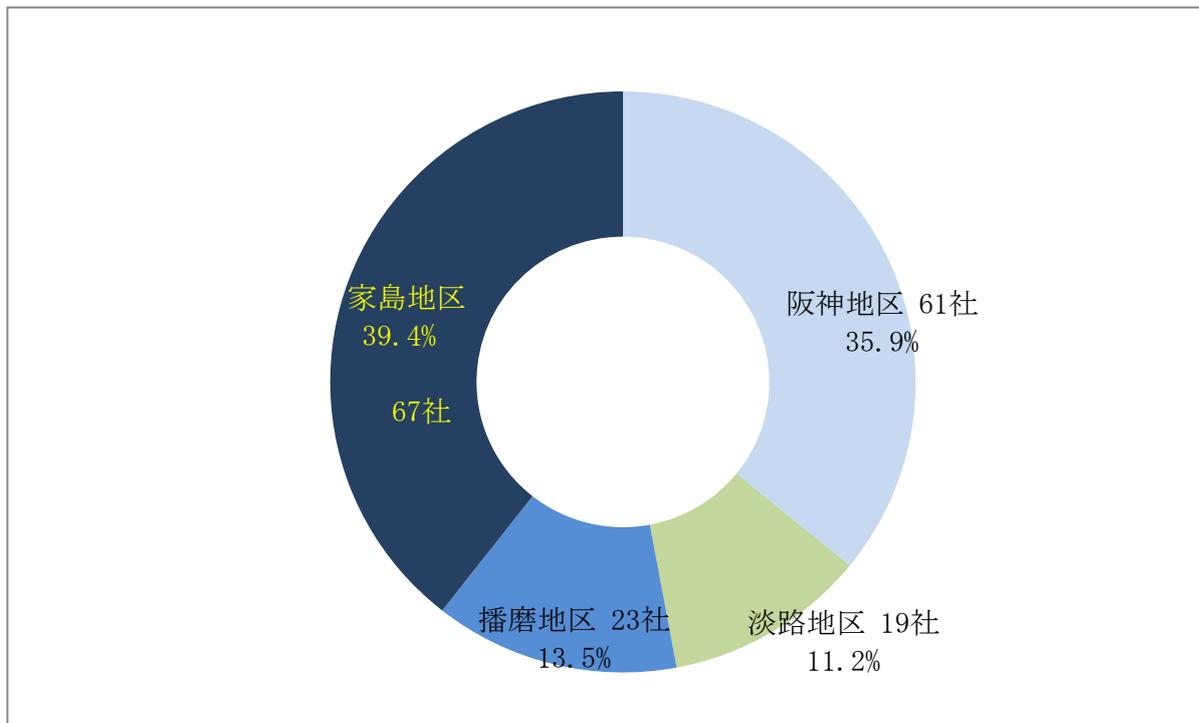
第2図 管内の自家用船舶使用届出状況 (各年度末現在)



(5) 内航海運業地区別登録事業者分布状況

管内の内航海運業地区別登録事業者分布状況は、第3図のとおりである。

第3図 管内の内航海運業地区別登録事業者分布状況（令和2年3月末現在）

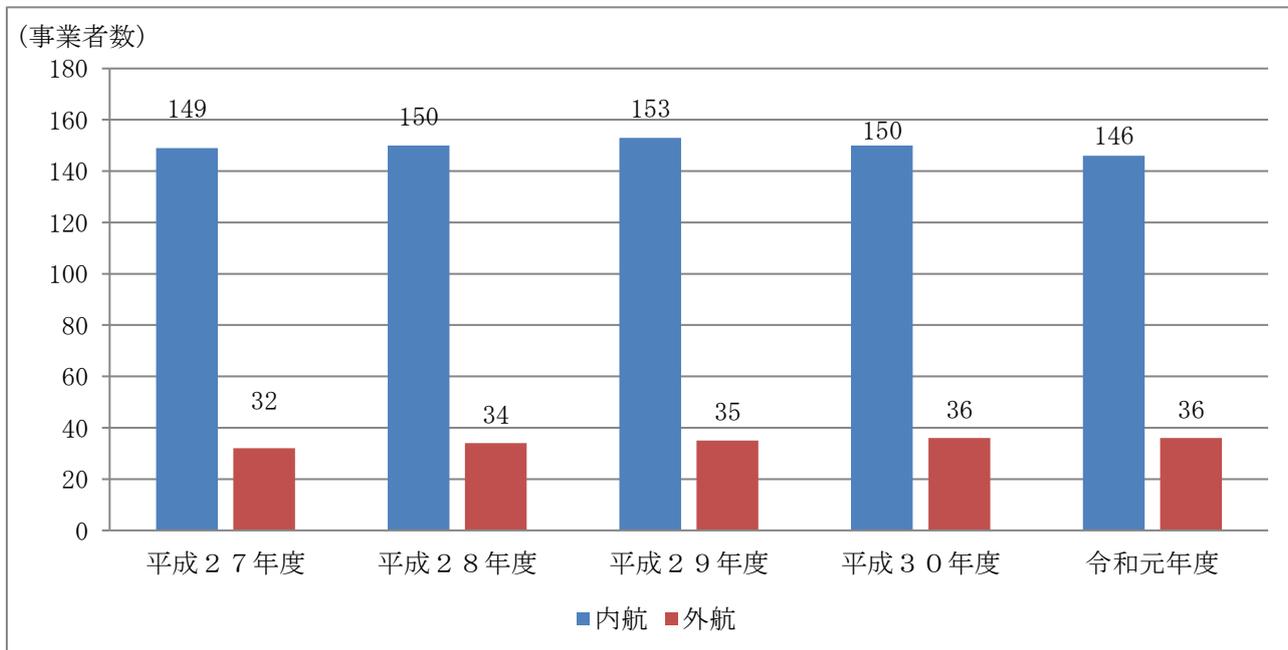


## 2 貨物利用運送事業の現況

管内の貨物利用運送事業者数は、第4図のとおりである。

(ただし、内航運送及び外航運送に係る第一種貨物利用運送事業者に限る。)

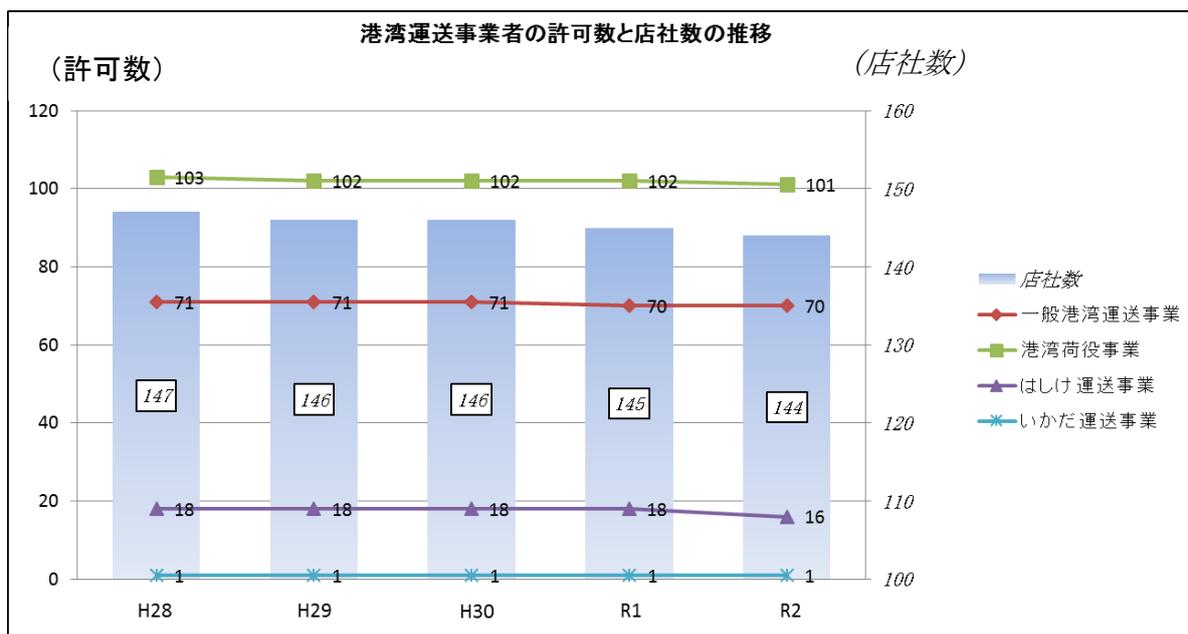
第4図 管内の貨物利用運送事業者数の推移 (各年度末現在)



## 3 港湾運送事業の現況

### (1) 港湾運送事業者数・許可数

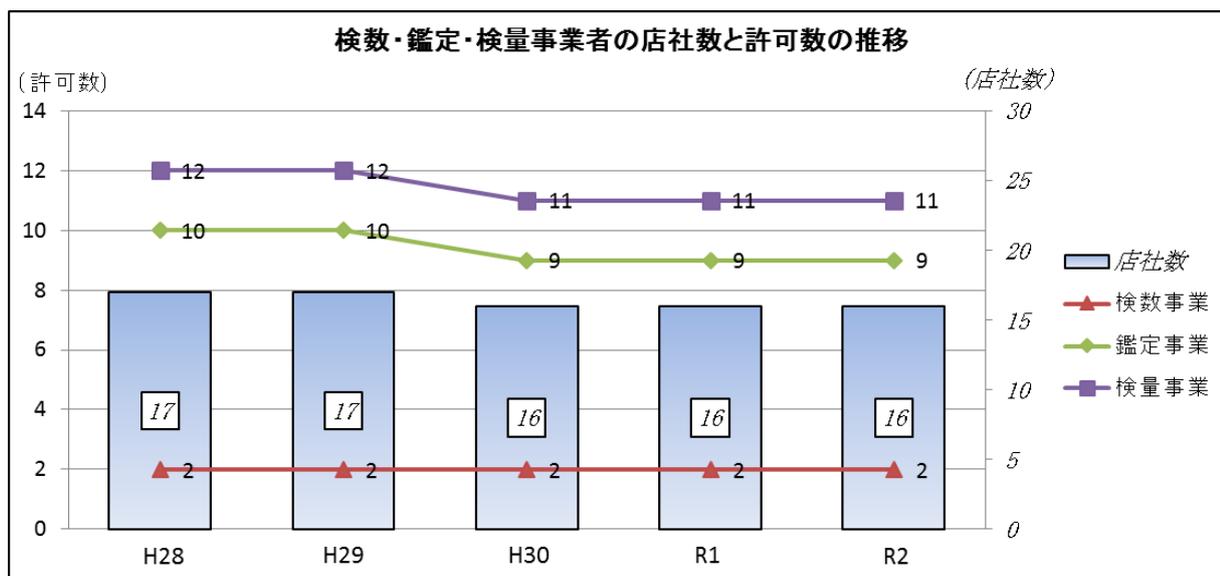
管内の指定港湾各地における許可数及び店社数 (事業者数) 等の推移は第5図から第7図のとおりである。



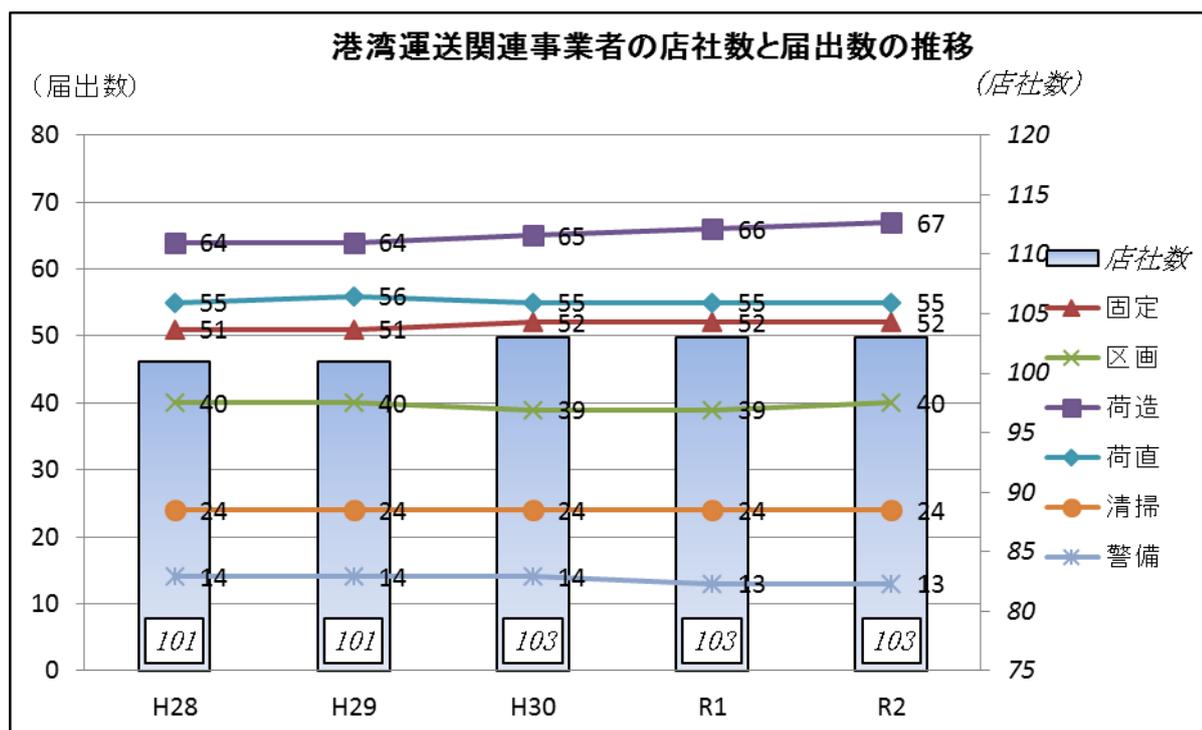
第5図 管内の港湾運送事業者の許可数及び店社数の推移 (各年6月1日現在)

第6図 管内の検数・鑑定・検量事業者の店社数と許可数の推移 (各年6月1日現在)

注. 検数・鑑定・検量事業については全国一律許可



第7図 管内の港湾運送関連事業者の店社数と届出数の推移 (各年6月1日現在)



(2) 港湾運送実績

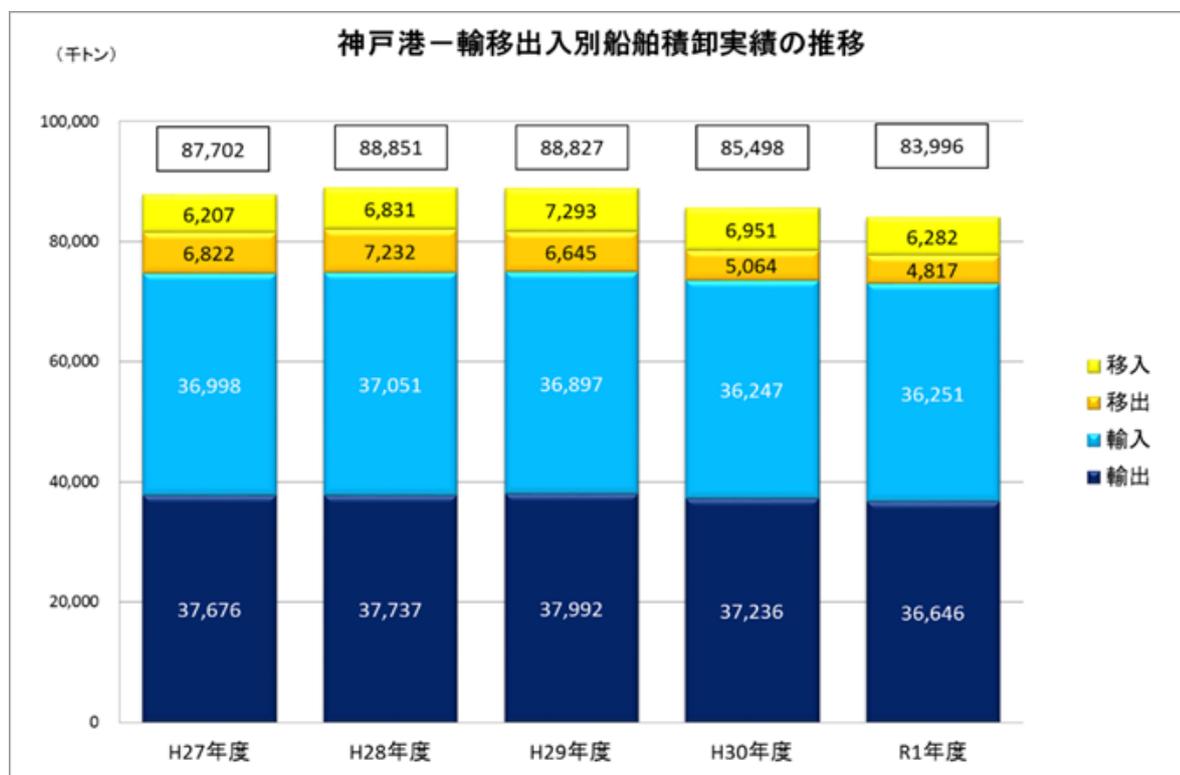
※ ( ) 内%は対前年度比を示す

管内の港湾運送事業法の指定港である神戸港、尼崎西宮芦屋港、姫路港及び東播磨港の船舶積卸実績は、第8図から第11図のとおりである。

神戸港における令和元年度の総取扱量は、83,996千トン(98.2%)であった。品目別では、コンテナ貨物70,008千トン(98.8%)、石炭2,961千トン

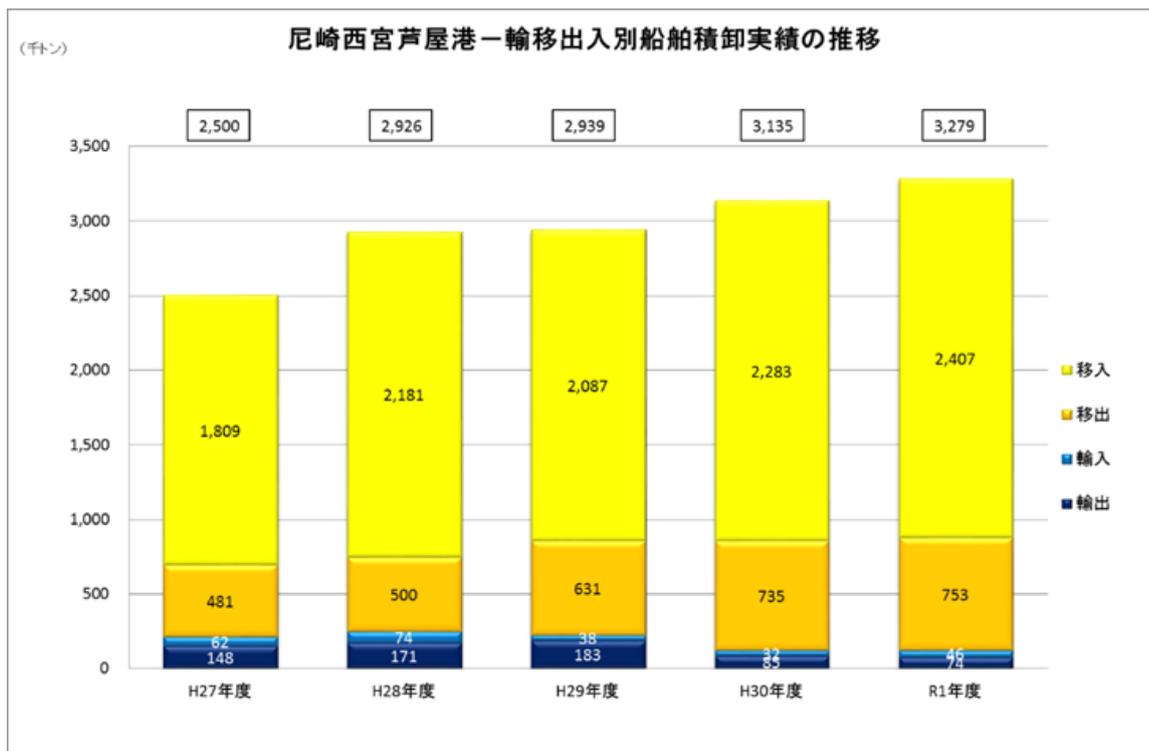
(100.8%)、自動車2,708千トン(92.5%)、鉄鋼1,907千トン(70.9%)となっている。

第8図 神戸港船舶積卸実績の年度別の推移



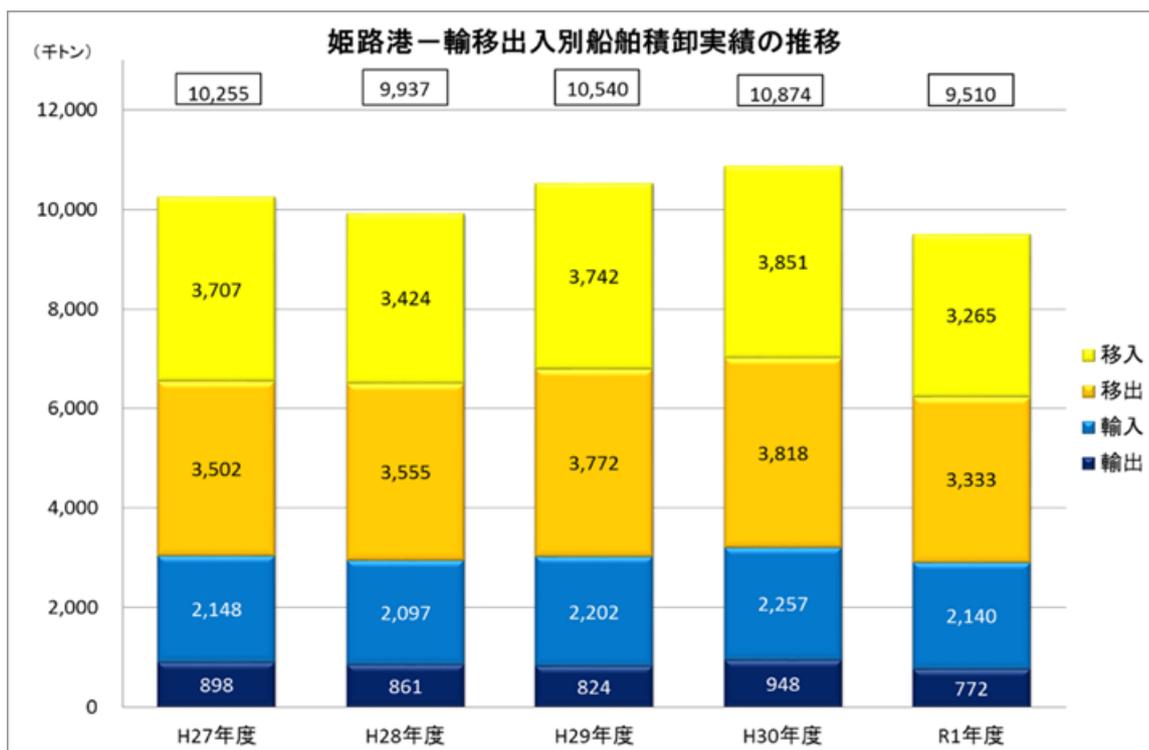
尼崎西宮芦屋港における令和元年度の総取扱貨物量は、3,279千トン(104.6%)であった。品目別では、鉄鋼936千トン(100.3%)、自動車1,682千トン(107.8%)、金属くず149千トン(98.0%)の3品目が、全体の8割を占めている。

第9図 尼崎西宮芦屋港船舶積卸実績の年度別の推移



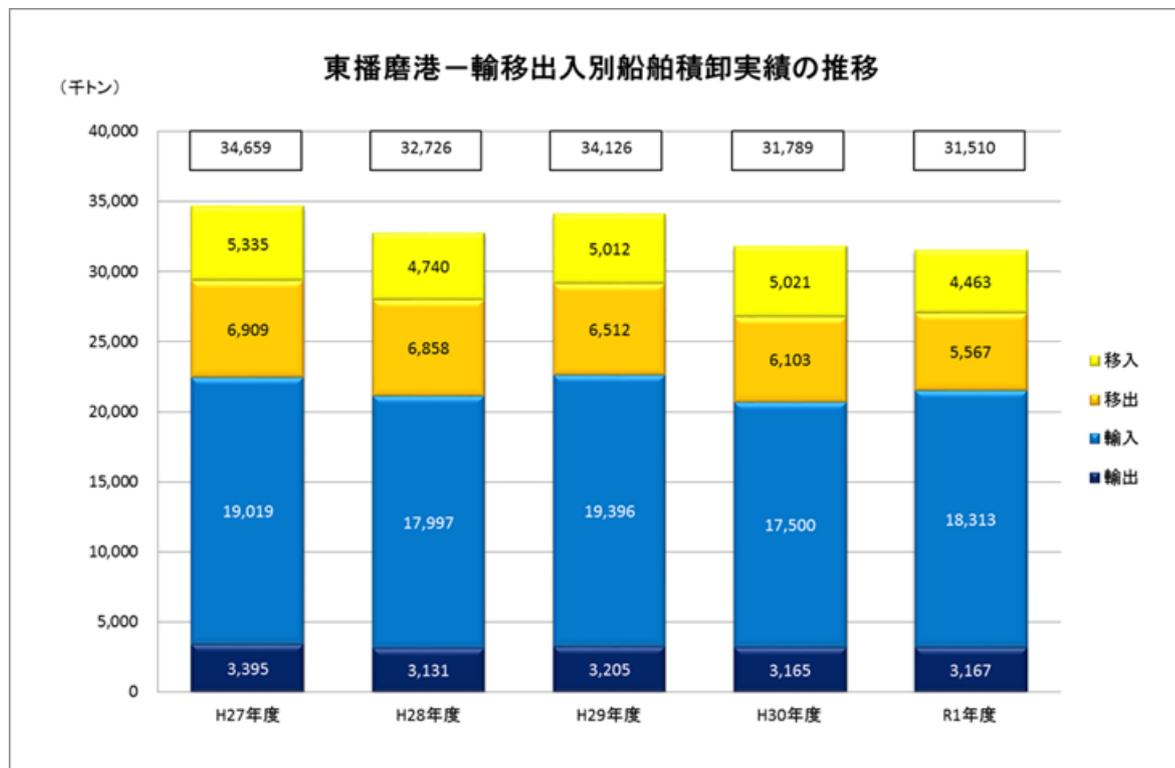
姫路港における令和元年度の総取扱貨物量は、9,510千トン（87.5%）であった。品目別では、鉄鋼5,294千トン（87.6%）、石炭1,781千トン（96.9%）、金属くず879千トン（72.9%）の3品目が、全体の8割強を占めている。

第10図 姫路港船舶積卸実績の年度別の推移



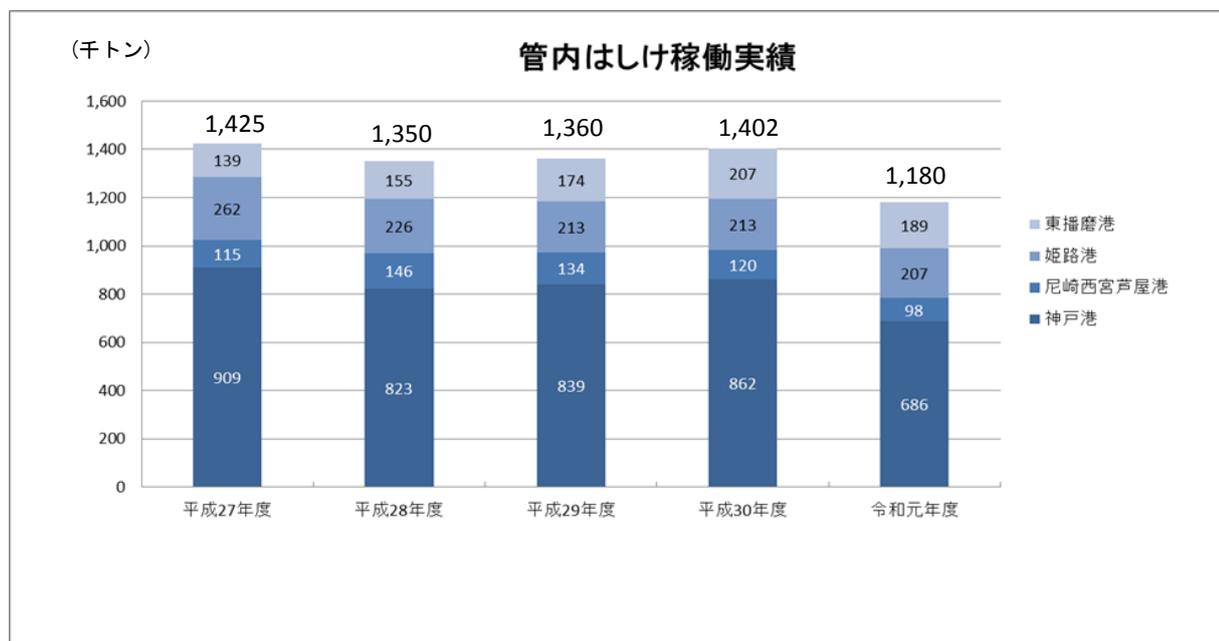
東播磨港における令和元年度の総取扱貨物量は、31,510千トン（99.1%）であった。品目別では、金属鉱11,941千トン（106.3%）、石炭7,136千トン（97.9%）、鉄鋼5,956千トン（96.5%）の3品目が、全体の7割を占めている。

第11図 東播磨港船舶積卸実績の年度別の推移



はしけ稼働実績は、第12図のとおりである。神戸港における令和2年3月末現在の港運はしけ保有状況は、計108隻57,889積トンで、令和元年度の輸送実績は686千トン（79.6%）であった。

第12図 管内のはしけ稼働実績の年度別の推移



各港別の沿岸荷役の実績は、第13図のとおりである。管内における令和元年度の沿岸荷役実績は91,440千トン（98.0%）であった。

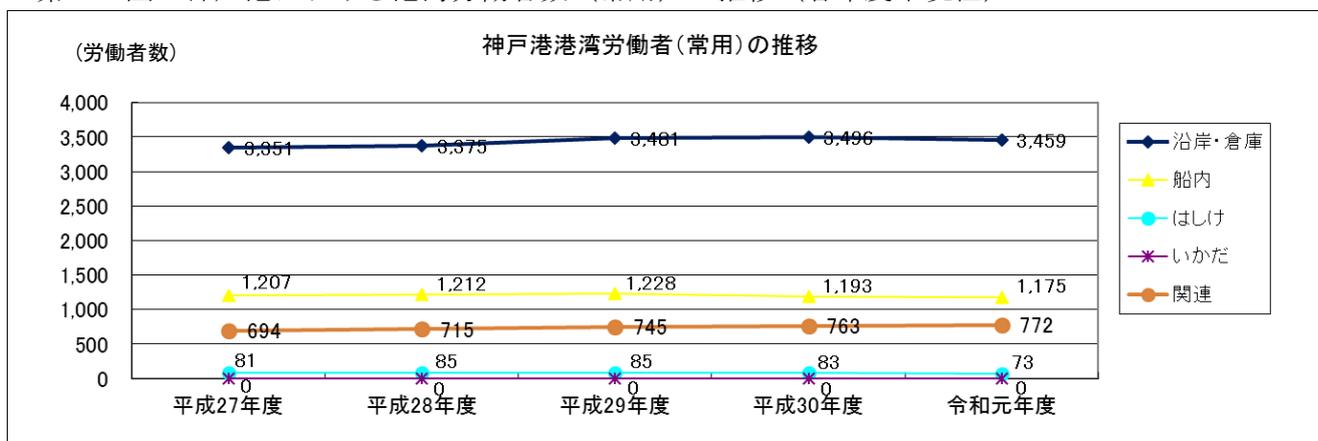
第13図 管内の沿岸荷役実績の年度別の推移



### (3) 港湾労働者の現況

神戸港の常用港湾労働者数は、令和2年3月末における港湾労働法上の届出数で5,479人（対前年同月比99.0%）であった。

第14図 神戸港における港湾労働者数（常用）の推移（各年度末現在）



(資料) 神戸公共職業安定所

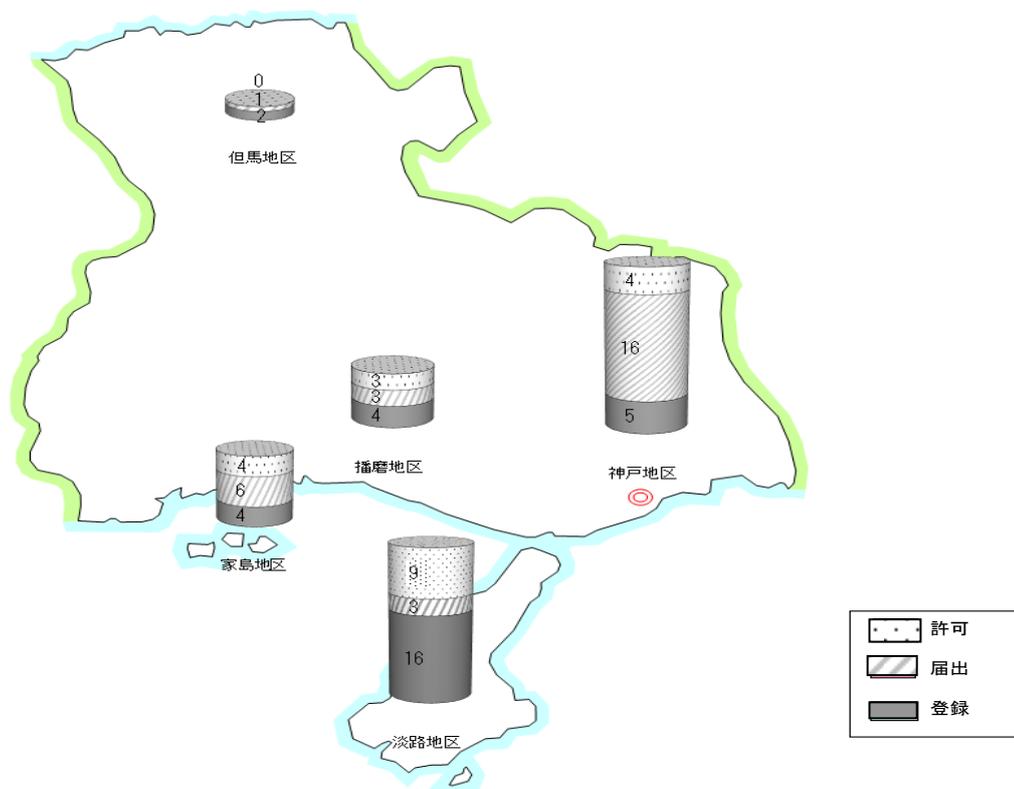
海事振興部  
船舶産業課

# 1 造船業の現況

## (1) 造船業の施設等の状況

造船業の施設等の数は、第1図のとおりである。

第1図 造船業の施設等数（令和2年8月末日現在）



上段：造船法による許可（総トン数500トン以上又は長さ50m以上の鋼製の船舶の製造又は修繕）

中段：造船法による届出（鋼製の船舶以外の船舶で総トン数20トン以上又は長さ15m以上のものの製造又は修繕）

下段：小型船造船業法による登録（総トン数20トン以上又は長さ15m以上の鋼製の船舶（総トン数500トン以上又は長さ50m以上のものを除く。）及び、総トン数20トン以上又は長さ15m以上の木製の船舶の製造又は修繕）

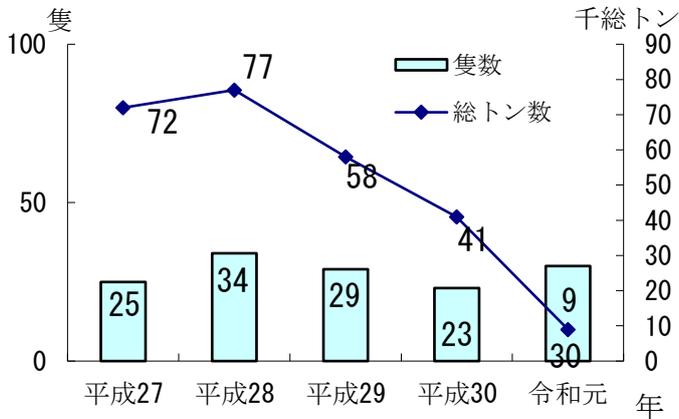
## (2) 船舶の建造・修繕実績

※（ ）内%は対前年比を示す

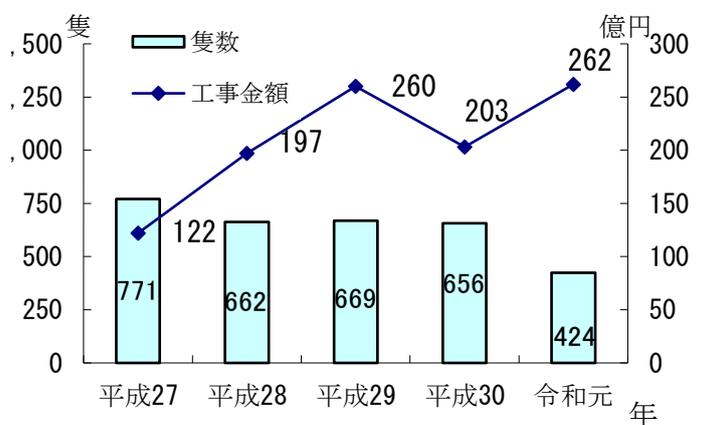
令和元年の管内建造実績は、30隻（130.4%）と増加したものの、総トン数は8,938トン（21.9%）と減少した。平成28年をピークに総トン数が減少している要因として、大型船舶の建造隻数の減少による影響が大きいと考察される。

また、修繕実績は、424隻（64.6%）となっている。工事金額が、262億円（129.0%）に増加したのは、1隻あたりの総トン数の増加による影響が大きいと考察される。

第2図 建造実績の推移



第3図 修繕実績の推移

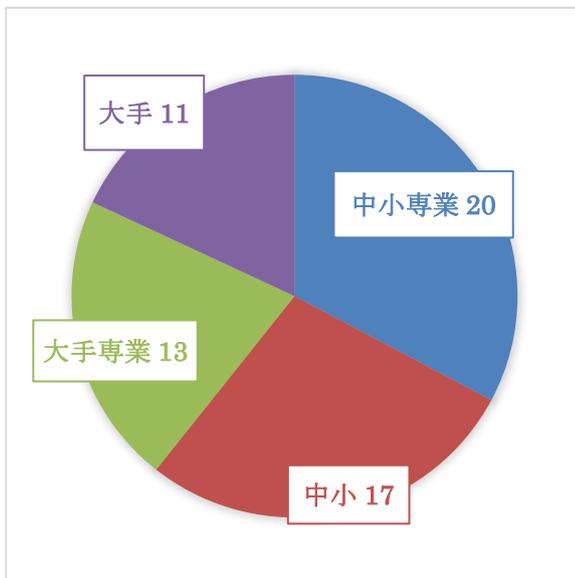


## 2 船用工業の現況

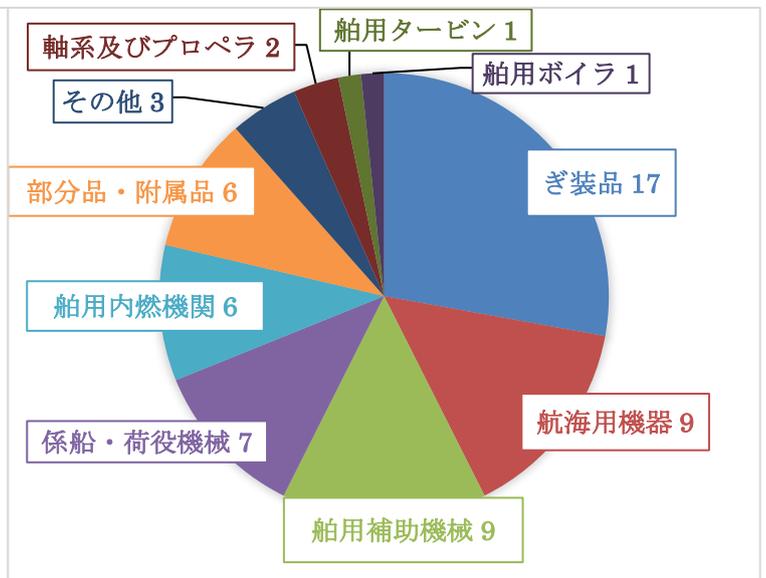
### (1) 船用工業事業所数

管内の船用工業事業所数は61事業所で、このうち、中小企業（資本金1億円以下の事業者）の事業所数は37事業所であった。

第4図 資本金別・船用比率別事業所数  
(令和元年12月31日現在)



第5図 業種別事業所数  
(令和元年12月31日現在)



注) 船舶用機関又はぎ装品（これらの部分品・附属品を含む）の製造又は修繕のための事業所（工場）を有し、常時5人以上の従業員を使用している事業所。造船法に基づく報告書をもとに作成しているため、提出状況により変動がある。「専門」とは、船用比率が50%を超えるものをいう。

## (2) 船用工業の実績

### (ア) 生産動向

令和元年の管内船用工業製品の生産額は、対前年比4.4%減の1,816億円となった。

品目別で生産額が増加した製品は、次のとおりである。

軸系及びプロペラ 86億円（前年比 53.8%増）

係船・荷役機械 36億円（前年比 15.8%増）

品目別で生産額が減少した製品は、次のとおりである。

船用内燃機関 758億円（前年比 9.4%減）

ぎ装品 100億円（前年比 8.6%減）

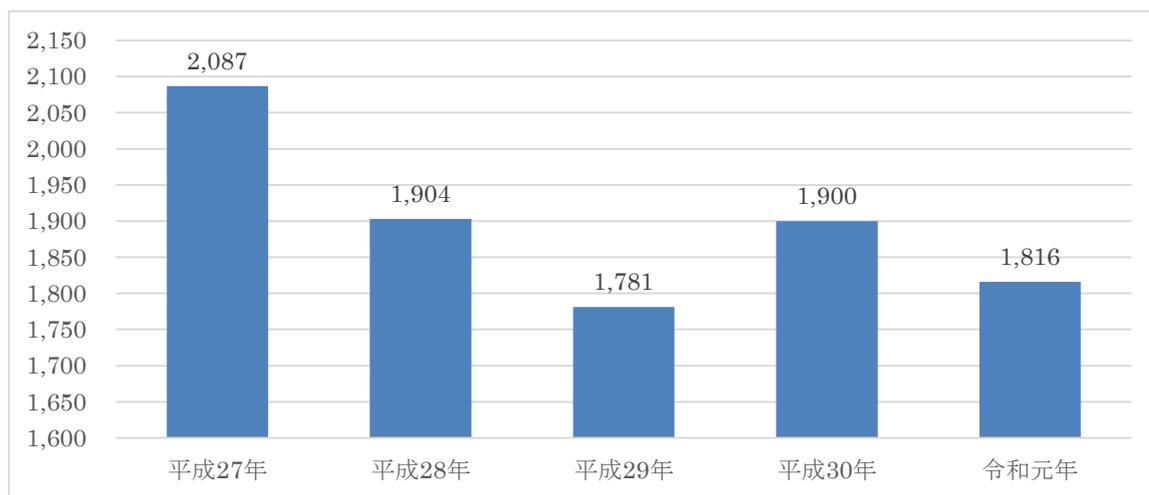
船用補助機械 106億円（前年比 7.7%減）

部分品・附属品 544億円（前年比 3.1%減）

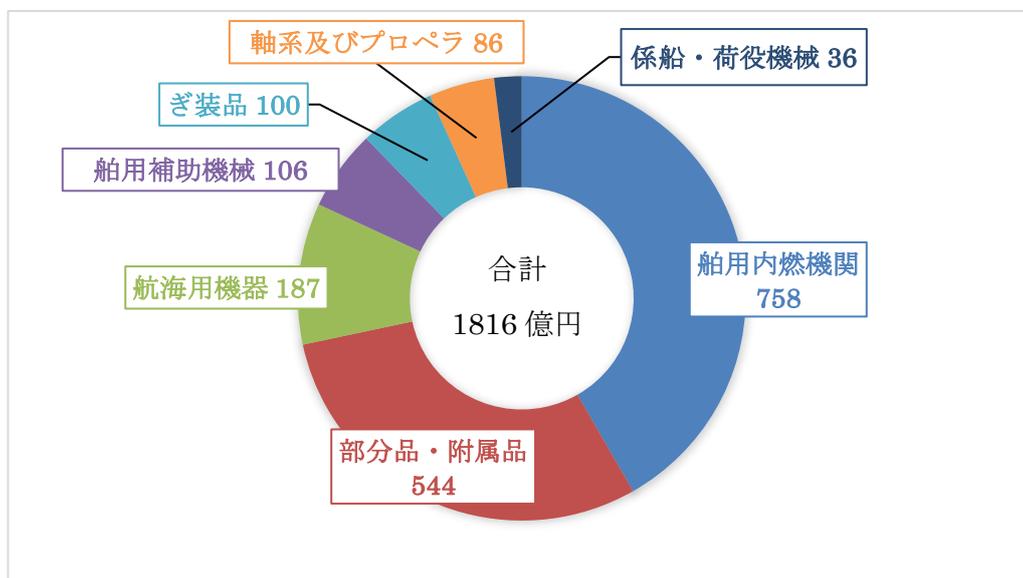
航海用機器 187億円（前年比 1.9%減）

第6図 生産実績の推移

(単位:億円)



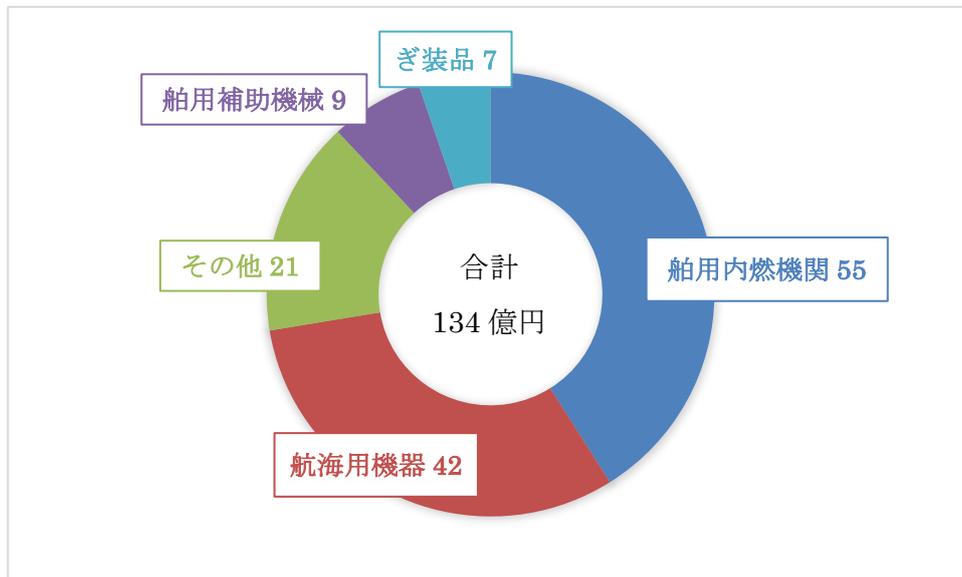
第7図 令和元年 品目別生産実績



(イ) 修繕動向

令和元年の管内船用工業製品の修繕額は、対前年比266.9%増の134億円となった。

第8図 令和元年 品目別修繕実績



(ウ) 輸出動向

令和元年の管内船用工業製品の輸出額は対前年比23.2%減の727億円となった。

品目別で輸出額が増加した製品は、次のとおりである。

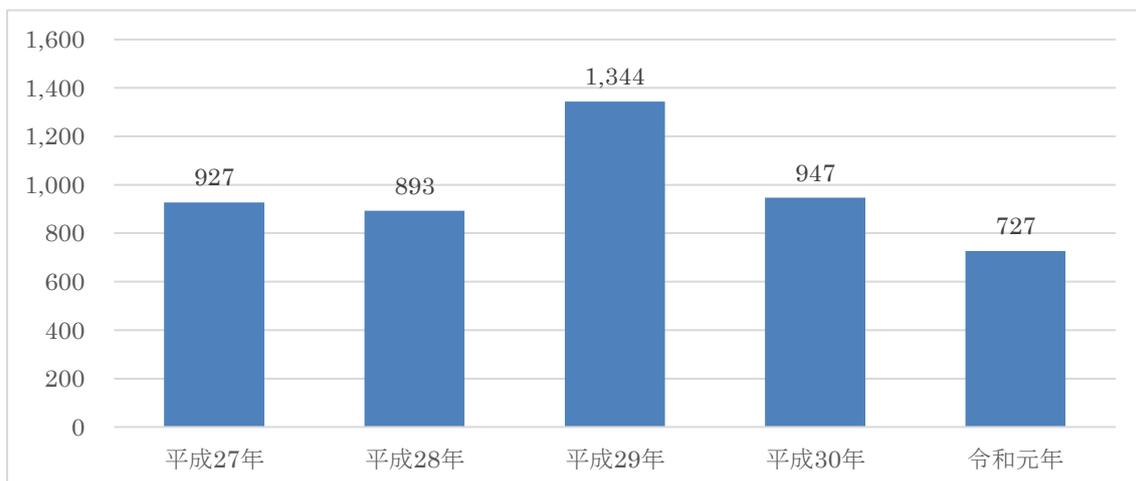
軸系及びプロペラ	12億円 (前年比 77.1%増)
船用補助機械	42億円 (前年比 32.5%増)
航海用機器	263億円 (前年比 0.3%増)

品目別で輸出額が減少した製品は、次のとおりである。

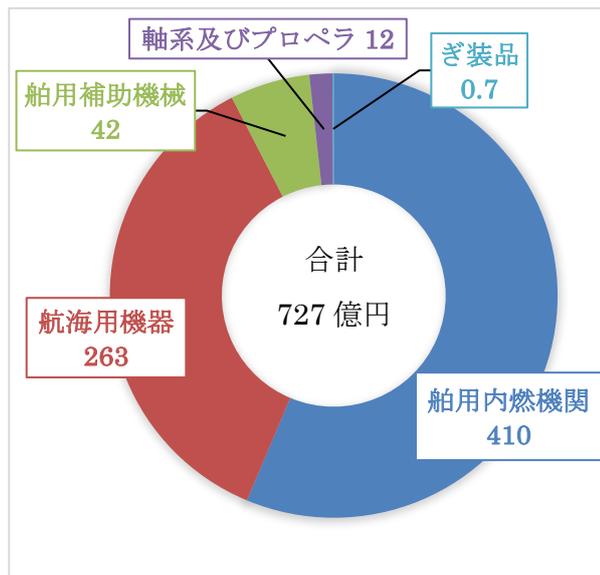
船用内燃機関	410億円 (前年比 23.2%減)
ぎ装品	0.7億円 (前年比 63.2%減)

第9図 輸出契約実績の推移

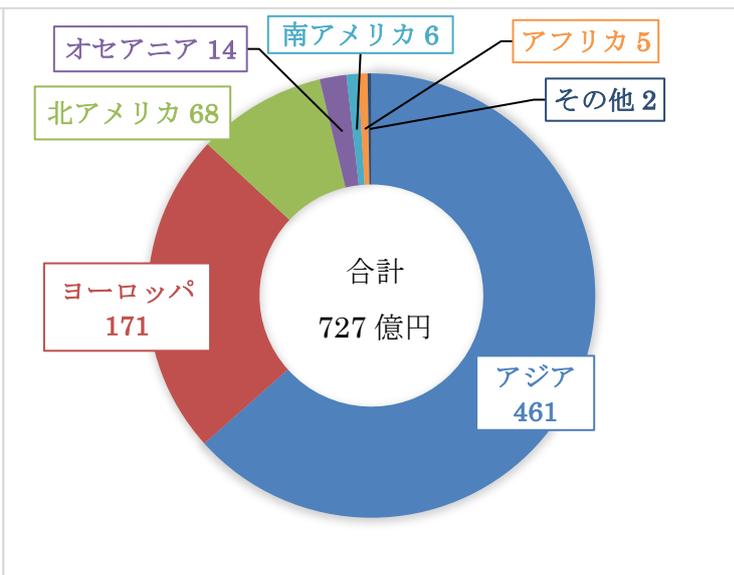
(単位：億円)



第10図 令和元年 品目別輸出契約実績



第11図 令和元年 地域別輸出契約実績

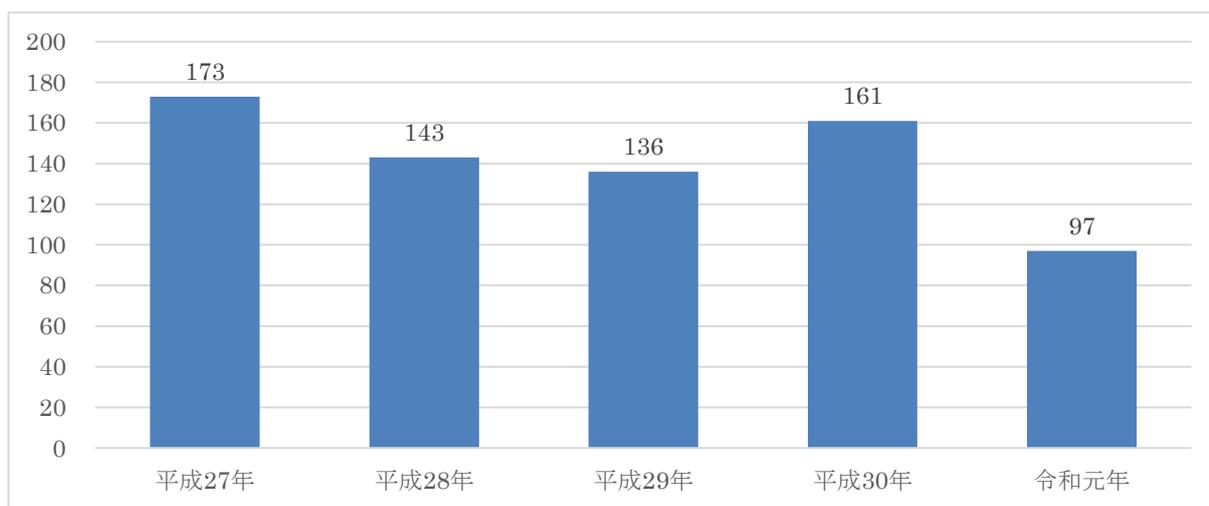


(エ) 輸入動向

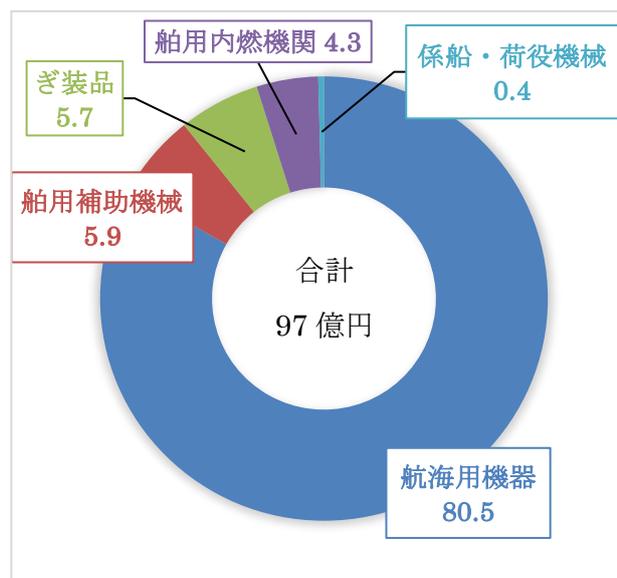
令和元年の管内船用工業事業者による船用工業製品の輸入額は、対前年比39.8%減の97億円となった。

第12図 輸入実績の推移

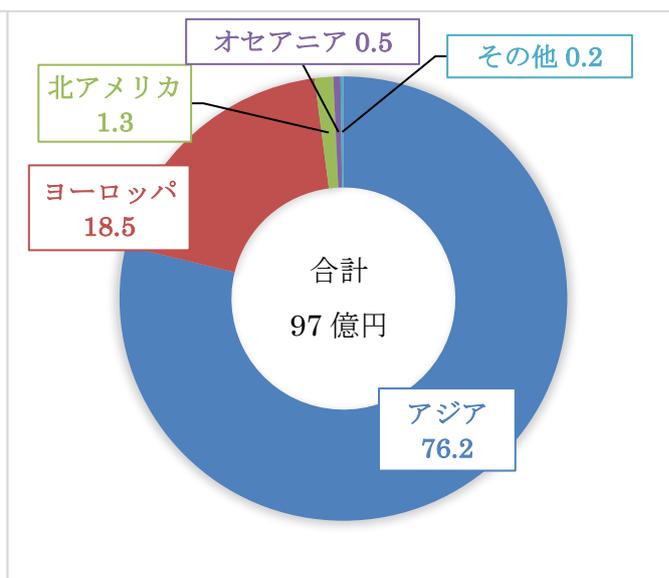
(単位：億円)



第13図 令和元年 品目別輸入実績



第14図 令和元年 地域別輸入実績



### 3 造船業・船用工業対策等

#### (1) 人材の育成

今後少子高齢化が更に進み、他産業との人材獲得競争の激化が想定される中で、造船業の成長を支える人材の確保・育成の取組の一層強化が不可欠となっており、神戸運輸監理部では人材育成に関する産官学連携の強化を推進している。

##### (ア) 地域造船技能研修センターへの支援等

造船技能者育成のため、平成16年から地域造船技能研修センターが全国で6カ所設立された。

管内では、平成20年3月に「相生技能研修センター」が設立され、新人向けの知識・技能や専門技能の教育の場として重要な役割を果たしている。

なお、令和元年度に実施した同技能研修センターにおける研修は以下のとおりである。

- ・ 平成31年4月～令和元年6月 新人研修 (2社5名)
- ・ 令和元年6月・10月 機関仕上げ(2・3級) (6社9名) (以下は専門技能研修)
- ・ 令和元年9月 配管艤装(3級) (7社7名)
- ・ 令和元年10月・11月 溶接(2・3級) (4社6名)

神戸運輸監理部では、同技能研修センターに対し、地域の造船技能研修センターとしての運営、機能強化・拡充等に向けた支援を続けている。

##### (イ) 造船・船用企業との連携

造船・船用企業で就業する若手従業員を対象に、新人研修会を令和元年11月に開催し、午前は「船の基礎知識と造船・船用工業の現況」をテーマに講演、午後は神戸港停泊中の(独)海技教育機構練習船「銀河丸」での運航実務研修を行い、20名が参加した。

#### (ウ) 教育機関との連携

神戸運輸監理部では、次世代の海事産業の担い手を育成するため、兵庫県高等学校教育研究会や神戸船用工業会と連携して、工業高校の教員・生徒を対象にさまざまな研修を実施している。

令和元年度の実施状況は以下のとおり。

(生徒対象)

- ・ 令和元年 7月 ヤンマー (株) エンジン研修

(教員対象)

- ・ 令和元年 12月 川崎重工業(株)進水式見学会
- ・ 令和2年 2月 ダイハツディーゼル姫路(株) 施設見学会

#### (2) 造船業における労働災害防止指導

造船所における労働災害事故防止のため、昭和58年5月から、造船事業者等が「全国造船安全衛生対策推進本部」を設置している。神戸運輸監理部では、同本部の西日本総支部兵庫支部の幹事会に参加するほか、同支部が行う安全衛生相互点検パトロール等に同行するなどの支援、協力を行っている。令和元年度は7事業所を関係者とともにも点検し、指導した。

### 4 舟艇利用の現況

#### (1) 「海の駅」を利用したマリレジャーの普及推進

海の駅は、マリレジャーの普及及び地域・観光振興の観点から、「いつでも、誰でも、気軽に、安心して立ち寄り、利用でき、憩える場所」として全国各地に展開され、令和2年8月末現在、170駅が登録されている。

神戸運輸監理部は、海の駅ネットワーク関西連絡会事務局の一員として、各種イベントを通じ、海離れが指摘される子どもや若者を始めとした国民全体に海や船に触れる機会の創出と、海事・海洋に関する情報発信を行っている。

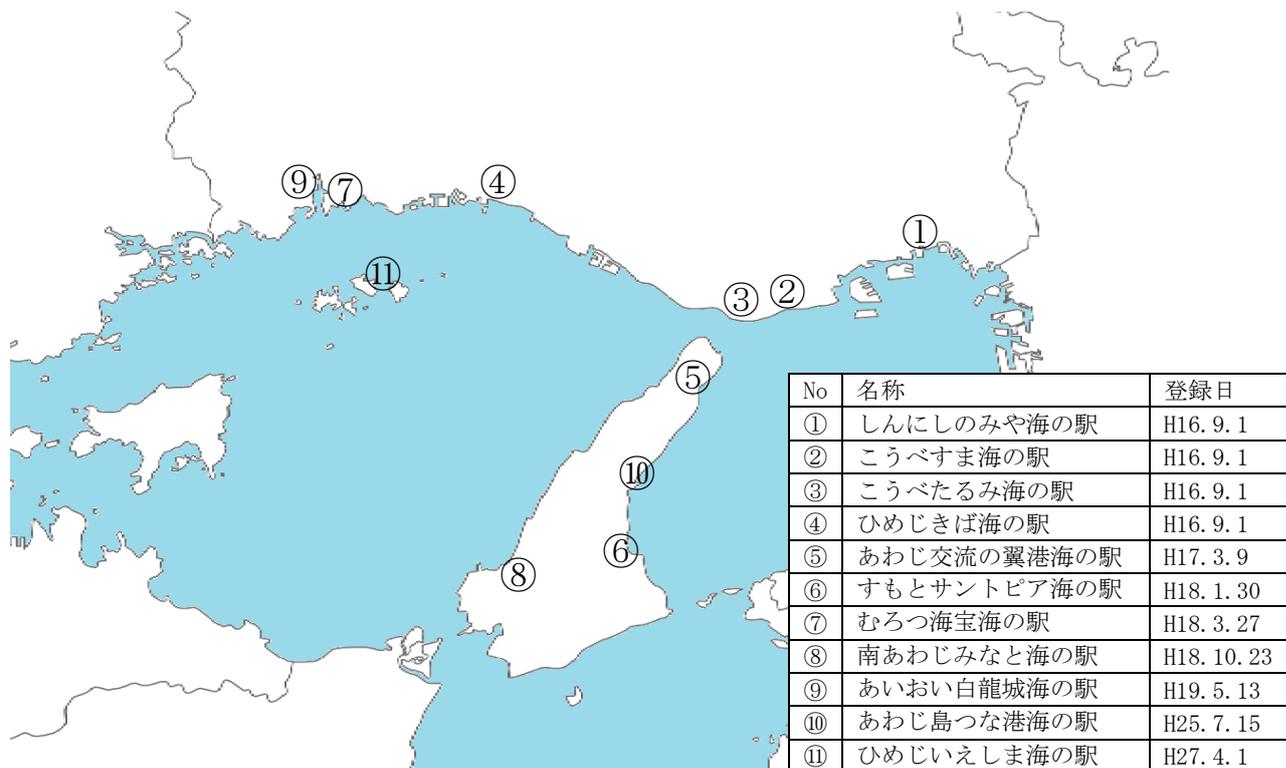
管内においては、令和2年8月末現在、11駅が「海の駅」となっている。(管内「海の駅」の所在については、第15図のとおり。)

また、令和元年度におけるマリンレジャーの普及推進に向けた主な取り組みは、以下のとおりである。

- (ア) 海の駅ネットワーク通常総会への出席（令和元年9月26日）
- (イ) 関西ポートショーにおける出展（平成31年4月5～7日）
- (ウ) マリンカーニバル神戸2019における出展（令和元年6月1日～2日）
- (エ) 神戸港ポート天国における出展（令和元年7月15日）
- (オ) 姫路港ふれあいフェスティバルにおける出展（令和元年7月14～15日）
- (カ) 関西フローティングポートショーにおける出展（令和元年10月25日～27日）
- (キ) 関西舟艇利用振興対策連絡会議の開催（令和2年1月27日）
- (ク) 海の駅ネットワーク関西連絡会総会（書面開催（令和2年6月8日書面決議））

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により書面決議

第15図 兵庫県内の「海の駅」登録状況（令和2年8月末現在）



## (2) 海の駅・防災栈橋等の活用による舟艇利用促進事業

本事業は、災害時の船舶を活用した支援の実施や啓開・復旧・輸送等に係る施設管理者、民間事業者等との間の情報共有及び連携体制強化の内容を盛り込んだ国土強靱化基本計画を背景に、舟艇の利用拡大と災害時の舟艇を利用した防災体制の構築・災害対応を両立させることを目的に実施するものである。

神戸運輸監理部においても、舟艇特性及び災害時における海の駅・防災栈橋等の活用の有効性について検討を進めている。

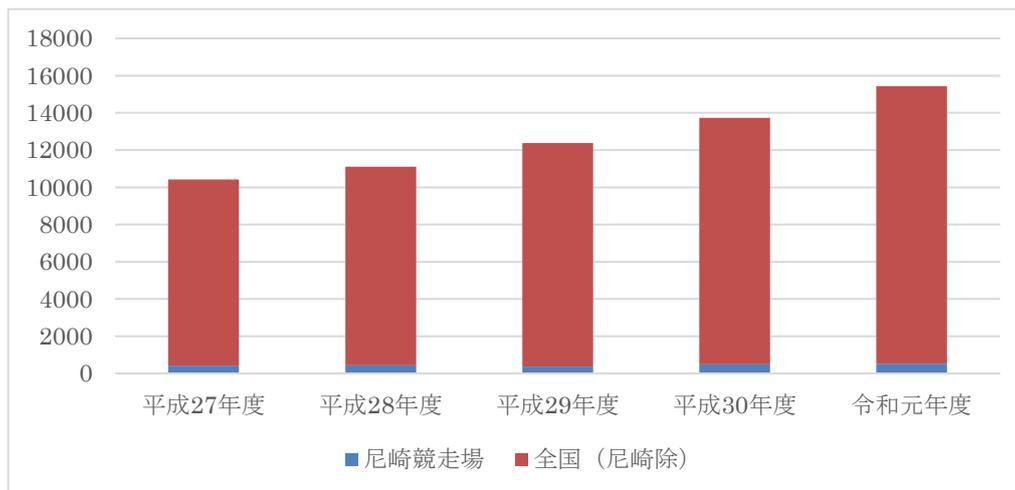
## 5 モーターボート競走の現況

令和元年度の全国モーターボート競走場の年間売上金額は15,435億円（対前年度比12.4%増）となっている。

一方、尼崎競走場の年間売上金額は524億円（対前年度比6.5%増）となっている。

兵庫県内には、神戸新開地、姫路、滝野、洲本、朝来、相生の6カ所の場外発売場（ボートレースチケットショップ（BTS））がある。

第16図 モーターボート競走売上金額の推移（令和2年3月31日現在）（単位：億円）



※資料出所：BOAT RACE Monthly Report

海事振興部  
船員勞政課

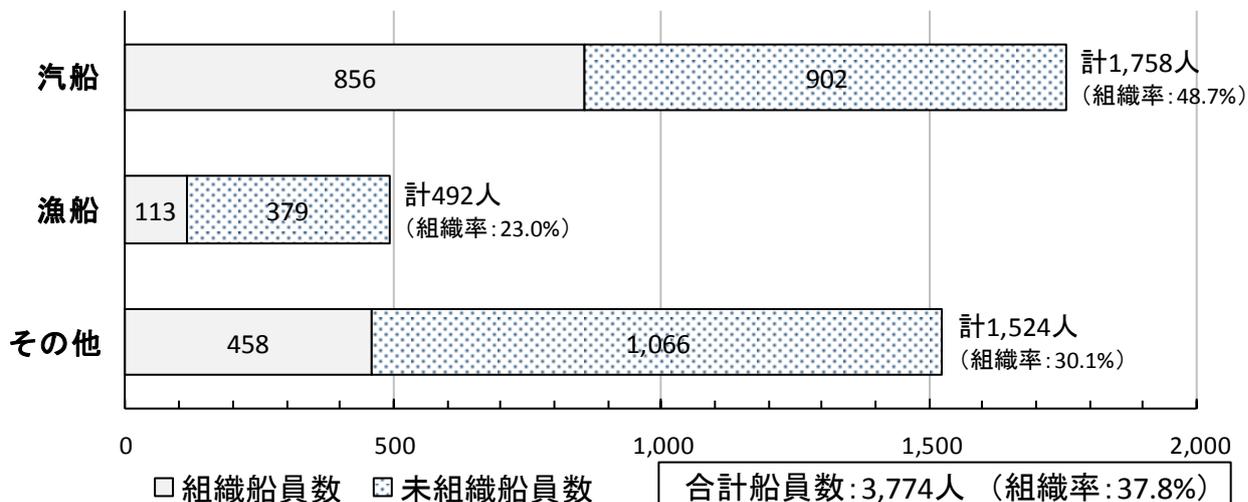
## 1 船員労働の現況

### (1) 船員の労働組合組織率

船員法適用船員数及び船員労働組合の組織状況は、次のとおりである。

第1図 船員の労働組合組織率

(令和元年10月1日現在)



注) 船員数及び組織船員数は、船員法第111条報告による(船員数は、非雇用船員を含まない)。

「汽船」は、貨物船・旅客船・専用船を示す。

「その他」は、曳船・押船・はしけ・作業船・浚渫船・官公庁船等を示す。

### (2) 船員最低賃金の状況

最低賃金の決定は、「船員の生計費」、「類似の船員の賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」を考慮して、必要があると認めるときは近畿地方交通審議会に諮問を行うこととなっている。

令和元年度は、内航団体の労使中央交渉や消費者物価指数等諸般の状況等を考慮し、神戸運輸監理部長権限にかかる「内航鋼船運航業及び木船運航業」、「海上旅客運送業」、「漁業(沖合底びき網)」について、令和元年7月31日に諮問がなされ、近畿地方交通審議会神戸船員部会の下に各専門部会が設置され審議が行われた。

その後、同12月27日に各最低賃金の改正について近畿地方交通審議会より答申があった。これを受けて令和2年2月10日に改正を決定、同3月28日に各最低賃金の改正が発効した。

### (3) 船員の福利厚生施設の状況

#### (ア) 宿泊等施設

管内の宿泊・休憩施設は、次のとおりである。

(一財) 日本船員厚生協会 神戸大倉山海員会館 (エスカル神戸)

#### (イ) 医療施設

管内の医療施設は、次のとおりである。

(一社) 日本海員掖済会 神戸掖済会病院

(一財) 神戸マリナーズ厚生会 神戸マリナーズ厚生会病院

### (4) 船員の確保対策

船員不足が顕在化してきている中、令和元年度は次のとおり対策事業を実施した。

(ア) 水産系高校生を対象とした内航海運事業者によるインターンシップ助成事業について、4事業者の協力を得て、3校9名に実施した。

(イ) 新たな分野から船員を確保・育成する事業者を支援する「船員計画雇用促進等事業」について、9事業者(36人)に対して3,760,000円の助成金を支給した。

このほか、船員の確保対策を目的として、神戸地区内航船員確保対策協議会、神戸海事地域人材確保連携協議会と連携して実施している。詳細は、第1、第2表のとおりである。

第1表 若年内航船員確保対策事業

行事名	実施日(回数)	対象	概要
出前授業	通年 (7回)	小・中学生	海の仕事や船員という仕事に対する関心を深めることを目的に、総合学習授業に海事関係者を講師として派遣し、海事教材を使用した授業を実施
神戸港ボート天国	7月16日	—	内航海運への理解を深めることを目的に、パネル展示や関連リーフレットの配布など内航海運について広報を実施
海事施設見学	7月11日	高校生	海事に関する知識や理解を深めることを目的に、KICT施設見学やガントリークレーンのシミュレーション体験等を実施。
	8月8日	中学校教員	社会科教員を対象として、海事に関する知識と理解を深め、学習や進路指導に役立ててもらおうことを目的に海事施設を見学

	8月21日	小学生及び保護者	海事に関する知識や理解を深めることを目的に、港湾技能研修センターにおいて、船員の仕事や海運の重要性の講義、種々のシミュレーター体験等を実施。
帆船「みらいへ」 海洋教室	[夏期] 8月5日 ～ 6日 [秋期] 10月6日	[夏期] 中学生～ 高校生 [秋期] 小学生及 び保護者	船員の仕事や生活に対する理解を深め、船員を目指す若者の確保を図ることを目的に、練習帆船「みらいへ」*による体験航海型の海洋教室を実施 *一般社団法人グローバル人材育成推進機構が運営する日本唯一のセイルトレーニングシップ

第2表 内航船員確保対策事業

就活講演会	5月22日	若年求職者	若者しごと倶楽部などと連携し、内航船員を就業の選択肢としてもらうことを目的に、同倶楽部が主催した講演会で「船員の仕事」等について講演を実施
就職面接会（兵庫労働局との連携）	1月28日 ～ 29日	若年求職者	兵庫労働局と連携し、内航船員を就業の選択肢としてもらうことを目的に、同局が主催した就職面接会で船員の仕事・内航海運の紹介
就職面接会（自衛隊援護協会との連携）	6月17日 10月10日	退職自衛官	自衛隊援護協会と連携し、内航船員を就業の選択肢としてもらうことを目的に、同協会が主催した就職説明会で船員の仕事・内航海運の紹介
めざせ！海技者セミナー in KOBE	2月8日	練習船 実習生等	（独）海技教育機構練習船「銀河丸」「青雲丸」の神戸港寄港に合わせ、全国の海運事業者を一堂に会した企業説明会・合同面接会を開催

#### (5) 個別労働関係紛争等の処理状況

令和元年度は「個別労働関係紛争」、「労働に関係に関する相談」は無かった。

## 2 船員職業安定業務の現況

### (1) 船員の雇用情勢

令和元年の船員職業紹介実績は第3表、船員労働需給の状況は第2図のとおりである。

新規求人数は、平成30年の344人から13人減少して311人となり、新規求職数は平成30年の190人から6人増加して196人となった。

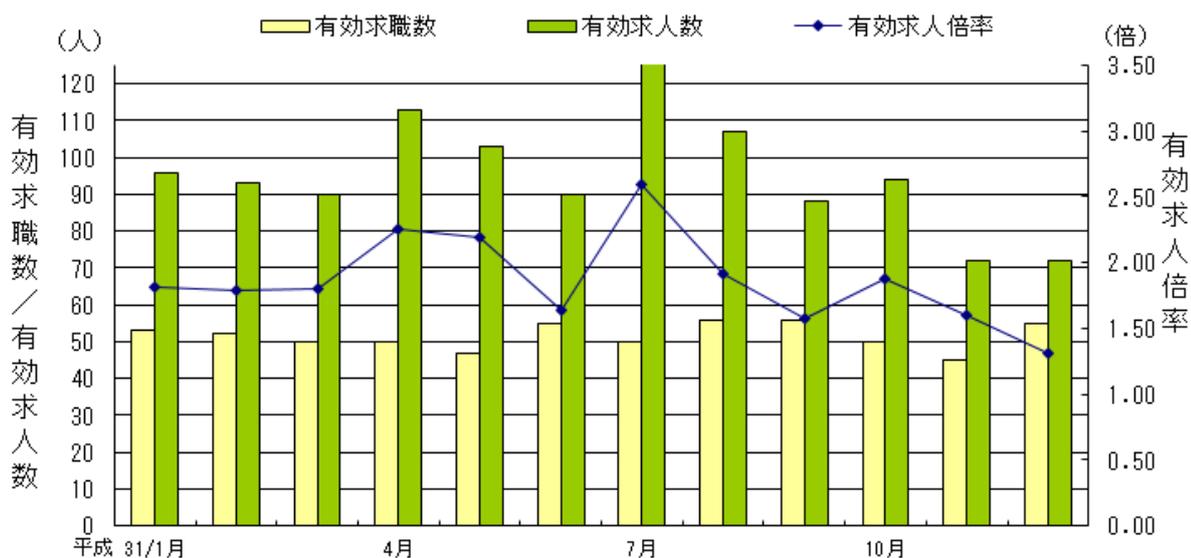
また、有効求人倍率の月間平均倍率は1.86倍と前年の1.95倍を0.09ポイント下回っている。

なお、新規求職数の年齢構成は第3図のとおりであり、30歳代までの若年層は33.7%（前年33.7%）と、前年と同じであったが、50歳代以上の中高年齢層が49.5%（前年41.0%）と、約半数を占める状況となっている。

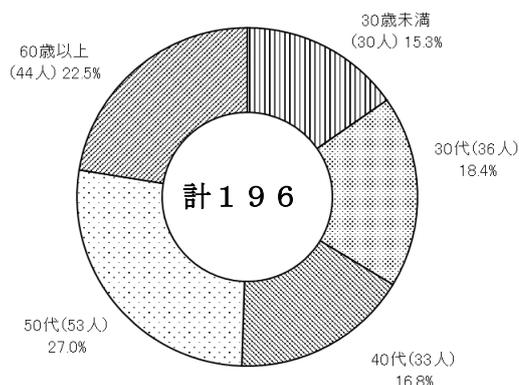
第3表 船員職業紹介実績（平成31年1月～令和元年12月）

	新規求人数	新規求職数	成立数	新規求人倍率	1.69倍
外航	1人	2人	2人	月間有効求人数（平均）	96人
内航	285人	151人	32人	月間有効求職数（平均）	52人
漁船	7人	6人	1人	月間有効求人倍率（平均）	1.86倍
その他	38人	37人	13人	充足率	4.4%
計	331人	196人	48人	就職率	7.8%

第2図 船員労働需給の状況（平成31年1月～令和元年12月）



第3図 新規求職数の年齢構成（平成31年1月～令和元年12月）



## (2) 雇用促進等対策

### (ア) 求人開拓

管内の船員需給状況を把握するとともに、船員の雇用機会の拡大と事業者の船員確保を進めるために、次のとおり実施した。

訪問事業者数	6社
求人票提出事業者数	3社
就職成立数	3人

### (イ) 就職促進対策

令和元年度の雇用保険受給資格者への再就職の促進に必要な公共職業訓練受講指示については、次のとおり実施した。

(独) 海技教育機構海技大学校	4級海技士（航海）1人、5級海技士（航海）1人
(一財) 尾道海技学院	6級海技士（航海）1人

## (3) 雇用保険に係る失業等給付

令和元年度の雇用保険に係る失業等給付は、次のとおり実施した。

受給者数	85名（実人数）
支給件数	112件（延べ件数）
支給額	20,179,430円

## (4) 船員派遣事業

船員派遣事業の許可事業者数は、10社（令和2年3月末現在）となっている。

## (5) 学校等が行う無料の船員職業紹介事業について

### (ア) 学校が行う船員職業紹介事業

学校が行う無料の船員職業紹介事業の届出事業者は、3校（令和2年3月末現在：（独）海技教育機構海技大学校、国立大学法人神戸大学、兵庫県立香住高等学校）となっている。

### (イ) 団体が行う船員職業紹介事業

無料の船員職業紹介事業の許可は、2団体（令和2年3月末現在：浜坂漁業協同組合、但馬漁業協同組合）が許可を受けている。

海上安全環境部  
船舶安全環境課

# 1 船舶の登録及びトン数の測度

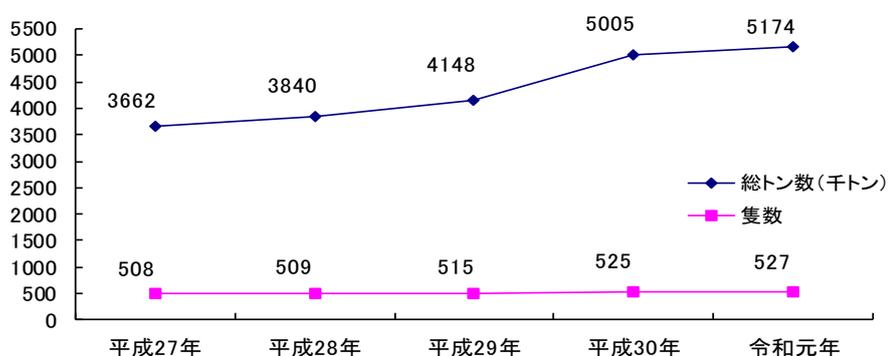
## (1) 船舶の登録業務

総トン数20トン以上の日本船舶（端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟を除く。）の所有者は、船舶法の規定により、日本に船籍港を定め、総トン数の測度を受け、登記をなした後、船籍港を管轄する管海官庁の備える船舶原簿に登録することとなっている。

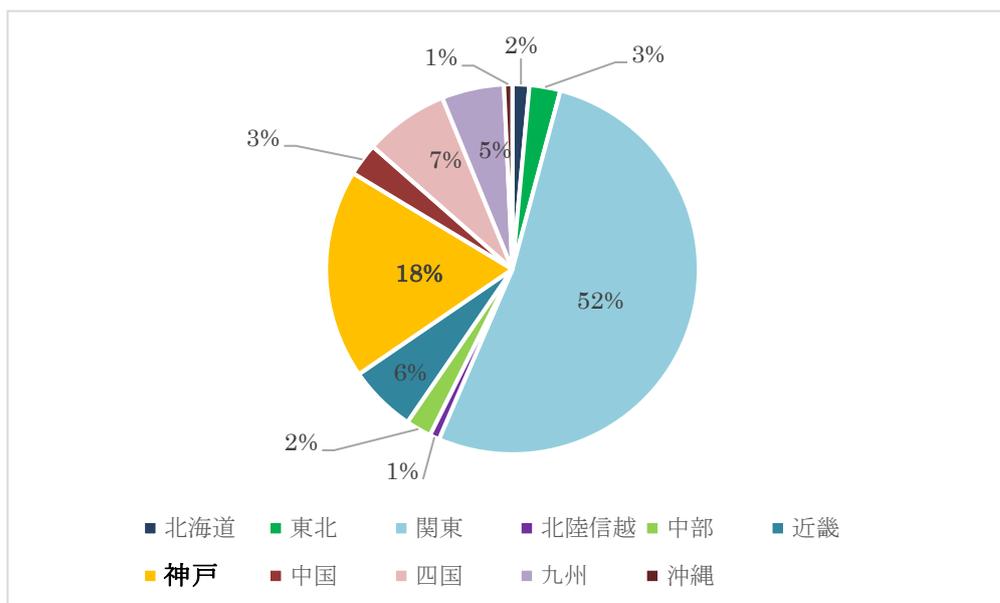
令和元年12月末現在の管内登録船舶は、527隻、5,174千トンである。

全国における管内登録船舶の割合は、隻数で7.5%、総トン数で18.3%となっている。

第1図 管内登録船舶の推移



第2図 全国における管内登録船舶の割合（総トン数）



なお、総トン数20トン未満の日本船舶又は日本国内のみを航行する日本船舶以外の船舶（漁船及びろかい又は主としてろかいをもって運転する舟、係留船等を除く。）にあつては、小型船舶の登録等に関する法律の規定により、小型船舶検査機構において登録しなければならないこととなっている。

## (2) 船舶のトン数測度業務等

船舶のトン数測度業務は、一定の基準（船舶のトン数の測度に関する法律等）に基づき船舶の寸法を計測して総トン数や各種トン数を算定する業務をいい、一般に船舶の新造、改造、輸入時等に実施される。

これらトン数は、船舶の大きさ等を表す指標として、安全規則や乗組員資格の適用基準、入港税等の課税基準として用いられるなど、我が国においては約50以上の法律に引用され、国内外において海事制度全般の適用基準として使用されている。管内では、令和元年度は31件の測度を実施している。

## (3) 日本船舶であることの証明及び小型船舶の国籍証明

非自航船等の船舶法が適用されない船舶は、船舶国籍証書等を有しないため、船舶所有者から要望があつた場合には、国籍を証する書面として、日本船舶であることの証明書を交付している。

なお、日本船舶である総トン数20トン未満の船舶の所有者は、当該船舶を国際航海（一国の港と他の国の港との間の航海）に従事させるためには、日本船舶であることを証する書面を船舶内に備え置かなければ国際航海に従事させてはならないこととなっている。

## (4) 船舶国籍証書の検認時の臨検

船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律の適正な運用を図るため、総トン数5000トン未満の船舶に対しては、船舶国籍証書の検認時に臨検を行つて、船舶と船舶国籍証書の記載事項との事実が符合することを確認している。

令和元年度は67件の臨検を実施し、必要に応じて原状回復等の指導を行つている。

## (5) 船舶の解撤等に係る臨検

船舶を解撤又は独航機能撤去等により抹消登録を行う場合において、その船舶が船舶法適用除外となつたことの実を証明するため「抹消登録申請書に添付するための証明書」を交付している。証明書の交付にあつては、本船への臨検を行い、船舶の同一性の確認及び解撤等の事実を確認している。

## 2 船舶の安全及び海洋汚染等の防止

### (1) 船舶の安全に関する検査等

船舶安全法に基づき、人命及び船舶の安全を確保するため船舶の構造、設備等について、地方運輸局等（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。）及び日本小型船舶検査機構が、総トン数等の区分に従い、検査を実施している。

また、国土交通大臣の登録を受けた船級協会（一般財団法人日本海事協会（NK）、Lloyd's Register Group Limited (LR)、DNV GL AS (DNVGL)、American Bureau of Shipping (ABS))が実施する検査に合格した船舶（旅客船を除く。）は、地方運輸局等が行った検査に合格したものとみなされる。

#### (ア) 船舶の構造及び諸設備の検査

船舶には、航行区域、用途、総トン数等により構造及び設備に対する技術基準が規定されており、これらの技術基準を満足していることを確認するために、建造時に行う検査（製造検査及び第一回定期検査）、建造後一定の期間ごとに行う検査（定期検査及び中間検査）、改造又は修理を行う場合や船舶検査証書に記載されている条件を変更する場合等に行う検査（臨時検査）等を受けることとなっている。

その他、船舶が特定される前に予め設備等の検査を受けることができる予備検査や、船舶用機器の製造工事、改造修理工事又は整備される物件の検査についてその一部又は全部を省略できる認定事業制度など検査の合理化制度がある。管内においては、製造事業場9社及び整備事業場4社が認定を受けており、立入りにより施設、設備、人員、品質管理体制、自主検査体制等が適切に維持されていることの確認を行っている。

#### (イ) 危険物の運送

現代では、社会の様々なニーズにより多種多様の危険物が海上運送されているが、その危険性に応じた安全対策や安全管理が欠かせないため、船舶で危険物を運送又は貯蔵する場合は、その容器包装、運送方法及び運送する船舶の設備等について、危険物船舶運送及び貯蔵規則によることとされている。

管内では、特殊な危険物に対する容器包装及び積載方法等についての特例許可を行うほか、管内の港に入港する危険物運送船に対して立入りにより安全確認を行っている。

#### (ウ) 国際安全管理規則（ISMコード）の検査

船舶及び船舶管理会社において安全運航管理体制を確立することにより人的要因による海難防止を目的として、国際航海に従事する旅客船及び総トン数500トン以上の非旅客船（漁船を除く。）並びに船舶管理会社に対して、安全管理に関するシステムの検査を実施している。

また、ISMコード非適用船舶についても安全性向上の取り組みを目的として、これら船舶の所有者から同コード適用の要望が高まったため、任意制度として船舶安全管理にかかる審査

を実施している。

(エ) 船舶及び港湾施設の保安のための国際コード（I S P Sコード）にかかる検査等

国際航海船舶及び国際港湾施設への危害行為等の防止を図るため、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づき、国際航海に従事する旅客船及び総トン数500トン以上の非旅客船（漁船を除く。）に対して、船舶保安統括者及び船舶保安管理者の選任に関する事項並びに船舶保安指標対応措置の実施に関する事項等を規定した船舶保安規定の承認を行うとともに、船舶保安警報装置、船舶保安規定の備置き及びその適格な実施等について定期的な検査を実施している。

また、I S P Sコード非適用船舶についても、海事保安の向上を目的として、船舶所有者から同コード適用の要望があれば、任意制度として船舶保安にかかる審査を実施している。

## (2) 海洋汚染等の防止

(ア) 船舶からの海洋汚染等の防止に関する検査等

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」）に基づき、船舶及び船舶に備え付けられる海洋汚染等の防止に関する設備について、次の区分毎に定期的検査等を実施している。

a) 油による海洋汚染の防止のための設備等

船舶に積載している油及び船内で発生するビルジ等の油性混合物は、基準に適合した油水分離器等の油排出防止設備を使用して処理したものを除き、船舶から海洋に排出してはならないこととなっている。

検査適用船舶は、総トン数150トン以上のタンカー及び総トン数400トン以上のタンカー以外の船舶であり、これら船舶の油排出防止設備及び油濁防止緊急措置手引書について定期的検査を実施している。

また、定期的検査が要求されない船舶のうち、総トン数150トン未満のタンカー及び総トン数100トン以上400トン未満のタンカー以外の船舶についても、立入りにより設備の確認を行っている。

b) 有害液体物質等による海洋汚染の防止のための設備等

有害液体物質等は、基準に適合した予備洗浄装置等の設備を使用して処理したものを除き船舶から海洋に排出してはならないこととなっている。

検査適用船舶は、総トン数に関わらず全ての有害液体物質ばら積船であり、有害液体物質排出防止設備及び有害液体汚染防止緊急措置手引書について定期的検査を実施している。

c) ふん尿等による海洋汚染の防止のための設備等

国際航海に従事する総トン数400トン以上又は最大搭載人員16人以上の船舶、及び国際航海に従事しない最大搭載人員100人以上の船舶には、船内で発生するふん尿等の排出についてその排出海域、排出方法及び排出防止設備の設置について海防法で定められており、定期的検査又は立入りにより設備の確認を実施している。

d) 船舶からの大気汚染の防止のための設備等

船舶からの排出ガスの放出については規制されており、主な規制は、次のとおりである。

i) 船舶用原動機の規制（NO<sub>x</sub>の放出規制）

船舶に搭載する出力が130kWを超えるディーゼル機関は、当該機関からのNO<sub>x</sub>の放出量が放出基準に適合していることの確認及びNO<sub>x</sub>放出状況の確認方法を記載した原動機取扱手引書の承認を受けることが義務付けられており、当該機関については、定期的な検査において放出状況の確認を行っている。

ii) 船舶用燃料油の使用規制（SO<sub>x</sub>の放出規制）

2020年1月以降、船舶用燃料油の硫黄分濃度の基準が0.50%以下となり、基準に適合した燃料油を使用するか、硫酸化物放出低減装置（EGCS）を設置して原動機運転中に作動させることが義務付けられている。EGCSについては、定期的検査において有効な作動の確認を行っている。

iii) 二酸化炭素（温室効果ガス）の放出規制

排他的経済水域を越えて航行する総トン数400トン以上の船舶には、二酸化炭素を抑制するための措置及び二酸化炭素放出抑制指標を記載した二酸化炭素放出抑制手引書（SEEMP）の作成が義務付けられており、当該手引書の承認及び指標の確認を行っている。

iv) オゾン層破壊物質に関する規制

フロン、ハロン等のオゾン層破壊物質を含む冷媒装置を使用した冷蔵設備及び空調機等を船舶に新設することを禁止しており、全ての船舶について立入りにより確認を行っている。

v) 焼却設備に関する規制

船舶内で発生する油等（焼却が禁止されている物質を除く。）を焼却する場合には、技術基準に適合する船舶発生油等焼却設備の設置が義務付けられている。

e) 有害水バラストの排出防止に関する設備等

水バラストの移動に伴う生物の国際移動の防止を目的として、二国間以上の海域で水バラストの注排水を行う船舶については、その排出が規制され、有害水バラスト処理設備の設置

等が義務付けられている。

総トン数400トン以上の船舶のうち、内航船及びバラストタンクを有しない船舶以外の船舶については、有害水バラスト排出防止設備及び有害水バラスト排出防止措置手引書について定期的検査を実施している。また、400トン未満の船舶であって有害水バラスト処理設備を設置した船舶についても、立入りにより設備の作動確認を行っている。

#### (イ) 廃油処理施設の現状

管内の廃油処理施設は、廃油処理事業者4社4施設と自家用廃油処理施設として2社2施設が稼働している。

毎年、これら事業者及び施設設置者に立ち入り、廃油処理設備等の検査や処理水の分析等を実施している。

#### (ウ) 防汚塗料に関する検査

有機スズ化合物を含む有害な防汚塗料の使用を規制するため、総トン数20トン以上の船舶に対して、船舶の外板等に使用する防汚塗料に有機スズ化合物を含む塗料が用いられていないことを定期的検査において確認している。

#### (エ) 油濁防止管理者養成講習の実施

船舶所有者は、船舶からの油の不適正な排出の防止に関する業務の管理を行わせるために、対象船舶（総トン数200トン以上のタンカー）に乗り組む船舶職員のうちから油濁防止管理者を選任しなければならないこととなっている。神戸運輸監理部と近畿運輸局では、隔年で油濁防止管理者養成講習を行っている。なお、令和元年度は神戸運輸監理部において実施した。

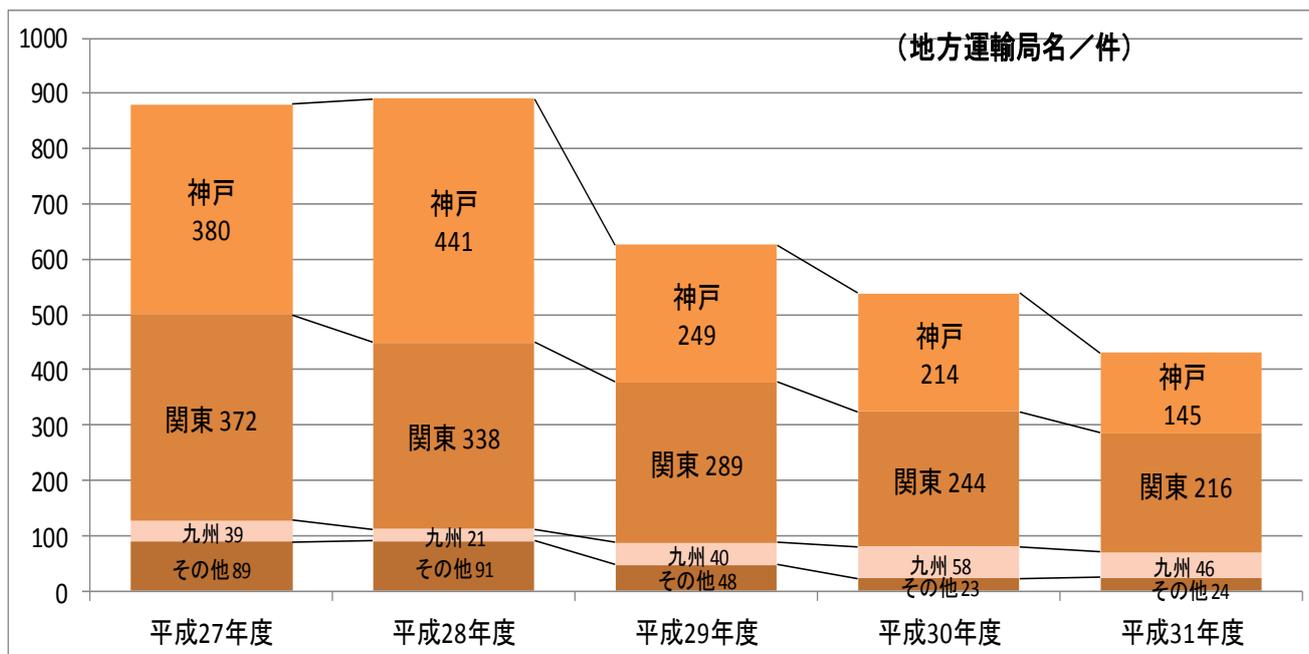
### (3) 船舶油濁損害賠償保障法に関する業務

我が国沿岸において、座礁した外国籍船を船主が放置し、やむを得ず自治体が費用負担し船骸撤去や油濁防除が行われる事例が相次いだことから、平成16年に油濁損害賠償保障法が改正され、平成17年3月1日から、既に保障契約の締結が義務付けられていたタンカーに加えて国際航海に従事し本邦の港に入港等する総トン数100トン以上のタンカー以外の船舶についても、油濁損害及び船骸撤去をてん補する保障契約の締結が義務付けられた。

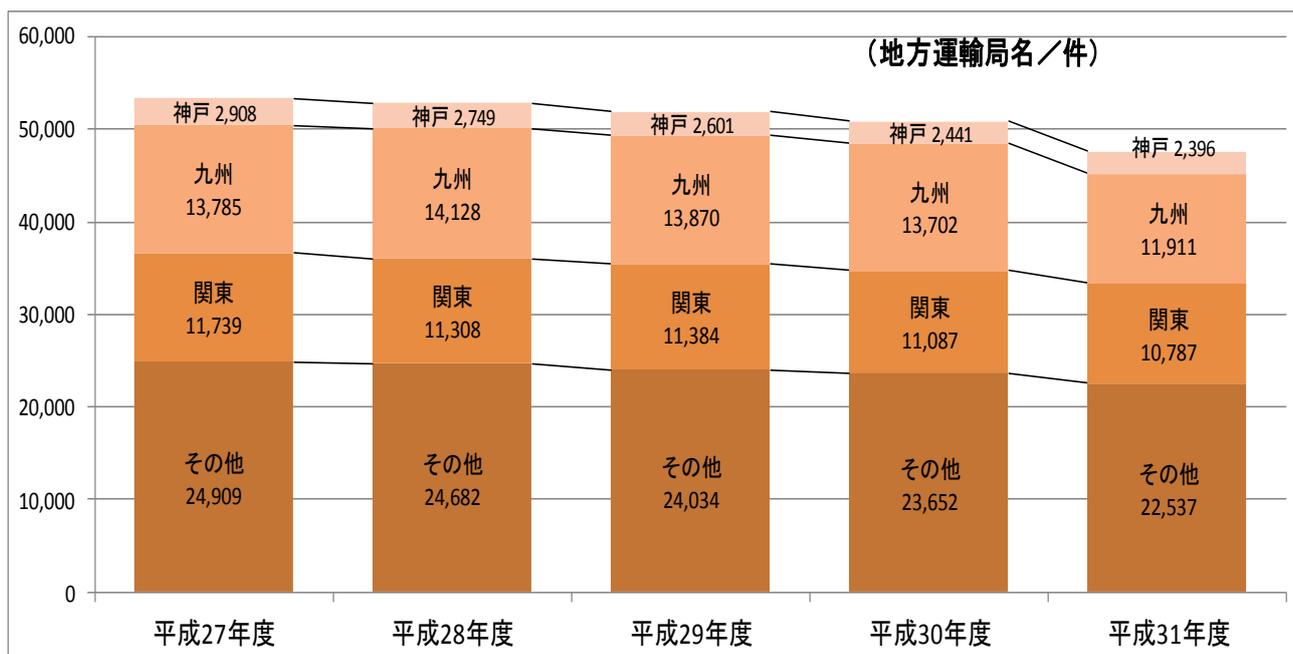
更に、船舶所有者の保険契約違反により保険会社から保険金が支払われず、船舶所有者による賠償もなされない事例が発生していることから、令和元年5月に同法を改正し、保険会社への直接請求権の付与、外国の裁判判決の効力及び保険契約締結の義務拡大を図った。なお、本改正により法令名が「船舶油濁等損害賠償法」（以下「油賠法」）に変更となり、令和2年10月から施行（同年3月から一部施行）される。

油賠法に基づき、保障契約の内容を審査し、一般船舶保障契約証明書の交付を行う（第3図）とともに、令和2年3月1日から条約証明書及び国内証明書の交付を行っている。また、入港等の前に船長等からの通報により一般船舶保障契約情報を確認し（第4図）、必要に応じて立入検査を行っている。

第3図 一般船舶保障契約証明書の交付件数



第4図 一般船舶保障契約情報の受理件数



### 3 海上交通監査計画

「海上交通監査計画」は、海上交通の安全確保、危機管理の徹底、海事法令適用基準の遵守及び運輸安全マネジメント体制の構築を目的として策定し、運航労務監理官、船舶検査官、船舶測度官及び外国船舶監督官（以下「執行官」）や海技試験官の連携のもと、計画的且つ効果的に監査等を行っている。

特に、ひとたび事故が発生すると大きな社会的影響を及ぼす旅客船や危険物積載船を中心として、人流や物流が集中する時期の前などに集中的に実施している。

令和元年度の同計画の実施状況については、第1表のとおりである。

第1表 令和元年度海上交通監査の実施状況

業務	執行官	対象	実施状況
旅客船等の安全点検	運航労務監理官 船舶検査官 船舶測度官	旅客船 旅客船ターミナル	52隻 45ヶ所
合同訓練	運航労務監理官 船舶検査官 船舶測度官	旅客船	9月11日及び12月10日に実施
輻輳海域における事故防止対策	運航労務監理官 船舶検査官 船舶測度官 外国船舶監督官	内航船舶 外国船舶	リーフレット配布 200枚
危険物積載船に対する訪船指導	船舶検査官 船舶安全環境課	危険物積載船	20隻
安全航行等に関する講習会	運航労務監理官 船舶検査官 海技試験官 船員労働環境・海技資格課	内航船・漁船等の乗組員	安全運航講習会5回
小型船舶の安全確保対策	船舶検査官 船舶安全環境課 船員労働環境・海技資格課	小型船舶	2295隻
船員労働安全衛生月間	運航労務監理官 船舶検査官 船員労働環境・海技資格課	内航船舶等	漁船44隻 内航船舶等97隻

#### 4 海事／船員行政品質マネジメントシステム

行政サービスが、国際的に高度なレベルで効率的に提供されることを目的に、海事技術行政を ISO 規格及び IMO 規則実施コードの要求事項に基づく「継続的に改善する品質マネジメントシステム」(海事QMS)として構築し、業務を実施している。

同様に、船舶の航行の安全及び船員の労働環境の向上を図るために行う船員に関する行政を ISO 規格、STCW 条約及び IMO 規則実施コードの要求事項に基づく「継続的に改善する品質マネジメントシステム」(船員行政QMS)として構築し、業務を実施している。

海上安全環境部

船員労働環境・海技資格課

# 1 船員の労働環境

## (1) 船員労働保護の業務

船員は、船舶という閉鎖された環境で、刻々と変化する厳しい気象・海象の中、継続的に就労し、また船内で食住をともにしている。このような特殊な労働環境であるため、労働基準法に加え、船員法を中心とした法律での保護が必要となっており、以下の(ア)～(キ)の業務を行っている。また、利用者利便を図るため、その事務の一部が第1表の指定市町においても取り扱われている。

第1表 船員法事務取扱件数（令和元年度）

局 海事事務所 指定市町別	種別	船員手帳				雇入契約の 成立等の届出				船長 就退職 証明	記載 事項 証明	航行報告			写真 はり 換え
		新規	再交付	書換	訂正	雇入	雇止	変更	更新			受理	証明	通数	
神戸運輸監理部(本庁舎)		1,000	8	695	27	2,229	2,205	670	7	2	0	70	70	73	0
姫路海事事務所		32	1	41	3	1,216	1,216	387	0	4	0	45	45	46	0
<b>小計</b>		<b>1,032</b>	<b>9</b>	<b>736</b>	<b>30</b>	<b>3,445</b>	<b>3,421</b>	<b>1,057</b>	<b>7</b>	<b>6</b>	<b>0</b>	<b>115</b>	<b>115</b>	<b>119</b>	<b>0</b>
尼崎市		2	0	0	1	201	194	35	0	0	0	0	0	0	0
加古川市		7	0	10	1	915	907	341	0	0	0	20	20	29	0
洲本市		1	1	1	0	16	13	0	0	0	0	5	5	5	0
淡路市		1	0	5	1	23	12	8	0	0	0	14	14	14	0
南あわじ市		4	0	4	3	44	37	9	0	0	0	4	4	4	0
姫路市		26	1	33	3	66	70	104	0	0	0	75	75	75	0
豊岡市		2	0	4	0	87	90	26	0	0	0	0	0	0	0
香美町		5	1	15	5	54	62	30	0	0	0	2	2	2	0
新温泉町		3	1	3	0	148	161	15	0	0	0	6	6	6	0
<b>小計</b>		<b>51</b>	<b>4</b>	<b>75</b>	<b>14</b>	<b>1,554</b>	<b>1,546</b>	<b>568</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>126</b>	<b>126</b>	<b>135</b>	<b>0</b>
<b>合計</b>		<b>1,083</b>	<b>13</b>	<b>811</b>	<b>44</b>	<b>4,999</b>	<b>4,967</b>	<b>1,625</b>	<b>7</b>	<b>6</b>	<b>0</b>	<b>241</b>	<b>241</b>	<b>254</b>	<b>0</b>

### (ア) 管内の船舶所有者等の状況

令和元年10月1日現在、管内に船員の主たる労務管理の事務所を置く船舶所有者269社からの報告によれば、所有船舶数は574隻、船員数は3,783人である。（第2表、第1図参照）

### (イ) 船員手帳の交付、雇入契約の成立等の届出

船員となり船舶に乗り組むためには、船員手帳の交付を受け、雇用契約とは別に雇入契約を締結し、船舶所有者又は船長は、その内容の雇入契約の成立等の届出を行い、その際、労働条件、各種資格等の確認を行う必要がある。

令和元年度は、1,951件の船員手帳の関係事務（交付、再交付、書換、訂正）、11,598件の雇入契約の成立等の届出関係事務（雇入、雇止、変更、更新）を行っている。

### (ウ) 一括届出

同一船舶所有者に属する複数船舶間において、頻繁に乗り組みが変更されるような旅客船、

タグボートなどは、雇入契約の成立等の届出の簡略化のため、一括届出制度がある。

令和2年3月31日現在、一括届出制度を利用している事業者は、29事業者あり、令和元年度には、当該制度に係る新規、変更、廃止、更新の許可・届出が174件あった。

(エ) 船員就業規則に関する事務

常時10人以上の船員を雇用する船舶所有者には、就業規則の届出義務を課し、就業規則に係る基準の充足の可否等を審査している。

令和2年3月31日現在の就業規則の届出事業者は、152事業者あり、令和元年度には、新規、廃止、変更（労働時間、休日休暇、賃金、定員表等）の届出が計69件あった。

(オ) 未払い賃金の立替払い事業に関する事務

倒産などで賃金が未払い状態になった場合、船員の生活安定・保護のために、独立行政法人労働者健康福祉機構で立替払事業を実施するにあたり、地方運輸局等において事実上の倒産の認定、未払い賃金の額の確認等を行っている。

令和元年度は、未払い賃金の額等の確認及び、事実上の倒産の認定は無かった。

(カ) その他資格認定等の事務（令和元年度）

当直部員の認定	本局	422件	姫路	19件
危険物等取扱責任者の認定	本局	167件	姫路	23件
旅客船教育訓練の認定	本局	2件	姫路	0件
救命艇手適任証書交付	本局	19件		
限定救命艇手適任証書交付	本局	2件		
船舶保安管理者適任証書交付	本局	66件		
特定海域運航責任者資格認定	本局	1件	姫路	0件

(キ) 海上労働検査制度に関する事務

平成25年5月1日から船員の労働条件等に関する検査制度が開始され、外航日本船舶について所定の要件に適合すると認めた場合には、海上労働証書の発給等を行っている。

海上労働証書交付・書換	（令和元年度）	本局	1件
		姫路	0件

第2表 船員法適用船員数

< ①船種別 >

(令和元年10月1日現在)

区分		本局・支局別		合計
		本局	姫路	
汽船	船舶所有者数	68	26	94
	隻数	142	62	204
	乗組員数	1,077	217	1,294
漁船	船舶所有者数	60	0	60
	隻数	62	0	62
	乗組員数	493	0	493
その他	船舶所有者数	60	55	115
	隻数	223	85	308
	乗組員数	990	351	1,341
計	船舶所有者数	188	81	269
	隻数	427	147	574
	乗組員数	2,560	568	3,128
船員数内訳	乗組員数	2,560	568	3,128
	予備員数	575	25	600
	計	3,135	593	3,728
	非雇用船員数	43	12	55
	適用船員数	3,178	605	3,783

注. 「その他」とは、汽船（貨物船・旅客船等）及び漁船以外の船舶（官庁船等）である。

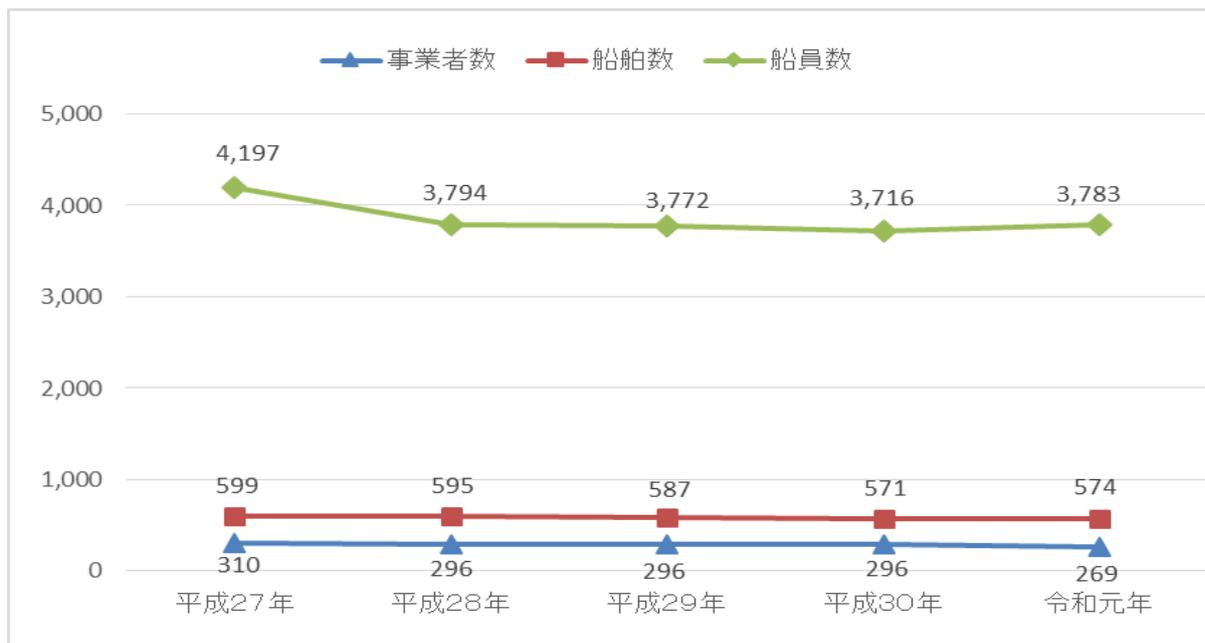
第2表の数値は、令和元年10月1日現在の船員法第111条に基づく事業状況報告によるものであり、管内船員法適用船員数とは必ずしも一致しない。

< ② 総トン数別 >

(令和元年10月1日現在)

区分		本局・支局別		合計
		本局	姫路	
5～19	隻数	103	35	138
	乗組員数	242	43	285
20～99	隻数	97	19	116
	乗組員数	590	45	635
100～499	隻数	163	83	246
	乗組員数	883	407	1,290
500～699	隻数	0	4	4
	乗組員数		28	28
700～999	隻数	16	6	22
	乗組員数	147	45	192
1000～4999	隻数	18	0	18
	乗組員数	292	0	292
5000～9999	隻数	9	0	9
	乗組員数	127	0	127
10000～	隻数	17	0	17
	乗組員数	272	0	272
その他	隻数	3	1	4
	乗組員数	1	0	1
計	隻数	426	148	574
	乗組員数	2,554	568	3,122

## 第1図 船員法適用船員の現況



### (2) 船員衛生環境等の業務

#### (ア) 船員の健康を証明する医療機関の指定に関する事務

雇用されている船員は、定期的に国土交通大臣が指定した医療機関において健康診断を受診し、医師により船員労働への従事の可否について判断されている。令和2年3月31日現在、本局管内52機関、姫路海事事務所管内14機関、合計66機関の医療機関が指定を受けている。

#### (イ) 衛生管理者・船舶料理士に関する事務

船舶は、航行区域・総トン数等により衛生管理者や船舶料理士の乗船が義務づけられている。管内における令和元年度の事務取扱状況は、以下のとおりである。

衛生管理者（認定113件、再交付2件、引替3件）

船舶料理士（証明書交付32件、再交付0件、引替0件）

### (3) マルシップに関する事務

#### (ア) マルシップに乗り組む日本人及び外国人船員の雇入契約等の届出等の状況

外国法人等に貸し付けられている日本船舶（マルシップ）に係る事務取扱状況は、第3表のとおりである。なお、日本人船員を配乗させる場合は、船員労政課において事前審査による「船員個票」が交付された者に限り雇入契約の届出を受理することとしている。

平成23年10月より制度化された外航船に係る雇入契約成立等の届出事務の改善を目的とした電子届出に係る事務を平成24年11月より行っている。

また、令和元年度のマルシップに乗り組む外国人船員への船員手帳交付状況は、第4表のとおりである。

第3表 マルシップ雇入契約の成立等の届出の取扱状況（令和元年度）

		雇入契約等の届出内訳			
		雇入	雇止	変更	更新
雇入契約等届出件数		996	1,038	268	0
マルシップ	日本人	61	59	12	0
	外国人	935	979	256	0
電子届出		862	884	256	0

（注）「マルシップ」は内訳、「電子届出」は内数。

第4表 マルシップに乗り組む外国人船員への船員手帳交付状況（令和元年度）

		船員手帳交付等の申請内訳			
		新規	書換	再交付	訂正
船員手帳交付等件数		829	621	6	11

(イ) 外国法人等に移動する日本人船員の取扱い

日本の船舶所有者に雇用されている日本人船員が、技術指導等のため外国法人等に移動する場合、一定の要件を備え、地方運輸局長（運輸監理部長を含む）の認定を受けたものについては、予備船員として取り扱うことになっている。

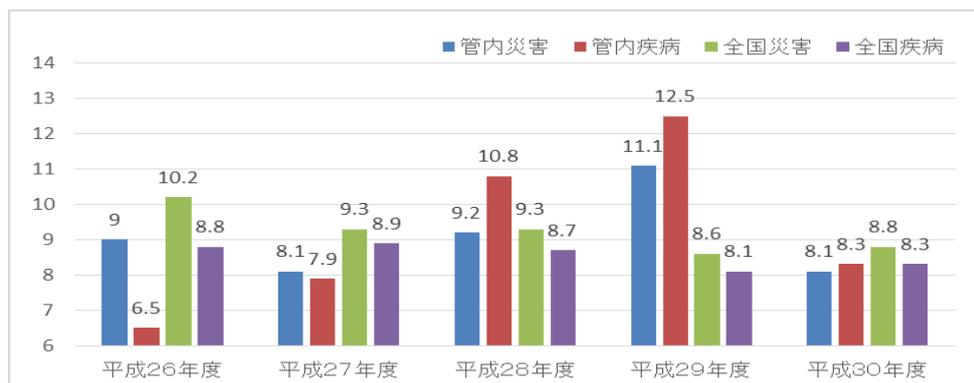
令和元年度は、外国籍船舶の移動認定関係事務を3件、船員認定を105人行った。

(4) 船員災害防止対策

(ア) 災害・疾病発生状況

平成26年度から平成30年度の5か年間における災害疾病発生率の推移（全船種）は、第2図のとおりとなっている。

第2図 最近5か年間の災害疾病発生率の推移（全船種・千人率）



平成30年度における管内の船員災害疾病発生状況は、第5表のとおりである。災害発生率は、全船種では全国平均値を0.7ポイント下回っており、疾病発生率は、全船種では全国平均値と同じ発生率となっている。

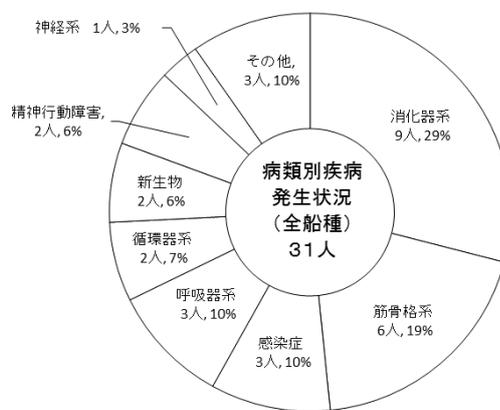
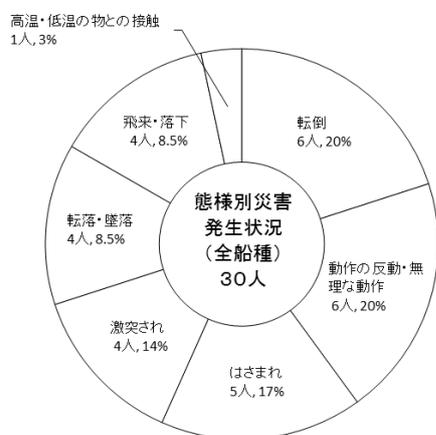
また、平成30年度の態様別災害発生状況及び病類別疾病発生状況は、それぞれ第3図及び第4図のとおりとなっている。

第5表 管内船員災害疾病発生状況（平成30年度）

区分	一般船舶		漁船		その他		全船種		全国平均 千人率
	人数	千人率	人数	千人率	人数	千人率	人数	千人率	
災害	13	7.6	6	11.7	11	7.3	30	8.1	8.8
疾病	18	10.6	6	11.7	7	4.7	31	8.3	8.3
船員数	1,702		511		1,503		3,716		

- (注) 1. 船員数は、平成30年10月1日現在で、予備船員を含んだものである。  
 2. 千人率とは船員千人あたりの災害疾病発生数である。

第3図 態様別災害発生状況（平成30年度） 第4図 病類別疾病発生状況（平成30年度）



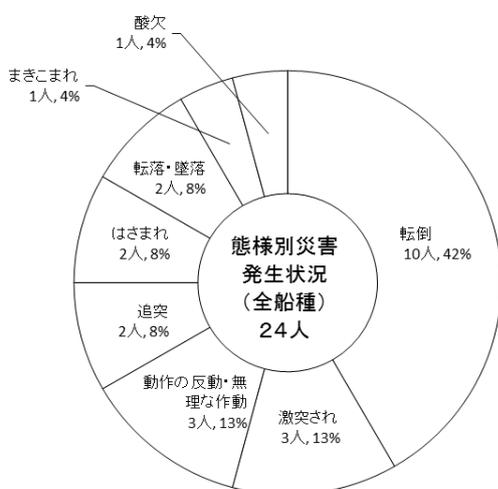
令和元年度の管内の船員災害疾病発生状況（速報値）は、第6表のとおりとなっている。

また、令和元年度の管内の態様別災害発生状況及び病類別疾病発生状況（速報値）は、それぞれ第5図及び第6図のとおりとなっている。

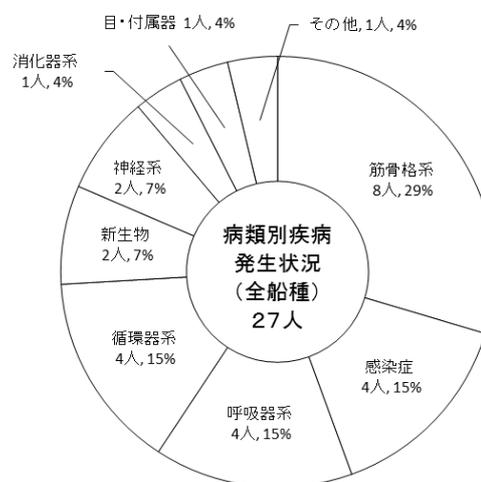
第6表 管内船員災害疾病発生状況（令和元年度速報値）

区分	一般船舶		漁 船		そ の 他		全船種	
	人 数	千人率	人 数	千人率	人 数	千人率	人 数	千人率
災 害	4	2.3	8	16.0	12	7.9	24	6.3
疾 病	15	8.5	8	16.0	4	2.6	27	7.1
船員数	1,758		501		1,524		3,783	

第5図 態様別災害発生状況  
（令和元年度速報値）



第6図 病類別疾病発生状況  
（令和元年度速報値）



(イ) 神戸船員災害防止連絡会議の開催

関係団体、官公庁及び船員災害防止協会等を構成員とする「神戸船員災害防止連絡会議」を以下のとおり開催した。

第1回：令和元年5月30日(神戸) 「令和元年度船員災害防止実施計画」確認

第2回：新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止(但馬)

なお、管内における「令和元年度船員災害防止実施計画」の概要は、以下のとおりである。

a) 死亡・重大災害の撲滅

- ・海中転落防止のため、安全な通路・足場の確保状況や転落危険個所への安全索・安全ネット等の設置状況を確認。
- ・海中転落の際の存命率向上のため、作業用救命衣の着用徹底を指導。
- ・事故の未然防止のため、作業前のミーティングや作業中の意思の伝達・合図等のコミュニケーションの強化・充実を図る。
- ・死亡・重大災害撲滅のため、船舶所有者による自主点検をはじめとして安全衛生管理体制の整備とその活動の推進を図る。
- ・8月の集中訪船指導の機会に、作業用救命衣着用の徹底及び漁労中・漁獲物選定作業中の

安全意識の向上を図る。

b) 船員の健康増進対策

- ・生活習慣病やメタボリックシンドローム等の克服のため、食生活の改善等の健康増進対策について啓発を図る。
- ・船員無料健康相談の実施。
- ・医師等を講師とした最新の医療、健康情報に関する講演会の実施。

(ウ) 船員労働安全衛生月間（9月1日～30日）

昭和32年以来、「船員労働安全衛生月間」運動が全国的に展開されている。月間運動の推進機関として以下が設置され、船員労働災害防止に係る各種取り組みを推進している。

本 局 管 内 ： 神戸地方船員労働安全衛生協議会

姫路海事事務所管内 ： 姫路地方船員労働安全衛生協議会

- ・令和元年度（第63回）は“元気に乗船 無事故で下船 笑顔で帰宅のゼロ災害”のスローガンのもと、各種広報、安全衛生指導（訪船・訪社）、講演会、自主点検の促進、無料健康相談所の開設等の行事を実施した。

(エ) 但馬地区における漁船員の安全衛生対策

但馬地区における漁船員の安全衛生対策として、以下の取り組みを行った。

6月3日 ： 但馬漁協香住支所 船員総会において、安全に係る講話を行った。

(オ) 神戸・淡路地区における船員の安全対策

重大災害撲滅を目指し、以下の取り組みに協力した。

9月24日：「海中転落者救助訓練」

（主催：大阪湾パイロットボート株式会社、62名参加）

(カ) 安全衛生管理体制の確立

令和元年度末現在、本局管内で「船員災害防止活動の促進に関する法律」に基づき総括安全衛生担当者を選任している事業者は、9社（うち任意選任6社）、安全衛生委員会を設置している事業者は14社（うち任意設置5社）ある。なお、姫路海事事務所管内においては、総括安全衛生担当者の選任及び安全衛生委員会を設置している事業者はない。

(キ) 船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度の創設

船員の労働災害防止に必要な自主的な取り組みの促進を図るため、個々の船舶所有者の自主的努力を評価し認定する「船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度」について、令和元年度末現在、管内では5事業者（1級：5者）が認定されている。

## 2 海技資格事務の現況

### (1) 海技士国家試験

#### (ア) 定期試験

令和元年4月、7月、10月、令和2年2月の計4回実施し、申請者数及び合格者数は第7表のとおりである。

第7表 海技士国家試験定期試験の申請者数及び合格者数 (令和元年度)

種別 \ 区分	申請者数			合格者数		
	併科	本科	則36条	併科	本科	則36条
航海1～6級	36	534	380	0	148	75
機関1～6級	23	368	246	1	149	71
*通信1～4級	—	30	—	—	30	—
合計	59	932	626	1	327	146

\* 「通信1～4級」は、海技士(通信)1～3級と、海技士(電子通信)1～4級の合計である。

\* 「則36条」は、「本科」の内数である。

#### (イ) 臨時試験

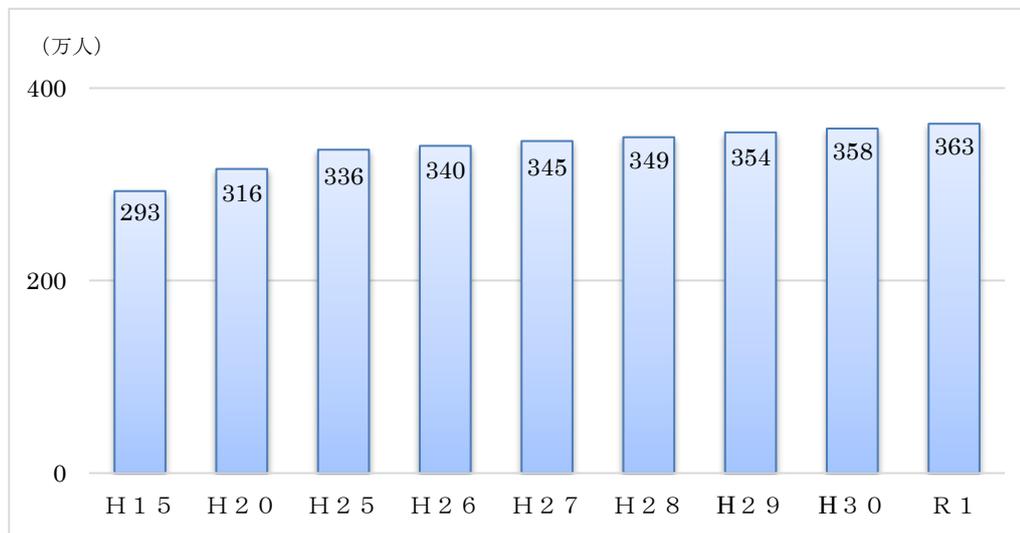
神戸市で2回、美方郡香美町で1回実施した。申請者総数は118名で、合格者総数は108名であった。

### (2) 小型船舶操縦士国家試験

(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会が国土交通大臣の指定を受けて小型船舶操縦士国家試験を実施している。

なお、全国における小型船舶操縦士免許受有者数の推移については、第7図のとおりである。

第7図 小型船舶操縦士免許受有者数(全国)の推移



(国土交通省海事局海技課の統計資料より作成)

### (3) 免許関係事務等

令和元年度における免許等各種申請件数と、船舶職員及び小型船舶操縦者法関係事務取扱件数は、第8表及び第9表のとおりである。

第8表 免許等各種申請の取扱件数

種別 \ 区分	免許	訂正・再交付	限定解除	更新
航海1～6級	101	50	65	397
機関1～6級	119	42	22	258
通信1～4級	27	5	—	28
小型船舶操縦士	618	463	0	3,050
合計	865	560	87	3,733

第9表 船舶職員及び小型船舶操縦者法関係事務取扱件数

件名		件数
船舶職員及び小型船舶操縦者法関係申請書受理件数	乗組み基準特例許可（法第20条）	38
	同等業務経験認定（法第7条の2第3項第2号）	166
計		204
海技士試験関係合格証明書交付件数	筆記試験合格証明書	114
	身体検査合格証明書	30
	筆記試験科目免除証明書	44
	合格証明書	36
計		224

### (4) 登録船舶職員養成施設での養成等

管内には、登録船舶職員養成施設として国立大学法人神戸大学及び兵庫県立香住高等学校が登録されている。また、登録小型船舶教習所として近畿小型船舶教習所及び西日本海技専門学院が登録されている。

### (5) 登録更新講習等実施機関での更新及び失効再交付講習

管内において更新及び失効再交付講習を実施する登録更新講習等実施機関として、近畿小型船舶教習所、(株)ハイビスカスボートクラブ、神戸海技専門学院及び西日本海技専門学院が登録されており、令和元年度においては第10表のとおり実施された。

第10表 更新・失効再交付講習の実施状況

講習機関	講習の種別	小型船舶操縦士	
		更新講習 (人)	失効再交付講習 (人)
近畿小型船舶教習所		638	10
(株) ハイビスカスボートクラブ		335	24
神戸海技専門学院		364	120
西日本海技専門学院		6	2
合計		1,343	156

(6) 最少安全配員証書の交付

船舶の最少の安全な配員を示す証書を交付することとなっており、令和元年度の交付実績は10件である。

(7) プレジャーボート等小型船舶安全対策の推進

「酒酔い等操縦の禁止」「危険操縦の禁止」「免許者の自己操縦」「ライフジャケット等の着用」等の小型船舶操縦者（船長）の遵守事項についての周知・啓発を目的として、フローティングボートショー等でのライフジャケット着用に関するリーフレットの配布や講演会を行うなど、小型船舶の安全対策を推進した。

令和元年度における周知・啓発及び安全指導等の活動実績は、次のとおりである。

(周知・啓発) 神戸地区(10回)、芦屋以東地区(0回)、明石以西地区(27回)、淡路地区(1回)、但馬地区(7回)

(安全指導等) 神戸地区(7回)、芦屋以東地区(0回)、明石以西地区(22回)、淡路地区(0回)、但馬地区(8回)

3 水先の現況

(1) 水先区及び水先区水先人会の現況

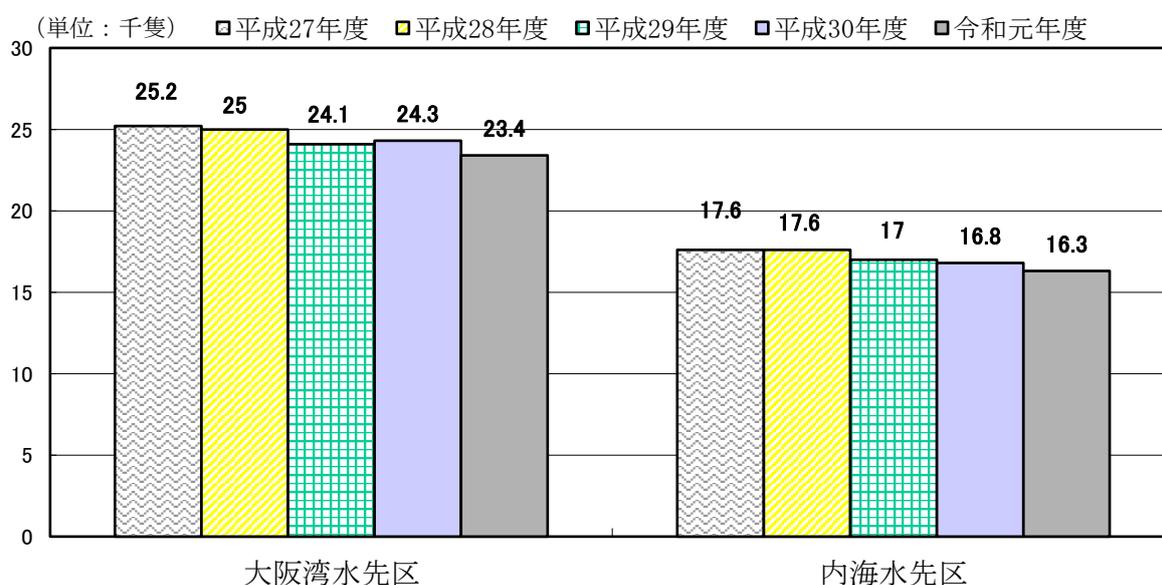
管内には、「友が島水道南部から阪神港を擁する大阪湾北部水域」を所掌する大阪湾水先区及び「明石海峡から伊予灘、周防灘に至る瀬戸内海水域」を所掌する内海水先区がある。水先人数は令和2年3月31日現在、大阪湾水先区：103名（1級79名、2級17名、3級7名）、内海水先区：149名（1級119名、2級23名、3級7名）の合計252名で、令和元年度の実績については第11表のとおりであり、過去5年間の推移は第8図のとおりである。

水先人乗船船舶の海難事故は、令和元年度は5件であった。

第11表 水先実績

水先人会	日本船舶 (千ト)		外国船舶 (千ト)		合 計 (千ト)		対前年度比 (%)	
	隻数	総ト数	隻数	総ト数	隻数	総ト数	隻数	総ト数
大阪湾水先区	1,325	104,962	22,112	904,185	23,437	1,009,147	96.6	96.7
内海水先区	1,415	103,301	14,916	579,361	16,331	682,662	97.3	98.1
合 計	2,740	208,263	37,028	1,483,546	39,768	1,691,809	96.9	97.3

第8図 管内水先実績の推移（隻数）



## (2) 水先人試験

令和元年度の新規水先人試験については、登録水先人養成施設の課程を修了した者（見込みも含む）46名に対して筆記試験を実施し、また、筆記試験合格者のうち大阪湾水先区及び内海水先区について口述試験を実施している。また、進級水先人試験については、大阪湾水先区及び内海水先区の3級水先人に対して筆記試験及び口述試験を実施している。

令和元年度の神戸運輸監理部管轄の水先人試験合格者（進級を含む。）は合計25名（大阪湾水先区：1級3名、2級2名（進級のみ）、3級2名／内海水先区：1級9名、2級5名、3級4名）である。

## (3) 能力認定試験

強制水先区内において、一定回数以上の航海実歴を有した外国人船長について能力認定試験に合格した者は、水先人を乗り組ませなくても航行できることとなっており、大阪湾区、備讃瀬戸区、来島区の試験については、神戸運輸監理部で行うこととなっている。令和元年度の受験者は

なかった。

#### (4) 航海実歴認定

強制水先区域内において、一定回数以上の航海実歴を有すると認定を受けた船長が乗り組む日本船舶又は日本船舶を所有することができる者が借り入れた日本船舶以外の船舶には、水先人を乗り込ませなくても航行できることとなっており、令和元年度における認定件数は、大阪湾区で新規認定11件、再認定12件あった。

海上安全環境部  
運航勞務監理官

## 1 運航労務監理官の業務

運航労務監理官は、適切な船舶の運航管理や船員の労働環境の整備等を通じた航行の安全を確保するため、国内旅客船・貨物船等を対象として、海上運送法及び内航海運業法に基づく運航管理に関する監査業務、船員法等に基づく船員労務監査業務、船員職業安定法に基づく船員派遣業に関する監査業務並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく海技資格に関する監査業務を一元的に実施するとともに、平成18年度に創設された運輸安全マネジメント制度に基づき各事業者への運輸安全マネジメント評価を実施している。

### (1) 運航管理監査等の実施状況

#### (ア) 運航管理に関する監査

海上運送法及び内航海運業法に基づき実施した運航管理監査は第1表のとおりである。

第1表 運航管理監査実施状況（令和元年度）

		旅客船	貨物船	合計
運航管理監査	事業場監査	1	1	2
	船舶監査	53	137	190

(注) 船舶監査（安全管理規程の備置及び遵守状況）は、船員労務監査と併せて実施した場合も含む。

#### (イ) 旅客船事業に係る安全確認検査等

海上運送法に基づき実施した旅客船事業に係る就航前安全確認検査等は第2表のとおりである。

第2表 安全確認検査等実施状況（令和元年度）

	フェリー		在来船		合計	
	件数	事業者数	件数	事業者数	件数	事業者数
就航前安全確認検査	1	1	1	1	2	2
許認可等安全確認検査	4	1	3	2	7	3

#### (ウ) 運航管理者及び乗組員研修会並びに安全統括管理者研修会の実施

旅客輸送の安全確保を図るため、旅客船事業者の運航管理者及び乗組員を対象に実施した運航管理者及び乗組員研修会は第3表のとおりである。

第3表 運航管理者及び乗組員研修会（令和元年度）

【第1回】 令和元年 11月29日	神戸観光の推進	神戸市経済局観光MICE部観光企画課 調整担当係長 阪田 智仁 氏
-------------------------	---------	---

[共催] 神戸運輸監理部 神戸旅客船協会	人と接するため のもてなしの心	株式会社神戸クルーザー クルーズマネージャー 豊田 真由美 氏
	旅客船の安全運 航について	神戸運輸監理部 海上安全環境部 運航労務監理官 藤原 和弘

\*令和2年3月2日に予定していた安全統括管理者研修会及び第2回運航管理者及び乗組員研修会はコロナウイルス感染予防のため中止

## (2) 船員労務監査等の実施状況

### (ア) 船員職業安定法に基づく監査

船員職業安定法に基づく船員派遣実態に関する船舶監査は43隻である。

### (イ) 船員法等に基づく監査

令和元年度の監査実績は、第4表～第9表のとおり、監査船舶数310隻、監査事業場数2社であり、監査の結果は、戒告9件、勧告1件であった。違反等のポイントが一定以上となった船舶所有者等について、記者発表及びホームページ掲載による公表を行うこととしているが、令和元年度における公表件数はなかった。

第4表 監査船舶及び事業場数（令和元年度）

監 査 実 施 局	汽 船		漁 船	船 舶 計	事 業 場	合 計
	700ト 以上	700ト 未満				
本 局	22	144	46	212	1	213
姫 路	6	92	0	98	1	99
合 計	28	236	46	310	2	312

(注) 件数には、災害発生時監査及び海難発生時監査実績に加え、旅客船安全総点検時に併せて実施した船舶監査実績を含む。

第5表 船員法条項別違反件数（令和元年度）

違 反 条 項		本 局	姫 路	合 計
船員法	10条	1	1	2
	甲板上の指揮			

	14条の4	航海の安全の確保	4	0	4
労安則	50条	有害気体等が発生するおそれのある場所等で行う作業	0	2	2
	51条	高所作業	0	1	1
合 計			5	4	9

第6表 船員法等条項別勧告件数（令和元年度）

勧告条項			本局	姫路	合計
船員法	50条	船員手帳	0	1	1

第7表 船員労務監査件数及び違反・勧告件数の推移

		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
監査件数	船舶監査	295	312	316	316	310
	事業場監査	5	3	2	1	2
	合計	300	315	318	317	312
違反件数	船舶監査	12	5	7	5	9
	事業場監査	0	0	0	0	0
	合計	12	5	7	5	9
勧告件数	船舶監査	13	1	0	0	1
	事業場監査	0	0	0	0	0
	合計	13	1	0	0	1

第8表 災害発生時監査状況（令和元年度）

監査実施局	監査隻数	船種	災害種類	被災状況	処分
本局	2	漁船	その他 (挟まれ)	右手中指切断	違反なし
		漁船	飛来	肋骨骨折	違反なし

姫路	2	砂利運搬船兼貨物船	甲板機械取扱	頸椎骨折	違反1件
		油タンカー兼引火性液体物質ばら積船兼液体化学薬品ばら積船	酸素欠乏	低酸素血症	違反2件
合計	4				

第9表 海難発生時監査状況（令和元年度）

監査実施局	監査隻数	海難種類	船種別内訳	処分
本局	7	船底接触 衝突（他船） 衝突（他船） 衝突（他船） 衝突（他船） 衝突（他船） 乗揚	油タンカー 貨物船 貨物船 貨物船 貨物船 貨物船 貨物船	違反1件 違反なし 違反なし 違反1件 違反1件 違反1件 違反1件
姫路	2	火災 衝突（対船）	石材兼砂利運搬船 石材砂利運搬船	違反1件 違反なし
合計	9			

(ウ) 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく監査

船員法等に基づく船舶監査の際に行った船舶職員又は小型船舶操縦者の乗り組みにかかる海技資格の監査において、違反が認められたものについては船員労働環境・海技資格課へ通報し、行政処分を行うこととしているが、令和元年度における違反はなかった。

(3) 運輸安全マネジメント制度に基づく評価等について

平成17年にJR福知山線脱線事故をはじめとしたヒューマンエラーに起因すると見られる事故・トラブルが多発したことから、事業者自らが経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制を構築・維持し、国がその取組みに対して評価・助言する「運輸安全マネジメント評価制度」が平成18年10月に創設され、神戸運輸監理部では平成19年度から実施している。これまで評価を行った事業者数は第10表のとおりであり、合計287社（延べ数）に対して実施した。

第10表 評価を行った事業者数（令和2年3月31日現在）

	旅客船事業者	内航運送事業者	合 計
平成19年度	7	5	12
平成20年度	10	7	17
平成21年度	22	15	37
平成22年度	20	31	51
平成23年度	11	29	40
平成24年度	13	26	39
平成25年度	6	10	16
平成26年度	7	9	16
平成27年度	7	9	16
平成28年度	8	5	13
平成29年度	6	5	11
平成30年度	6	5	11
令和元年度	3	5	8
合 計	126	161	287

海上安全環境部  
外国船舶監督官

## 1 外国船舶の監督

### (1) P S Cの概要及び体制

P S C（ポート・ステート・コントロール：寄港国による外国船舶の監督）は、海上における安全確保、海洋環境保全及び船員の労働環境向上のため、条約不適合船舶（サブスタンダード船）の排除を目的として外国船舶監督官等により実施されている。主たる業務は、本邦内の港湾に入港する外国籍船舶に対する立入検査であり、国際条約の基準に基づいて検査を実施し、基準を満足しない場合は欠陥として指摘し、是正を指導している。当該欠陥が、本船、乗組員又は海洋環境保護等に対する切迫した脅威となるような重大なものである場合は、行政処分により是正されるまで出港を差し止める、拘留処分とすることもある。

管内では、国際戦略港湾である神戸港、国際拠点港湾である姫路港をはじめ、尼崎西宮芦屋港、東播磨港、相生港、赤穂港等に於いてP S Cを実施している。

### (2) 管内P S Cの概要

令和元年度のP S C対象船を含む外航船の入港状況については、管内では神戸港が最も多くの入港隻数を数える。船種別では、コンテナ船の入港が最も多く、総入港隻数の半数を占め、次いで一般貨物船、タンカー、自動車専用船と続いている。

また、他の管内各港湾（姫路港、東播磨港、尼崎西宮芦屋港）の外航船入港状況については、ほとんどが一般貨物船であるが、特徴的な傾向として、姫路港についてはL N G船、東播磨港については鉱石、石炭を運搬するばら積み貨物船（バルク・キャリア）、尼崎西宮芦屋港については、中国が2018年末からスクラップ等の輸入制限を行った影響を受けて入港船舶が激減しているものの、他国向けの金属スクラップを積み出す一般貨物船の入港が見られる。

神戸管内で実施しているP S C対象船舶を船種別に見た場合、一般貨物船が最も多い状況であるが、管内の大手鉄鋼メーカー向けに鉄鉱石等を運送する大型バルクキャリアの検査隻数も多い傾向があり、神戸管内の特徴の一つとなっている。他に、それぞれの隻数は少ないものの、ケミカルタンカー、旅客船、自動車専用船、冷凍貨物運搬船等、幅広い船種について検査をしているのも神戸管内の特徴である。

検査において指摘される欠陥の傾向として、令和元年度においては消防設備に関する欠陥が最も多く、次いで救命設備、航海設備等と続いている。これは、神戸管内だけでなく東京MOU\*域内全体の傾向と同じである。

なお、令和元年度の重大な欠陥による拘留処分率は、1.3%である。

### (3) 東京MOU集中検査キャンペーン

東京MOUでは、毎年、重点項目を定めて各メンバー国が統一した方法で検査を実施するP S Cの集中検査キャンペーン（Concentrated Inspection Campaign：C I C）を行っている。

令和元年度は、非常用システム及び手順（Emergency Systems and Procedures）に関するC I Cを令和元年9月1日から11月30日までの3か月間実施し、管内においては123隻の外国船舶に対して実施した。

\* 東京MOU：アジア太平洋地域におけるPSCの協力体制を確立するため、平成5年12月に関係18カ国・地域（現在20カ国・地域）の間で、東京において交わされた覚書（「東京MOU」と称する。）。我が国は東京MOUの主導国としてPSC検査官の訓練・研修など、PSC協力体制の強化、発展に貢献している。（現正規メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム）

(4) 東京MOU事業の支援（外国人PSC研修生の受入れと技術交流）

（公財）東京エムオウユウ事務局が日本財団の支援を受けて実施しているPSC検査官一般研修（General Training Course：GTC）は、東京MOU域内各国の初級又は中堅のPSC検査官を対象として、座学によりPSC関係条約、手順等の基礎的な知識及び実地訓練によりPSC実務を習得させるものであり、毎年、域内各国からPSC検査官を我が国に受け入れており、近年は、中東地域、インド洋地域等、他地域のMOUからも参加を得ている。研修は、前半2週間の横浜における座学講習の後、各地方運輸局等において約10日間の船上実習及びレビューを行うもので、神戸運輸監理部においても令和元年8月～9月に行われた第9回GTCにおいて、座学講習へ講師として外国船舶監督官を派遣すると共に、船上実習では外国人研修生2名（パプアニューギニア、フィジー）を受け入れた。

(5) 係船装置及び係船作業に関する安全対策の取組み

管内では、平成21年3月20日に神戸港コンテナバースで発生した係船ロープ切断による綱取り作業員2名の死亡事故を受け、外国船舶の係船装置及び係船作業の安全に重点を置いたPSCを実施してきた。

例年2月にはこの事故の重大さを改めて認識し、再発防止に向けた安全対策の強化を図ることを目的として検査キャンペーンを実施していたが、令和2年2月は新型コロナウイルス感染拡大のため中止となった。

兵庫陸運部  
輸送部門

## 1 自動車運送事業の現況

### (1) 業務別事業者数及び車両数の推移

業務別の事業者数及び車両数の推移は、第1表のとおりである。

第1表 業務別事業者数及び車両数の推移

事業の種類		区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
旅	乗合	事業者数	54	56	62	64	64
		車両数	2,940	3,015	3,075	3,094	3,052
	貸切	事業者数	149	135	138	133	127
		車両数	1,523	1,323	1,519	1,497	1,489
	乗用	事業者数	[1,232]	[1,205]	[1,162]	[1,124]	[1,072]
			1,980	1,969	1,930	1,910	1,865
特定	事業者数	18	27	24	27	27	
	車両数	110	125	185	135	140	
貨物	特別積合	事業者数	6	5	4	6	6
		車両数	366	360	339	353	350
	一般	事業者数	2,223	2,203	2,237	2,270	2,279
		車両数	53,167	53,310	47,766	48,410	48,900
	特定	事業者数	8	8	7	10	10
		車両数	104	103	94	113	113
	霊柩	事業者数	131	132	137	140	138
		車両数	482	485	493	484	491
	貨物軽自動車運送	事業者数	6,041	6,523	6,951	7,126	7,456
		車両数	9,542	9,703	10,391	11,058	11,805
利用運送	事業者数	3,145	3,184	3,209	3,219	3,246	

資料：国土交通省自動車局、近畿運輸局

(注) 1 乗用の〔 〕内は個人タクシーで内数。

2 「一般乗合旅客自動車運送事業」の事業者数は兵庫県内に営業所のある事業者数で通過事業者は含まれない。

3 「一般乗合旅客自動車運送事業」の事業者数、車両数に乗合タクシーを含む。

### (2) 乗合バス事業の現況

乗合バスは、公共交通機関として重要な役割を果たしている。そのなかで、輸送人員及び収入については、人口が増加傾向にある都市部において若干の増加が見られるものの、地方部においてはモータリゼーションの進展等に伴う自家用自動車の普及により、依然として輸送需要の減少が続いており、深刻な乗務員不足と併せて、乗合バス事業を取り巻く環境は極めて厳しい状況が続いている。

第2表 乗合バス事業の実績

項目 \ 年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
延実在車両数 (日車)		102.8%	100.8%	98.6%	96.7%	101.4%
		993,170	1,001,696	988,605	956,950	970,878
延実働車両数 (日車)		102.8%	100.9%	96.5%	96.2%	100.3%
		817,927	825,303	796,489	766,675	769,094
実働率 (%)		82.4	82.4	80.6	80.1	79.2
走行キロ (千キロ)		104.4%	101.7%	98.3%	93.8%	100.9%
		133,311	135,581	132,366	124,205	125,382
輸送人員 (千人)		105.1%	99.0%	100.5%	97.9%	99.8%
		250,308	247,787	249,145	243,968	243,714
運送収入 (千円)		101.7%	102.3%	102.2%	96.5%	96.2%
		50,953,412	52,150,456	53,305,823	51,469,021	49,549,304
実働 1日1車 当たり	走行キロ (キロ)	101.6%	100.8%	101.1%	97.5%	100.6%
		163.0	164.3	166.1	162.0	163.0
	輸送人員 (千人)	102.2%	98.1%	104.1%	101.7%	99.5%
	306.0	300.2	312.8	318.2	316.8	
	運送収入 (円)	98.9%	101.4%	105.9%	100.3%	95.9%
		62,296	63,189	66,926	67,128	64,426

資料: 近畿運輸局  
上段は、対前年比

### (3) 貸切バス事業の現況

貸切バス事業については、団体旅行の小口化、旅行商品の低価格化等により、運送収入は減少傾向であったが、安全コストが適切に反映された運賃・料金制度の導入や訪日外国人旅行者の増加等により近年は増加傾向に転じており、貸切バス事業を取り巻く環境は改善しつつある。

第3表 貸切バス事業の実績

項目 \ 年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
延実在車両数 (日車)		97.8%	96.6%	115.1%	96.4%	102.5%
		439,542	424,694	489,245	472,047	484,178
延実働車両数 (日車)		94.0%	88.2%	115.3%	88.2%	104.9%
		220,085	194,066	223,950	197,633	207,480
実働率 (%)		50.1	49.4	45.8	46.4	42.8
走行キロ (千キロ)		85.9%	81.1%	126.2%	88.6%	104.1%
		43,890	35,608	44,960	39,874	41,536
輸送人員 (千人)		99.7%	92.2%	110.8%	97.4%	96.7%
		10,290	9,492	10,593	10,321	9,987
運送収入 (千円)		94.2%	98.2%	114.0%	101.8%	103.9%
		12,531,648	12,302,888	14,013,042	14,277,250	14,839,063
実働 1日1車 当たり	走行キロ (キロ)	91.4%	92.0%	109.3%	100.4%	99.2%
		199.4	183.5	200.7	201.7	200.1
	輸送人員 (千人)	106.1%	104.5%	96.7%	110.3%	92.1%
	46.8	48.9	47.3	52.2	48.1	
	運送収入 (円)	100.2%	111.3%	98.7%	104.5%	104.3%
		56,940	63,395	62,572	68,550	71,520

資料: 近畿運輸局  
上段は、対前年比

#### (4) タクシー事業の現況

タクシー事業は、長引く景気の低迷により輸送需要が減少し、依然として厳しい経営環境にある。そのなかで、乗務員の労働条件の改善やサービス水準の向上等を実現するため、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、神戸市域交通圏及び東播磨交通圏が準特定地域に指定され、供給過剰状態の適正化や需要を喚起する活性化を進めることにより、タクシー事業の生産性向上を図ることとしている。

第4表 タクシー事業の実績

年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
項目	延実在車両数 (日車)	84.9% 2,536,499	99.4% 2,520,744	100.5% 2,534,192	99.3% 2,517,157	93.7% 2,360,074
	延実働車両数 (日車)	81.2% 1,813,543	96.4% 1,748,214	96.4% 1,685,733	96.3% 1,624,785	95.1% 1,545,525
	実働率 (%)	71.6	69.4	66.5	64.5	65.5
	総走行キロ (千キロ)	73.9% 291,982,889	97.2% 283,848,571	96.5% 274,187,600	97.1% 266,352,981	96.8% 258,011,108
	実車キロ (千キロ)	72.4% 121,077,847	97.7% 118,256,204	97.3% 115,104,098	99.3% 114,348,162	96.9% 110,912,970
	実車率 (%)	41.5	41.7	42.0	42.9	43.0
	輸送人員 (人)	76.5% 51,544,043	95.9% 49,424,454	97.2% 48,075,017	96.0% 46,168,636	94.9% 43,835,898
	運送収入 (千円)	79.4% 47,475,654	97.1% 46,083,862	98.0% 45,170,872	98.3% 44,420,787	97.5% 43,336,871
実働	走行キロ (キロ)	90.9% 160.8	101.0% 162.4	100.1% 162.6	100.7% 163.9	101.8% 166.9
	実車キロ (キロ)	89.1% 66.7	101.3% 67.6	100.8% 68.2	103.0% 70.3	102.1% 71.8
1日1車 当たり	輸送人員 (千人)	94.0% 28.4	99.6% 28.3	100.7% 28.5	99.6% 28.4	100.0% 28.4
	運送収入 (円)	97.7% 26,148	100.8% 26,361	101.6% 26,795	102.0% 27,339	102.5% 28,040

資料：近畿運輸局(法人タクシーの輸送実績)

上段は、対前年比

#### (5) トラック運送事業の現況

トラック運送事業については、輸送の安全対策とともに環境対策が重要な課題となっており、低公害車の普及促進など環境負荷の軽減に関する様々な施策が実施されているほか、事業における取引環境・労働時間改善、乗務員不足などが喫緊の課題となっている。

第5表 貨物自動車運送事業輸送実績の推移

区分		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
		トン数	シェア								
全 国	営業用	2,934,361	72.6%	2,916,827	72.6%	3,019,328	73.1%	3,031,940	73.5%	3,018,819	69.7%
	自家用	1,109,301	27.4%	1,102,047	27.4%	1,108,931	26.9%	1,091,020	26.5%	1,310,965	30.3%
	合計	4,043,662	100.0%	4,018,874	100.0%	4,128,259	100.0%	4,122,960	100.0%	4,329,784	100.0%
近 畿	営業用	448,548	79.1%	462,319	80.1%	464,079	81.4%	454,788	81.5%	459,396	81.6%
	自家用	118,869	20.9%	114,622	19.9%	105,758	18.6%	102,911	18.5%	103,373	18.4%
	合計	567,417	100.0%	576,941	100.0%	569,837	100.0%	557,699	100.0%	562,769	100.0%
兵 庫	営業用	163,920	81.7%	162,587	83.2%	147,242	84.1%	139,478	83.6%	130,583	83.1%
	自家用	36,783	18.3%	32,934	16.8%	27,863	15.9%	27,415	16.4%	26,522	16.9%
	合計	200,703	100.0%	195,521	100.0%	175,105	100.0%	166,893	100.0%	157,105	100.0%

資料：国土交通省「自動車輸送統計年報」

〔備考〕 シェア：全国＝全国における自家用、営業用貨物別の占有率  
 近畿＝近畿6府県における自家用、営業用貨物別の占有率  
 兵庫＝兵庫県内における自家用、営業用貨物別の占有率  
 自家用特殊用途車を除く

兵庫陸運部

監査部門

## 1 自動車監査指導の現況

輸送の安全の確保が最も重要であるという基本認識の下、自動車運送事業の適正な運営を図るため、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある重大な法令違反の疑いのある事業者を優先的に監査対象とするなど、事故の未然防止及び法令遵守の徹底を図ることを目的とした効果的な監査、及び監査の結果判明した法令違反に対する行政処分、並びに法令遵守意識の醸成のための呼出指導を実施している。

また、国土交通省では、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸安全マネジメント制度」が平成18年10月から導入され、神戸運輸監理部兵庫陸運部では、制度の浸透・定着を図るため、自動車運送事業者に対し運輸安全マネジメント評価を実施している。

第1表 令和元年度自動車運送事業の監査等状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
バス	4	6	5	1	2	5	7	7	8	4	2	0	51
タクシー	3	3	2	5	1	1	1	2	2	35	4	0	59
トラック	3	5	5	8	6	4	6	4	9	7	5	7	69
合計	10	14	12	14	9	10	14	13	19	46	11	7	179

※監査等は、臨店監査、呼出監査のほか、呼出指導を含む。

第2表 令和元年度自動車運送事業の行政処分等状況(監査による処分)

	許可取消	事業停止	車両の使用停止			警告	合計 件数
			件数	車両数	延日車数		
バス	0	0	12	49	1110	10	22
タクシー	0	0	6	55	380	4	10
トラック	0	0	36	77	1440	10	46
合計	0	0	54	181	2930	24	78

※行政処分等の種類

軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分、事業の停止処分、許可の取り消し処分を行政処分という。

また、行政処分に至らないもので軽微なものから順に、勧告、警告があり、これらを含めて行政処分等という。

兵庫陸運部  
検査整備保安部門

## 1 自動車分解整備事業の現況

### (1) 自動車分解整備事業者等の推移

自動車分解整備事業者数等については、微増傾向から横ばい傾向となっている。

第1表 自動車分解整備事業者数等の推移（各年度末現在）

項目 \ 年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
認証工場	3,390	3,392	3,409	3,403	3,399
認定工場	102	103	101	100	99
指定工場	1,124	1,126	1,133	1,133	1,136
整備主任者	7,905	7,908	7,944	7,950	7,869
自動車検査員	3,142	3,234	3,215	3,234	3,239

### (2) 自動車整備士の現況

最近は、少子化やくるま離れの進展、将来選択肢の多様化等により、自動車整備士を目指す若者が激減していることから、平成26年度から高等学校訪問をすることにより人材確保に取り組んでいる。

第2表 兵庫県内において合格した整備士数（単位：人）

項目 \ 年度		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
一級	大型自動車	-	-	-	-	-
	小型自動車	35	35	25	24	28
	二輪自動車	-	-	-	-	-
	小計	35	35	25	24	28
二級	ガソリン自動車	368	385	444	391	271
	ジーゼル自動車	315	322	367	339	254
	自動車シャシ	1	0	0	2	-
	二輪自動車	5	14	10	10	-
	小計	689	721	821	742	525
三級	自動車シャシ	75	87	90	63	41
	自動車ガソリン・エンジン	48	50	60	108	24
	自動車ジーゼル・エンジン	2	3	4	10	5
	二輪自動車	16	7	20	6	20
	小計	141	147	174	187	90
自動車	タイヤ	0	0	0	0	0
	電気装置	0	1	1	0	1
	車体	8	25	13	29	12
	小計	8	26	14	29	13
合計		873	929	1034	982	656

## 2 自動車検査業務の現況

### (1) 検査関係業務量の推移

兵庫陸運部における過去5年間の検査業務量の推移は、指定整備率が微増傾向にあり、継続検査（持込）は微減、新規検査はほぼ横ばいとなった。

第3表 兵庫陸運部 検査業務量推移

項目 \ 年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
指定整備	438,452	464,602	449,041	466,804	464,471
継続検査	92,819	94,023	90,045	92,251	91,671
新規検査等	25,991	28,189	27,251	24,036	26,883
指定整備率	82.53%	83.17%	83.19%	83.50%	83.52%

### (2) ユーザー車検件数の推移

兵庫陸運部における過去5年間のユーザー車検の推移はほぼ横ばいとなっている。

第4表 兵庫陸運部 ユーザー車検件数推移

項目 \ 年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年
持込車検総数	118,770	122,350	117,637	120,603	118,554
ユーザー車検数	45,185	45,358	43,347	43,092	43,771
ユーザー車検率	38.00%	37.10%	36.80%	36.80%	36.92%

### (3) 街頭検査実施状況(令和元年度) 第5表

街頭検査等の区分	実施回数	出動人員					検査車両数	うち整備不良車両数	うち不正改造車両数	検査証有効期間切れ車両数	整備命令発令件数	
		国土交通省	警察	自動車技術総合機構	その他	合計					法第54条	法第54条の2
一般街頭検査	12	60	32	11	191	294	282	6	5	0	法第54条	6
											法第54条の2	5
時間外街頭検査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	法第54条	0
											法第54条の2	0
構内検査	32	33	0	34	0	67	1922	0	7	0	法第54条	0
											法第54条の2	7
合計	44	93	32	45	191	361	2204	6	12	0	法第54条	6
											法第54条の2	12

### 3 運行管理者指導講習・整備管理者研修の状況

#### (1) 運行管理者指導講習実施状況

	基礎講習			一般講習			特別講習		
	バス	タクシー	トラック	バス	タクシー	トラック	バス	タクシー	トラック
平成27年度	7			20			5		
平成28年度	7			19			3		
平成29年度	7			19			4		
平成30年度	7			18			5		
令和元年度	8			17			4		

#### (2) 運行管理者指導講習受講者数

	基礎講習			一般講習			特別講習		
	バス	タクシー	トラック	バス	タクシー	トラック	バス	タクシー	トラック
平成27年度	194	103	935	293	280	2028	15	25	76
平成28年度	158	86	946	371	238	1714	9	18	48
平成29年度	164	141	839	317	200	1679	6	11	46
平成30年度	114	50	785	376	171	1483	11	11	28
令和元年度	99	56	771	323	159	1445	9	9	33

#### (3) 整備管理者研修実施状況

	選任前	選任後	合計
平成27年度	9	15	24
平成28年度	9	15	24
平成29年度	9	15	24
平成30年度	9	16	25
令和元年度	9	16	25

#### (4) 整備管理者研修受講者数

	選任前	選任後	合計
平成27年度	667	1,153	2,180
平成28年度	643	1,510	2,153
平成29年度	646	1,500	2,146
平成30年度	663	1,579	2,242
令和元年度	813	1,738	2,551

兵庫陸運部  
登録部門

## 1 管内自動車保有車両数の現況

兵庫県下の軽自動車を含む自動車保有車両数は、平成 27 年度から令和 1 年度にかけて対前年度を比較すると平成 27 年度からは保有車両数全体で対前年度比 0.31%、平成 28 年度は同 0.33%、平成 29 年度は同 0.13%、平成 30 年度は同 0.003%と若干増加しているが、近年は増加率が減少傾向にある。

令和元年度については、前年度と対比して兵庫県全体では微増となっており、また、神戸管内にあっては微減しているという状況であるが、これは昨年 10 月の消費税増税による車両の買い控えや、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛の影響などが要因と考えられる。

第 1 表 自動車保有車両数（登録車（小型二輪車を含む）・軽自動車） （各年度末現在）

